

自己点検評価書

令和 3(2021)年 9 月

四天王寺大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	45
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 地域貢献と社会連携	85

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の起源は、推古元（593）年に四天王寺に置かれた^{きやうてんいん}敬田院にさかのぼる。

大正 11（1922）年の聖徳太子御聖忌 1300 年にあたって、四天王寺住職の吉田源應大僧正が中心となり、敬田院の精神の実践の場として天王寺高等女学校（現・四天王寺高等学校）が設立された。学校法人四天王寺学園として令和 4（2022）年に創立 100 周年を迎える。

本学は昭和 42（1967）年に女子大学として併設され、共学化を経て今日に至る。

令和 3（2021）年現在の大学は、日本学科、国際キャリア学科、社会学科、人間福祉学科からなる人文社会学部に、教育学部教育学科、経営学部経営学科、看護学部看護学科を合わせて 4 学部 7 学科の構成になる。

また大学院は、人文社会学研究科人間福祉専攻、看護学研究科看護学専攻の 2 研究科 2 専攻からなる。

学校法人四天王寺学園の掲げる「建学の精神」には次のようにある。

聖徳太子は、推古元(593)年に四天王寺を創建し、敬田院とされました。その設立の精神は「^{えいかつごう}依渴仰 ^{だんあくしゆぜん}断悪修善 ^{そくしやうむじやうだいぼだいしよ}速証無上大菩提処」であり、それは、全ての生きとし生けるものが、仏教に帰依し、深く信じ、悪を断ち、善を修め、速やかに仏の悟りを得て、その境地に達することのできる場所を意味します。

（中略）

創立以後、聖徳太子のご偉業の中から、三経義疏（^{しょうまん}勝鬘經義疏・^{ゆいま}維摩居士を範とした教育を打ち出し、また聖徳太子が制定された十七条憲法に準拠して学園訓を制定しました。十七条憲法の第一条「和を以て貴しとなす」に象徴される「和の精神」により、道德観・倫理観を涵養し、勉学・スポーツ等において自己を徹底して磨く教育を実践してきました。社会には時代ごとに国内外を問わずあらゆる課題が存在しますが、その課題解決のために、利他の心を起こし、磨き上げた自己の知識・技能をもって、人々に寄り添える人材を育成することが本学園の使命であります。

敬田院とはすなわち、大乘仏教の利他の精神をもって自己を研鑽する場である。

そして十七条憲法における「和」とは、自己を抑圧して他者に追従するのではなく、音楽のハーモニーのように、自己も他者も個性を發揮しながらも調和している状態を指す。「和」を実現するためには他者への理解と共感が不可欠であり、その前提には利他の精神がある。

また、聖徳太子をはじめ勝鬘夫人や維摩居士はいずれも世俗に身を置きながら仏教の教えを体得・実践された。

これらのことを踏まえて、「建学の精神」は最後に学園全体の使命を「利他の心を起こし、磨き上げた自己の知識・技能をもって、人々に寄り添える人材を育成すること」としている。

本学は、以上のことを基本理念に教育・研究の体制を整えて活動している。

2. 使命・目的

四天王寺大学の使命・目的は「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」である。

学校法人四天王寺学園の「中長期計画」は、学園全体の使命を「聖徳太子の仏教精神「帰依渴仰 断悪修善 速証無上大菩提処」に則った教育を实践する」と定め、将来ビジョンとして「聖徳太子の仏教精神による人格形成のための教育の具現化」と定めている。

この「中長期計画」における大学（および短期大学部）の基本方針は、「和のこころを世界へ」と題され、「思いやりや慈しみを根幹にもち、多様な人たちと協働して豊かな社会と世界を創造する。そうした「和のこころ」を体現した自律的な人材を育てる。」と定められている。

「四天王寺大学学則」の第2条には、「本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法および学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、現代社会において必要とされる知識を広く授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。」

とある。

以上の内容と同じく、本学の「卒業・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）（以下、DPと略記）は冒頭で、大学の使命・目的を「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と定めている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

6世紀末に創建された四天王寺には、四箇院（敬田院、施薬院、療病院、悲田院）の制が設けられたと伝えられる。

近代になって四天王寺は、仏教の慈悲の精神の社会的実践の場として、古来の四箇院に相当する事業に着手した。敬田院に相当するのが今日の学校法人四天王寺学園であり、施薬院・療病院・悲田院に相当するのが社会福祉法人四天王寺福祉事業団である。

大正11（1922）年、四天王寺住職だった吉田源應大僧正を中心に四天王寺高等女学校が設立された。これが学校法人四天王寺学園のはじまりで、後に女子短期大学も併設された。

昭和42（1967）年には四天王寺女子大学が併設され、既設の短期大学の移転と併せて大阪府羽曳野市にある現在のキャンパスで開学した。その後に大学は男女共学となり、平成20（2008）年に四天王寺大学と改称して今日に至る。

以下の年表で、四天王寺学園及び四天王寺大学の沿革を示す。

四天王寺大学

(* = 四天王寺大学・大学院に関する事項)

推古 元(593)年	・聖徳太子が四天王寺敬田院（四箇院の中心）を創設
大正 11(1922)年	・聖徳太子 1300 年御聖忌記念事業として天王寺高等女学校を四天王寺が設立
昭和 3(1928)年	・大阪市天王寺区元町 17 番地（現 大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号）に移転
昭和 8(1933)年	・財団法人天王寺高等女学校認可
昭和 22(1947)年	・新学制実施に伴い四天王寺中学校設立
昭和 23(1948)年	・新学制実施に伴い天王寺高等女学校を四天王寺高等学校と改称 ・財団法人四天王寺学園に組織変更認可
昭和 26(1951)年	・学校法人四天王寺学園に組織変更認可
昭和 32(1957)年	・四天王寺学園女子短期大学（保健科 平成 21 年 9 月廃止）開設（大阪市天王寺区元町）
昭和 33(1958)年	・四天王寺学園女子短期大学被服科設置（昭和 61 年 3 月廃止）
昭和 37(1962)年	・四天王寺学園女子短期大学食物科設置（昭和 42 年 1 月食物栄養科に科名変更、昭和 61 年 12 月廃止）
昭和 42(1967)年	・四天王寺学園女子短期大学を四天王寺女子短期大学と改称 保育科設置、食物科を食物栄養科と科名変更 * 四天王寺女子大学文学部（仏教学科、教育学科、文学科）を羽曳野市埴生野 1308 番地（現 羽曳野市学園前 3 丁目 2 番 1 号）に開設（文学部文学科を平成元年 3 月廃止、人文社会学部教育学科を平成 23 年 9 月廃止、人文社会学部仏教学科を平成 25 年 9 月廃止） ・四天王寺女子短期大学も同学舎に移転
昭和 49(1974)年	* 四天王寺女子大学文学部史学科設置（平成元年 3 月廃止） * 四天王寺女子大学文学部文学科を国文学、英米文学に専攻分離（平成元年 3 月廃止）
昭和 56(1981)年	・法人事務所所在地が住居表示変更に伴い、大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号に変更 * 四天王寺女子大学を四天王寺国際仏教大学と改称、男女共学制とする ・四天王寺女子短期大学を四天王寺国際仏教大学短期大学部と改称（女子のみ）
昭和 58(1983)年	* 四天王寺国際仏教大学文学部に言語文化学科設置 ・四天王寺国際仏教大学短期大学部に生活科学科設置、英語科設置（平成 21 年 9 月廃止）
昭和 59(1984)年	・四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を羽曳野市埴生野 1260 番地（現 羽曳野市学園前 3 丁目 1 番 1 号）に開設

四天王寺大学

昭和 61(1986)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部被服科廃止 ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部食物栄養科廃止 * 四天王寺国際仏教大学文学部社会学科設置
平成 元(1989)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学文学部文学科（国文学専攻、英米文学専攻）史学科廃止
平成 2(1990)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を四天王寺羽曳丘高等学校、四天王寺羽曳丘中学校と改称
平成 9(1997)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺羽曳丘中学校を男女共学制とする
平成 10(1998)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学文学部人間福祉学科設置 ・ 法人事務所所在地を大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 18 号に変更
平成 12(2000)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学文学部を人文社会学部と学部名称変更 ・ 四天王寺羽曳丘高等学校を男女共学制とする
平成 13(2001)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科に生活科学専攻、生活福祉専攻設置
平成 15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学大学院人文社会学研究科人間福祉学専攻博士課程（前期、後期）を設置 ・ 四天王寺国際仏教大学短期大学部を男女共学制とする
平成 18(2006)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺国際仏教大学人文社会学部人間福祉学科に社会福祉専攻、保育専攻設置
平成 20(2008)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学大学院、四天王寺大学及び四天王寺大学短期大学部と改称、四天王寺大学に人文社会学部言語文化学科中国語アジア文化専攻（アラビア語アラビア文化専攻から名称変更）、英語文化学科、教育学部教育学科、経営学部経営学科を設置
平成 21(2009)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学短期大学部生活科学科、英語科廃止 ・ 四天王寺学園小学校設置
平成 22(2010)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学短期大学部生活科学科を生活ナビゲーション学科に名称変更、生活科学専攻をライフデザイン専攻に名称変更
平成 23(2011)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学人文社会学部教育学科廃止
平成 24(2012)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学人文社会学部日本学科、国際キャリア学科設置、人間福祉学科社会福祉専攻を健康福祉専攻に名称変更 ・ 四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科生活福祉専攻をライフケア専攻に名称変更
平成 25(2013)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学人文社会学部仏教学科廃止
平成 26(2014)年	<ul style="list-style-type: none"> * 四天王寺大学教育学部教育学科小学校・幼児教育コースを小学校・幼児保育コースに名称変更 ・ 四天王寺学園中学校を藤井寺市春日丘 3 丁目 1 番 78 号に設置 ・ 四天王寺高等学校に理数コースを設置 ・ 四天王寺中学校に医志コースを設置

四天王寺大学

平成 27(2015)年	・四天王寺中学校に文化・スポーツコースを設置
平成 28(2016)年	* 四天王寺大学経営学部経営学科に公共経営専攻、企業経営専攻を設置
平成 29(2017)年	・四天王寺羽曳丘中学校廃止 ・四天王寺学園高等学校設置 ・四天王寺学園小学校を四天王寺小学校と名称変更 ・四天王寺高等学校に医志コースを設置
平成 31(2019)年 令和 1 (2019) 年	* 四天王寺大学に看護学部看護学科を設置、 * 四天王寺大学教育学部教育学科 小学校・幼児保育コース、中学校英語・小学校コース、保健教育コースを小学校教育コース、幼児教育保育コース、中高英語教育コース、保健教育コースの4コースに改編 ・四天王寺羽曳丘高等学校廃止
令和 2(2020)年	* 四天王寺大学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程（前期・後期）を設置 ・四天王寺学園高等学校・四天王寺学園中学校を四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校と名称変更
令和 3(2021)年	* 四天王寺大学教育学部教育学科中高英語教育コースを英語教育・小学校コースに名称変更

2. 本学の現況

- ・大学名 四天王寺大学
- ・所在地 大阪府羽曳野市学園前三丁目2-1
- ・学部構成
(大 学)

学部	学科	専攻
人文社会学部	日本学科	
	国際キャリア学科	
	社会学科	
	人間福祉学科	健康福祉専攻
教育学部	教育学科	
経営学部	経営学科	公共経営専攻
		企業経営専攻
看護学部	看護学科	

(大学院)

研究科	専攻
人文社会学研究科	人間福祉学専攻（博士前期(修士)課程・博士後期課程）
看護学研究科	看護学専攻（博士前期(修士)課程・博士後期課程）

四天王寺大学

・学生数、教員数、職員数

(大学)

学部	学科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員	現員
人文社会学部	日本学科		100	1	406	419
	国際キャリア学科		90	3	370	390
	社会学科		160	5	650	701
	人間福祉学科	健康福祉専攻	70	3	310	301
教育学部	教育学科		240	9	994	1016
経営学部	経営学科	公共経営専攻	40	0	164	164
		企業経営専攻	120	0	486	534
看護学部	看護学科		80	0	240	249
計			900	21	3,620	3,774

(大学院)

研究科	専攻	入学定員	収容定員	現員	
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	博士前期課程	10	20	2
		博士後期課程	3	9	10
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	6	12	12
		博士後期課程	3	6	7
計			22	47	31

・教員数

(大学)

学部・学科等の名称		専任教員等								非常勤講師	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数		助手		
							教授数				
人文社会学部	日本学科	6	1	4	0	11	7	4	0	30	
	国際キャリア学科	5	3	2	1	11	6	3	0	35	
	社会学科	6	5	4	0	15	11	6	0	29	
	人間福祉学科	健康福祉専攻	7	1	1	0	9	8	4	0	25
教育学部	教育学科	21	14	7	3	45	13	7	0	97	
経営学部	経営学科	公共経営専攻	2	1	1	1	5	14	7	0	8
		企業経営専攻	5	2	1	1	9			0	15
看護学部	看護学科	11	6	6	7	30		6	0	11	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	33	17	—	—	

四天王寺大学

計	63	33	25	13	135	104	54	0	250
---	----	----	----	----	-----	-----	----	---	-----

(大学院)

研究科・専攻等の名称			研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤教員
			研究指導教員	教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数		研究指導補助教員基準数	基準数計		
							教授数					
人文社会学 研究科	人間 福祉学 専攻	博士 前期 課程	7	7	0	7	3	2	3	6	0	0
		博士 後期 課程	4	4	2	6	3	2	3	6	0	0
看護学 研究科	看護学 専攻	博士 前期 課程	14	13	2	16	6	4	6	12	0	10
		博士 後期 課程	10	10	2	12	6	4	6	12	0	3
計			35	34	6	41	18	12	18	36	0	13

・職員数

	正職員	嘱託職員	パート職員 (アルバイトも含む)	派遣職員	合計
人数	108	2	36	9	155

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の使命・目的及び教育目的は、「四天王寺大学学則」（以下、「学則」という）及び「四天王寺大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という）において、具体的かつ明確に文章化している。

また、学校法人四天王寺学園または本学の中長期計画やDPにも、簡潔な形で明記している。

学部・学科ごとの教育上の目的は、「学則」第2条の2にもとづいて「教育研究上の目的」を定めている。大学院の研究科・専攻ごとの教育上の目的は、「大学院学則」第7条を踏まえて「教育（専攻）の目的」を定めている。

これらの前提として学校法人四天王寺学園の「建学の精神」は、大乘仏教の利他の精神に根ざしながら、他者への理解と共感を前提に自他ともに個性を発揮しながら調和する「和」の精神の修得と、社会的実践を重んじる教育を旨とすることを掲げている。

ここに本学の教育の個性・特色を明快に示している。

社会的要請等の変化への対応としては、平成30(2018)年度に「3つの方針」の見直しを行い、達成状況を評価するアセスメント・ポリシーを策定した。併せて「学則」及び「大学院学則」も改正した。

利己的欲望の肥大した現代社会において自己の実現を他者の自己実現と相調和するものと捉え、共々に社会貢献に尽くそうとする人間人格の形成を基軸に、絶え間なく転変流動する時代状況をもたらす知識基盤社会の中で、実社会と繋がる問題の発見と解決のために協同して自らの知識と思考を試し、主体的に更新できる課題解決能力の修得を全学的に保証するように努めている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「和」の精神の修得及び社会的実践の具体的なあり方やその方法については、社会情勢の変化にともなって少しずつ違ったものとなる。社会の変化に対応して絶えずこれらを見直すことにより「建学の精神」の具現化を図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的の策定には、役員・教職員がともに関与・参画しており、制定の際には教授会及び理事会の承認を得ている。

これらは本学の Web サイトに公表し学内外にも周知している。また、学内においては毎年発行する『Campus Diary』、学外に対しては毎年発行する『大学案内』に明記している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成28（2016）年度からの10年間として設定された中長期計画には、本学の使命・目的を明記し、これを達成するために「教育」、「研究」、「社会貢献」、「学生支援」、「学生募集」、「管理運営」の6区分の目標・計画を掲げている。

計画実施途中の令和3（2021）年度には見直しを行い、本学の将来ビジョンを鮮明にして、その実現のための5戦略を設定して改革に取り組んでいる。

将来ビジョン

★「和の精神」を持ち、時代の変化に応じて積極果敢に活躍し社会を支える人材を育成し続ける。

★特色ある教育研究活動を推進するとともに、地域の「知」の拠点として社会に貢献して発展する。

【Ⅰ 広報・募集戦略】 広報活動の強化による志願者増

【Ⅱ 教育改革戦略】 「学生自ら学び取る力」を育む教育の展開

【Ⅲ 学生支援戦略】 学生の自律的な活動の推進

【Ⅳ 研究・地域貢献戦略】 研究力の強化及び地域連携の推進

【Ⅴ 大学運営戦略】 財政基盤と組織力の強化

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

例えば大学（全体）の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー（DP））は、冒頭に「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成を図ります」と掲げ、養うべき能力として「自己分析・自己研鑽の力」、「豊かな人間性～慈愛の心・利他の精神～」、「社会（組織）で活躍できる力～専門性を基礎として」の3つをあげている。

「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー（CP））も冒頭で「和の精神」を持ち、社会で活躍できる人間の育成を目的にするとして、基礎教育科目・共通教育科目・専門教育科目の編成を示している。

「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー（AP））も、DP及びCPを踏まえて、「豊かな人間性（慈愛の心・利他の精神）を身につけ、本学で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つことができること」、「本学の専門分野を学ぶために、高等学校等で修得すべき基礎学力を有し、思考を深めて他者に表現できること」、「多様な文化・価値観を理解し、自ら課題に対して仲間とともに積極的に取り組み、自己研鑽に努めることができること」の3要件を掲げている。

このように「三つのポリシー」の内容は、本学の使命・目的を踏まえたものである。学部・学科及び大学院研究科ごとに定められた「三つの方針」についても同様である。

以上から、三つのポリシーは大学の「使命・目的および教育研究上の目的」を反映したものであり、そこには「建学の精神」を反映している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために、時代の必要に応じた教育研究組織の整備をすすめてきた。

大正デモクラシーの時代、天王寺高等女学校は女子教育の場として出発した。戦後、これを拡充して昭和32（1957）年に短期大学が開設された。続いて昭和42（1967）年に四天王寺女子大学文学部（仏教学科、教育学科、文学科）が開設された。

昭和56（1981）年には男子に門戸を拡げて男女共学制をとり、外国語教育に力を入れて四天王寺国際仏教大学と改称した。昭和58（1983）年には文学科を再編して言語文化学科（日本語日本文化専攻、英語英米文化専攻、アラビア語アラビア文化専攻）を設置した。

昭和61（1986）年には社会科学の分野に進出して社会学科を設置し、平成10（1998）年には社会福祉法人四天王寺福祉事業団の取り組みと歩調を合わせて人間福祉学科を設置し、平成12（2000）年に文学部を人文社会学部と改称した。併せて平成15（2003）年には大学院人文社会学研究科人間福祉学専攻を開設した。

平成20（2008）年には名称を四天王寺大学と改称して学校法人内での名称統一をはかり、人文社会学部教育学科を教育学部に改編して、新たに経営学部を設置した。またアラビア語アラビア文化専攻を募集停止とし、新たに中国語アジア文化専攻を設置した。

平成24（2012）年には言語文化学科に代わって日本学科と国際キャリア学科を設置し、翌25（2013）年には仏教学科を廃止した。

さらに平成31（2019）年には看護学部を開設し、令和2（2020）年には大学院看護学研究科看護学専攻を設置した。

以上のように、「和」の精神を修得して社会で活躍できる人材を育成する使命を達成

するために、本学は社会の変化に応じた教育研究組織の整備に取り組んでいる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今年度から運用をはじめた改訂版の中長期計画については、毎年の実績を評価・検証して履行状況を確認しながら改善を図っていく。その際には、計画の前提となる本学の使命・目的及び教育目的の達成に寄与できているかどうか、大きな指標となる。

現行計画の最終年度には計画期間全体の実績を総括し、次期の新たな中長期的な計画の策定に繋げていくことで、「建学の精神」の具現化を追求していく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、「大学学則」及び「大学院学則」などに、具体性と明確性をもって文章化している。また、そこには本学の「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色を明示している。

また本学の使命・目的及び教育目的は、「中長期計画」及び本学の「三つのポリシー」にも反映している。

学部・学科等の教育研究組織についても、「建学の精神」に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために、時代の変化に応じて整備を続け現在に至っている。

以上により、「基準1. 使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシー（AP）は、ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）を踏まえながら、求める能力やその評価方法を「学力の 3 要素」（「基礎的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体性・多様性・協調性」：（『新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）』（中教審第 177 号））と関連付けたものになっている。

具体的には、次のような人物を求めている。

- (1) 豊かな人間性（慈愛の心・利他の精神）を身につけ、本学で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つことができること〔求める要素：関心・意欲・態度〕
- (2) 本学の専門分野を学ぶために、高等学校等で修得すべき基礎学力を有し、思考を深めて他者に表現できること〔求める要素：知識・技能・思考力・判断力・表現力〕
- (3) 多様な文化・価値観を理解し、自ら課題に対して仲間とともに積極的に取り組み、自己研鑽に努めることができること〔求める要素：主体性・多様性・協働性〕

平成 30（2018）年 4 月の DP の改定に伴い、CP と AP も全学的に見直しを行った。平成 31（2019）年 3 月には、学部（学科・専攻）コースごとの AP も見直しを行い、評価方法や比重をより明確化した。

改定案の作成には役員・教職員が関与しており、教育研究評議会、教授会、理事会の承認を得て施行している。

現行の AP は平成 31（2019）年 4 月から本学 Web サイト上に公開した。入学希望者に配布する『入試ガイド』にも、AP を含めた 3 つのポリシーを明記している。オープンキャンパスでの入試説明会等の説明の場でも AP の内容に言及し、求める学生像について周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

AP は求める学生像について、専門分野を学ぶための基礎学力、専門分野への関心や目的意識、豊かな人間性などを求めており、そのために以下のような、学力試験だけに依ら

ない多様な入試制度と選抜基準によって入学者を選抜している。その際には学科ごとの特性に応じて、試験科目や試験内容に若干の差異も設けている。

(1) 総合型選抜

- ① オープンキャンパス参加型：人文社会学部・教育学部・経営学部で実施している。本学のセミナーに参加し、学部・学科の特色を理解した上でセミナーの理解度や意欲を小レポートで確認し、面談を行う。こうして、学力試験だけでは測れない学部・学科にふさわしい能力・適性等を多面的・総合的に判定している。
- ② 自由応募型：人文社会学部・教育学部・経営学部で実施している。志望理由書、面談（国際キャリア学科及び教育学部英語教育・小学校コースでは英語によるコミュニケーション能力をみる内容を含める）を行い、学力試験だけでは測れない、学部・学科にふさわしい能力・適性等を多面的・総合的に判定している。
- ③ 特別活動型：全学部で実施している。グループディスカッション、出身学校の調査書、エントリーシート、出身学校での特別活動（クラブ活動・生徒会活動等）、これまでに取得した資格・検定などから、高校生活での努力やコミュニケーション能力等を確認することで、学力試験だけでは測れない学部・学科にふさわしい能力・適性等を多面的・総合的に判定している。

(2) 学校推薦型選抜

- ① 指定校：全学部で実施している。本学が指定した高等学校等の学校長からの推薦を重視し、出身学校の調査書、面接により審査する。なお、出身学校における学習状況を評価する為、評定平均値と欠席日数の条件を課している。また国際キャリア学科志願者は、評定平均値の条件に関係なく、一定の英語能力以上を証明できる資格を有する者が出願できる。
- ② 同窓入試：全学部で実施している。本学の教育方針等をより理解した者の入学を促進するため、四天王寺大学または四天王寺大学短期大学部の卒業生あるいは在学生の3親等以内の者を対象とする。出身学校の調査書、推薦書、志望理由書、面談により多面的・総合的に可否を判定している。
- ③ 前期日程・後期日程：全学部で実施している。志願者は自身の希望を基に出身学校長の推薦を得て出願する。審査は出身学校の調査書と筆記試験の結果で行う。試験科目は2科目と1科目の選択制となっているが、日本学科は「国語」必須、国際キャリア学科及び教育学部英語教育・小学校コースは「英語」必須、看護学科は「英語」を含む2科目を選択必須とし、志望学科に関連の深い科目を必須科目として指定している。前期日程では調査書重視方式と科目重視方式の2つの判定方式が選択でき、受験者の個性に根ざした資質を評価しやすいよう工夫を行っている。
- ④ 高大連携型：人文社会学部・教育学部・経営学部で実施している。令和2(2020)年までに締結した高大連携校33校を対象とした学校推薦型選抜として、令和3(2021)年度入試より実施している。本来はプレゼンテーションによる選抜を予定していたが、初年度はコロナウイルス感染症拡大の影響により選抜方法を変更して実施した。本学のオープンキャンパスで実施するセミナーに参加し、学部・学科の特色を理解した上でセミナーの理解度や意欲を小レポートで確認し、面談を行うことで学力試験だけで

は測ることのできない、学部・学科にふさわしい能力・適性等を多面的・総合的に判定している。令和 4 (2022) 年度入試も、出願期間及び試験実施日等の時期は変更するが、令和 3 (2021) 年度入試と同様の選抜方法で行う予定である。

(3) 一般選抜

- ① 前期日程・中期日程・後期日程：全学部で実施している。審査は筆記試験の結果で行う。試験科目は 3 科目と 2 科目の選択制（前期日程）、または 2 科目（中期日程・後期日程）となっているが、日本学科は「国語」必須、国際キャリア学科及び教育学科英語教育・小学校コースは「英語」必須、看護学科は「国語」もしくは「英語」が必須科目となり、志望学科に関連の深い科目が必須科目となるよう指定している。
- ② 大学入学共通テスト利用（Ⅰ期・Ⅱ期）：全学部で実施している（看護学部はⅠ期のみ）。令和 3 (2021) 年度大学入学共通テストの試験教科、科目のうち本学が指定する教科・科目から、Ⅰ期では 3 科目、Ⅱ期では 2 科目で合否を判定している。日本学科は「国語」を必須、その他の学科は「外国語」を必須としている。

(4) 社会人入学試験

入学試験実施年度の 4 月 1 日現在において、3 年以上の社会経験を有し、満 22 歳以上である者を対象に審査する。小論文、書類審査、面接で総合的に資質や意欲を審査している。

(5) 外国人留学生入学試験

日本語基礎能力検査、書類審査、面接を行い、高等学校卒業程度の基礎学力及び大学教育を受ける為に十分な日本語能力を有していることや、意欲・資質などを総合的に判定している。

(6) 帰国生徒入学試験

外国に設置された学校で、日本の学校教育法に準拠した学校に在学した者に対して、日本語基礎能力検査、英語、書類審査、面接を行い、高等学校卒業程度の基礎学力及び大学教育を受ける為に十分な日本語能力を有していることや、意欲・資質を総合的に判定している。

入試の方法については、入試広報委員会で案を作成・検討し、教授会、教育研究評議会の議を経て決定している。大学院は、研究科委員会、教育研究評議会の議を経て決定している。

学生募集は、学部は「学則」に基づいて、大学院は「大学院学則」に基づいて募集要項を策定し、教授会や研究科委員会の議を経て決定している。

令和 3 (2021) 年度に実施予定の各入学者選抜方法については、AP の定める「求める要素」のいずれを評価項目とするかについて、次の表のように決めている。

四天王寺大学

入試区分		入学者選抜方法	関心 意欲 態度	知識 技能	思考力 判断力	表現力	主体性 多様性 協働性
総合型 選抜	オープンキャンパス 参加型	「小レポート」「個人面談」 「調査書」	○			○	○
	自由応募型	「個人面談」「志望理由書」 「調査書」 「英語によるコミュニケーション能力（国際キャリア、教育学科 英語教育・小学校）」	○	○ （国際キャ リア、英語 教育・小学 校）		○	○
	特別活動型	グループディスカッション 「調査書」「エントリーシート」	○	○		○	○
学校 推薦型 選抜	同窓入試	「個人面談」「志望理由書」 「調査書」	○			○	○
	自校・指定校	「集団面談」「調査書」	○			○	○
	高大連携型	「小レポート」「個人面談」 「調査書」	○			○	○
	前期日程	「教科」「調査書」	○	○			○
	後期日程	「教科」「小論文」 「調査書」	○	○	○	○	○
一般 選抜	前期日程	「教科」	○	○			
	中期日程	「教科」「記述式問題」	○	○	○		
	後期日程	「教科」「記述式問題」 「小論文」	○	○	○	○	
	大学入学共通テスト 利用（Ⅰ期・Ⅱ期）	「教科」	○	○			
社会人入試	「小論文」「個人面談」 「書類審査」	○		○	○	○	
帰国生徒入試	「教科」「個人面談」 「書類審査」	○	○		○	○	
外国人留学生入試	「教科」「個人面談」 「書類審査」	○	○		○	○	
大学院入試 博士前期課程	「小論文」「教科」「個人面談」 「書類審査」	○	○	○	○	○	
大学院入試 博士後期課程	「小論文」「教科」「個人面談」 「書類審査」	○	○	○	○	○	

- ◆ 「志望理由書」：関心・意欲・態度、協働性
- ◆ 「エントリーシート」：関心・意欲・態度、知識・技能、協働性
- ◆ 「調査書」：関心・意欲・態度、協働性
- ◆ 「書類審査」：関心・意欲・態度、協働性
- ◆ 「小論文」：思考力・判断力、表現力
- ◆ 「小レポート」：表現力
- ◆ 「記述式問題」：思考力・判断力
- ◆ 「個人面談」：表現力、主体性・多様性
- ◆ 「集団面談」：表現力、主体性・多様性
- ◆ 「教科」：知識
- ◆ 「グループディスカッション」：主体性・多様性・協働性
- ◆ 「基礎教育科目の履修および授戒への参加」：関心・意欲・態度
- ◆ 「英語によるコミュニケーション能力」：技能

※ 看護学部は、総合型選抜オープンキャンパス参加型、総合型選抜自由応募型及び大学入学共通テスト利用Ⅱ期を実施しない。

合否判定は、学部については四天王寺大学入試判定員会で審議・決定して教授会に報告される。大学院は各専攻の研究科委員会にて決定している。

また令和2(2020)年度には、入学後の学生の追跡を行い、GPAや取得単数や退学率について、どの入試方法で入学した学生がどのような傾向にあるのかを分析・検証し、その結果を学部・学科で共有して入試方法の改善に活用し始めた。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去5年間の入学定員に対する平均比率については、人文社会学部115%、教育学部106%、経営学部117%、看護学部106%であり、入学定員に沿った適切な受入れ数を維持している。ただし、看護学部については、2019年度開設であり3年間の平均比率である。

大学院について、人文社会学研究科は入学定員を満たしていないが、看護学研究科については、開設2年目ではあるが入学定員を満たしている。

学部・学科別の入学定員、志願者・合格者及び入学者の推移の状況は次の表に示す。

四天王寺大学

学部名	学科名	項目	2017	2018	2019	2020	2021	入学定員 に対する 平均比率
人文社会学部	日本学科	志願者数	448	486	690	740	375	116%
		合格者数	240	176	164	179	214	
		入学者数	143	119	102	107	109	
		入学定員	100	100	100	100	100	
		入学定員 充足率	143%	119%	102%	107%	109%	
	国際キャリア学科	志願者数	298	375	504	498	255	114%
		合格者数	249	215	173	193	205	
		入学者数	113	106	92	107	97	
		入学定員	90	90	90	90	90	
		入学定員 充足率	126%	118%	102%	119%	108%	
	社会学科	志願者数	522	563	1,019	919	647	116%
		合格者数	409	305	238	264	311	
		入学者数	208	176	183	170	187	
		入学定員	160	160	160	160	160	
		入学定員 充足率	130%	110%	114%	106%	117%	
	人間福祉学科	志願者数	142	161	315	296	245	111%
		合格者数	136	138	116	150	144	
		入学者数	78	80	71	78	80	
		入学定員	70	70	70	70	70	
		入学定員 充足率	111%	114%	101%	111%	114%	
学部合計	志願者数	1,410	1,585	2,528	2,453	1,522	115%	
	合格者数	1,034	834	691	786	874		
	入学者数	542	481	448	462	473		
	入学定員	420	420	420	420	420		
	入学定員 充足率	129%	115%	107%	110%	113%		

四天王寺大学

学部名	学科名	項目	2017	2018	2019	2020	2021	入学定員 に対する 平均比率
教育学部	教育学科	志願者数	2,353	1,887	2,584	2,893	1,887	106%
		合格者数	421	373	581	497	565	
		入学者数	261	228	263	247	276	
		入学定員	240	240	240	240	240	
		入学定員 充足率	109%	95%	110%	103%	115%	

学部名	学科名	項目	2017	2018	2019	2020	2021	入学定員 に対する 平均比率
経営学部	経営学科	志願者数	737	856	1,113	1,075	802	117%
		合格者数	533	342	209	346	252	
		入学者数	206	193	145	230	162	
		入学定員	160	160	160	160	160	
		入学定員 充足率	129%	121%	91%	144%	101%	

学部名	学科名	項目	2017	2018	2019	2020	2021	入学定員 に対する 平均比率
看護学部	看護学科	志願者数	-	-	1,031	1,138	849	106%
		合格者数	-	-	140	181	220	
		入学者数	-	-	84	84	86	
		入学定員	-	-	80	80	80	
		入学定員 充足率	-	-	105%	105%	108%	

四天王寺大学

研究科	専攻名	課程	項目	2017	2018	2019	2020	2021	入学定員 に対する 平均比率
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	前期課程	志願者数	4	2	1	1	0	16%
			合格者数	4	2	1	1	0	
			入学者数	4	2	1	1	0	
			入学定員	10	10	10	10	10	
			入学定員 充足率	40%	20%	10%	10%	0%	
		後期課程	志願者数	1	0	5	4	2	80%
			合格者数	1	0	5	4	2	
			入学者数	1	0	5	4	2	
			入学定員	3	3	3	3	3	
			入学定員 充足率	33%	0%	167%	133%	67%	

研究科	専攻名	課程	項目	2017	2018	2019	2020	2021	入学定員 に対する 平均比率
看護学研究科	看護学専攻	前期課程	志願者数	—	—	—	5	8	100%
			合格者数	—	—	—	4	8	
			入学者数	—	—	—	4	8	
			入学定員	—	—	—	6	6	
			入学定員 充足率	—	—	—	67%	133%	
		後期課程	志願者数	—	—	—	5	5	117%
			合格者数	—	—	—	3	5	
			入学者数	—	—	—	3	4	
			入学定員	—	—	—	3	3	
			入学定員 充足率	—	—	—	100%	133%	

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和元年（2019）年度に全学的に AP の見直しと公表を行い、令和 3（2021）年度の入試ガイドやホームページに掲載して周知を図った。

今後は、入試結果や入学後の追跡調査を通して、各入試方法が AP に応じた学生募集を行えているかの検証をすすめ、行える体制を整え、本学が求める学生を確保できているかの検証プロセスや組織的・定期的な見直しを行えるよう、継続して協議していく必要がある。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

大学では、学部・学科・専攻・コースごとに担任制を導入している。担任は、履修相談や卒業要件などの日常的な学修だけでなく、学生生活に関するさまざまな事柄や進路指導なども含めた、学生にとって最も身近な相談の窓口となっている。

学生は、学内ネットの IBU.net でシラバスを閲覧して履修登録を行い、各授業の担当教員からの連絡を受け、配信された授業資料を閲覧し、課題を確認し提出することができる。各授業の出席状況も表示され、入学以来の取得単位や成績も確認することができる。また IBU.net は学修ポートフォリオとも接続しており、学生は自分の学びの履歴や定めた目標などを確認・記入できる。なお大学のライセンス契約により、学生及び教職員は全員、Office ソフトを自分のパソコン等に無料でダウンロードできる。

担任教員は、IBU.net 及び学修ポートフォリオの情報を通して、学生の個々の学修の履歴や現状を把握して指導に活用している。履修登録の有無や内容の不備、各種免許・資格の必要単位の取得状況、授業への出席状況、卒業単位の修得状況などに問題点や留意すべき点がある場合は、担任教員から学生に連絡をとって事情を聴取する。

また所属学科・コース会議の場などでは、教員間で互いの担任学生の情報交換・共有も行っている。学修上の問題は教務部と教務委員会、生活上の問題は学生支援センターと学生支援委員会を通して、職員と連携しながら学修を支援する体制も整っている。

学生とのコミュニケーションが不調の場合は、担任教員もしくは教務部や学生支援センターの職員が直接保護者に連絡をとって対応を協議している。

毎年 9 月頃の日程で、保護者の希望者と担任教員との間で個人面談を実施している。保護者への案内は学生支援センターが行い、担任教員とスケジュールを調整している。令和 2 (2020) 年度は対面での面談は行わず、担任教員からの架電の形で実施した。

担任を持っている教員に限らず、全専任教員は週一回以上の頻度でオフィスアワーを設定し、個人研究室を訪問した学生から相談を受けたり、直接指導を行ったりしている。

教務部は、各教員のオフィスアワーの時間を一覧にして公表している。またカウンターに専任教員の出勤状態と授業時間を確認できる端末を設置している。非常勤も含めた全教員のメールアドレスの一覧も公表し、教員と直接コンタクトをとれるようにしている。各学期の履修登録時には個別相談会も行っており、単位取得要件の複雑な免許・資格については、担任教員の勧めで来訪する学生も多い。

なお令和 2 (2020) 年度は、オンライン授業で使用するパソコンの操作等が苦手な学生に対して、学生支援センターの学生相談室がサポートをして、パソコンの操作方法を指導

した。これにより、パソコンが苦手な学生がドロップアウトする事無く、修学が行われる一助となった。

学生寮の入寮生に対しては、入学前相談会や新入生に対する講演会の開催、寮生同士の親睦を深めるための寮生懇親会等を催してきた。令和2（2020）年度はこうした行事が開催できず、一人暮らしを始めた新入生全員に対して架電して悩みを抱えていないか等の状況確認を行った。また、寮生以外の一人暮らしの学生も含めて緊急の食糧支援も行った。

<ICT 関連の学修支援>

令和2（2020）年度夏学期は、原則としてインターネットを活用した遠隔授業を実施したので、学生及び教職員からの遠隔授業に関わる様々な問い合わせがあり、教務部、学生支援センター、情報メディア室でそれぞれ対応した。

またオンデマンドの動画教材を作成するためにビデオカメラ、モニター、AV ミキサー、ワイヤレスマイク、動画編集用デスクトップパソコンを設置した動画教材作成ルームを4室整備した。

その他、情報メディア室は、許可を得て来学しコンピュータ教室を使用する学生への補助、遠隔授業に用いる各種システムの操作マニュアル作成などの業務を行った。

学生で ICT 環境の整っていない者にはノートパソコンを無償貸与した。300 台のノートパソコンを準備し、夏学期は 277 人、冬学期は 260 人に貸与した。

なお夏学期に限って Wi-Fi ルータの貸与も 119 人に行った。機器はレンタル用の携帯型 Wi-Fi ルータを使用した。

<グローバル教育センター>

令和2（2020）年4月より、これまで学生支援センター内に設置していたランゲージ・プラザ i-Talk をグローバル教育センターに改編し、海外の大学、高等教育機関との交流の促進を図り、海外からの留学生及び研究者・教員等の受け入れ、留学・海外研修に関する研修先と奨学金情報の案内や必要な手続きを支援している。

海外インターンシップのサポート、実践的な外国語運用能力を身につけることを目的としたネイティブスピーカーによる語学レッスンの開催、さらに、実際に海外で生活する学生の相談や安全情報等を提供するなど、海外で安心して留学・研修生活を送るための支援を行っている。

令和2（2020）年度は、留学も留学受け入れもできなかったが、国内の教育プログラムや zoom を使った語学レッスンなどを行った。

<障害学生への学修支援>

障害学生への対応としては、「障害学生の修学等の支援に関する規則」を定め、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害）を持つ学生が学生支援センターに授業配慮の申請をした場合、合理的配慮の提供を行っている。担任教員と話し合って授業配慮申請をする学生も多い。

配慮の内容は、学生支援委員会の下の小委員会（ケース会議）で申請学生の希望内容を踏まえて協議・審議し、科目担当者へ依頼している。科目担当者が受諾して授業配慮が始

まった後も、学生支援センターの職員は担任教員、科目担当教員と連絡を取り合いながら、配慮学生の学修状況などを見守っている。

合理的配慮の具体的内容は、座席位置の調整、課題の提出期限延長、体調不良時の特別な対応などである。

また、聴覚障害のある学生に対しては、授業担当教員からの情報提供を受けて、SA 学生の協力のもとノートテイクやレジュメの配付、動画教材の音声を聞いた文字おこし、法人契約した UD トーク（音声認識アプリ）による動画への字幕付与を行っている。視覚障害のある学生に対しても、同じように点字化したレジュメの提供等を行っている。

ノートテイク（要約筆者）や文字おこしは、学生支援センターに登録した学生による有償ボランティアで行われる。夏・冬それぞれの学期開始前に学生支援センターの職員がノートテイク養成講座を実施しており、それぞれ 10 名前後の学生が参加している（令和 2（2020）年度はコロナ禍のため冬学期開始前の一度のみ）。

令和 2（2020）年度のノートテイクの登録学生は約 60 名だったが、本人の時間割が支援対象者と重なるケースが多く、実働は 10 名程度にとどまっている。

<ラーニング・コモンズとピアサポーターによる学修支援>

学生支援センターの運営するラーニング・コモンズは、学生が自主学習するための施設で、プレゼンテーションやディスカッションを行える空間を用意している。小中学校の教室を模して最新の ICT 機器を使った模擬授業を行える施設も準備している。

一方、授業についていけない等の質問に対応するため、週 1 回ずつ英語と国語のリメディアル教員（非常勤職員）を配置し、授業の補習的要素を含んだ指導も行っている。令和 2（2020）年度はコロナ禍のため、6/18～7/10 にかけて「オンライン授業に困っている方へ」と称した相談会を期間中、木曜と金曜の 11:00～12:30 にかけて 8 回開催した（事前予約制）。更に、7/8～8/7 にかけて「リメディアル教員による学期末学習相談」を開催（事前予約制）した。

また、ラーニング・コモンズ内のピアサポートセンター“PIATA”には、学生から募って研修を受けたピアサポーターが常駐して、後輩学生への履修や学習の相談、学生生活の相談も行っている。夏・冬学期の履修登録や定期試験にあわせて、履修登録相談会や定期試験前相談会を行っている。また、あべのハルカスサテライトキャンパスで入学予定者対象として出張相談会も開催している。所属学科の新入生オリエンテーションや 1, 2 年生の基礎演習の授業、あるいはオープンキャンパスの学科主催イベントにも、教員を補助して参加するピアサポーターが多い。

令和 2（2020）年度の夏学期には対面の履修相談会が中止されたので、代替として「Twitter 質問箱」と称する SNS（Twitter）を用いた相談の場を設けたところ、新入生から多くの質問が寄せられた。冬学期には 9/28（月）から 10/1（木）の 4 日間にわたって、対面での履修相談会を実施した。

<その他 SA による学修支援>

e-COCOROE プロジェクトでは、学生を SA に採用して、ICT 機器を活用した授業を実施するための教育補助や ICT 関連の学修環境整備のための協力を得ている。

また、国際キャリア学科は、入学予定の高校生に向けて、あべのハルカスサテライトキャンパスで **Jump Start English (JSE)** と称する英語教育プログラムを無料で実施している。学科の学生が SA となり、高校生に英文法とコミュニケーションを基礎から教えている。学生 SA には事前に学科の教員が研修を行って、実施時には毎回参加しながら後見・指導している。入学予定者にとっては、入学前に英語の基礎力が身につくことに加えて新入生同志が友好を深める場にもなっている。

学生支援センターの管理・運営する総合体育館のトレーニングルームでも、学生 SA がスタッフとして運営に協力している。

なお大学院学生の TA としては、令和 2 年度から、人文社会学研究科健康福祉専攻の大学院生を人間福祉学科健康福祉専攻の社会福祉士の国家試験対策の指導として、1、2 月に限って雇用することになっていた。しかしコロナ禍のため中止となった。今後もこの取り組みは継続したいが、本学の大学院生は就業していたり家庭を持っていたりするような社会人学生が大多数であり、大学が TA として継続的に雇用することは難しい。

3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

担任教員をハブとする本学の学修支援体制はよく機能しているが、今後も教員と職員が緊密に連携しながら改善を図っていく。

令和 2 (2020) 年度はコロナ禍のため、とりわけ夏学期の遠隔授業の実施をめぐることは、教員側が不慣れなこともあって学生は大いに混乱した。とりわけオンライン授業で使用するパソコンの操作等が苦手な学生に対しては、教務課や情報メディア部門だけでは人手が足りず、学生支援センターの学生相談室も対応して、学生が学修をあきらめドロップアウトしないように努めた。

しかし機器の貸与や情報環境の整備、(教員の) 講習会の実施などで次第に現場は落ち着きを取り戻し、冬学期にはトラブルは減少した。これらの対応の中心となったのが、新たに立ち上げた教員と職員からなる ICT ワーキンググループだった。

そこで、引き続いて ICT 環境の整備や ICT 教育の改善に取り組むため、令和 3 (2021) 年度から新たに高等教育センターを立ち上げることとなった。

高等教育センターは、教育活動の継続的な改善を図り、教育の質を向上させ本学の教育を発展させるとともに、それに必要な情報環境の基盤整備を行うことを目的としており、従来は教務部が事務を所轄していた FD 委員会を、高等教育センターの所轄とした。

情報教育部門は、従来のオフィスツール習得型の情報教育から、デジタル社会の基礎知識としての「数理・データサイエンス・AI」に関する知識・技術を修得する情報教育への転換を目指して、既設の「情報処理演習」のカリキュラム変更を検討する。

また基礎教育部門は、社会人基礎力を修得した学生を涵養するために、リメディアル教育を含めた基礎学力の向上を目指す。

障害学生への支援については、とりわけ授業配慮をめぐることは、教員や周りの学生の理解を得ることが一層必要である。教員への説明を工夫するとともに、学生への啓発活動をすすめていく。併せて専門的な窓口の設置についても検討する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のキャリア支援体制は、就職全般をキャリアセンター、教職関係を教職教育推進センター、キャリアに関わる資格取得等をエクステンションセンターがそれぞれ担当している。各部署の支援体制については以下の通りである。

なお、「キャリア科目」と呼ばれる授業科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、「キャリアマネジメントⅠ・Ⅱ」、「キャリアゼミⅠ・Ⅱ」もキャリアセンターが授業運営の中心となっており、キャリアセンターの項で説明する。

<キャリアセンター>

1. 本キャンパスにおける支援体制

キャリアセンターは、職員による学科担当制のもとで学生の就職支援をしており、学生の担任教員との情報共有、就職活動の進捗の把握、未活動の学生への早期支援に取り組むことができている。実施したガイダンスは表 1 の通りである。

【表 1】 <令和 2 年度キャリアセンター行事>

年	開催日	大	短	行事	内容
2	7月	○	○	インターンシップ対策講座	参加申し込み、マナー（一部 WEB 配信）
	9/19(土)～10/16(金)		○	【申込】短大グループ面談 1グループ3名まで	10月19日から開始する短大（一般企業希望者）グループ面談の申し込み
	9/30(水) 5限	○	○	就職活動スタートガイダンス /コロナ禍時代の就活を覚悟	22卒就職活動の傾向と対策の説明。 コロナ禍をどう乗り切るか
	10/7(水)・8(木) ・14(水)・15(木)	○	○	夏学期インターンシップ事後 報告会	夏学期インターンシップ参加者による 報告会。以降、個人面談の実施。
	10月～11月 5限	○	○	テーマ別セミナー	自己分析、書類作成、業界研究、面接 (WEB) 対策、SPI などのセミナー
	10/6(火)～9(金)、 10/14(水)～16(金)	○	○	履歴書用の写真撮影会①	予約制（有料） ヘアメイク付きの写真撮影
	10月～11月	○	○	進路登録票の提出	希望進路調査（WEB 登録）
	10月～11月	○	○	職業適性（R-CAP）テスト	価値観や能力、適職の分析（WEB 受 検）
	10月～11月	○		大学グループ面談	就活に関するヒアリングと情報提供
	10/31(土)・11/30(土) 12/12(土)・12/26(土)	○		就職特訓講座「特訓塾」	大手企業を目指す「フロントランナー」 養成塾。学内選考あり。
10/19(月)～12/11(金)		○	短大グループ面談	短大（一般企業希望者）グループ面談	

	10/7(水)5限	○	○	公務員ガイダンス③	実際の試験問題（ミニ模試）を体験する
	10/14(水)5限	○	○	公務員ガイダンス④	警察官希望者
	10/21(水)5限	○	○	公務員ガイダンス⑤	消防史希望者（大阪市消防局）
	10/28(水)5限	○	○	公務員ガイダンス⑥	市役所で働くことについて
	11/12(水)4限	○	○	支援を要する学生のためのガイダンス	障がい者手帳のある無しに関わらず参加可能。就職活動の進め方。
	11/27(金)・11/30(月) 12/21(月)・12/25(金)	○	○	履歴書用の写真撮影会②	予約制（有料） ヘアメイク付きの写真撮影
	11/20(金)・11/27(金)	○	○	保育職ガイダンス②	保育職希望者への情報提供 就職活動の進め方など
	12/1(火)5限	○	○	業界研究スタートセミナー	業界研究の仕方、会社の探し方
	12月～1月	○	○	業界研究会	業界から人事担当者を招聘して開催
3	2月	○	○	就職対策講座	【申し込み制】筆記・面接対策
	2月～3月	○	○	学内企業セミナー	業界から人事担当者を招聘して開催

平成31（2019）年4月に開設した大学看護学部の学生は、令和3年度に3年生となって就職活動を開始するので、看護学部の教員と協働して就職支援計画を進め、令和3年度には、動機付けセミナー、病院見学説明会等の就職ガイダンスなどの開催を決定した。コロナ感染拡大を契機に、オンラインでの完全予約制による就職相談が急速に拡大した。今後は、学生に対する利便性を高めるためにも、オンラインでの予約制就職面談を定着させるとともに、対面・オンラインを併用したガイダンスに取り組んでいく。

また、各学科より選出されたキャリア委員（教員）とキャリアセンター長・副センター長・事務職員とで構成されるキャリア委員会は、令和2年度には9回開催され、就職支援に関する課題を共有し改善に向けた協議を行っている。

各学科は年度毎に「キャリア支援計画」を作成して、学科のキャリア委員が委員会で進捗状況を報告している。

また4年生の担任教員には直接、キャリアセンターから学生の進路（内定）状況を月一度配信しており、担任教員からも新たな情報提供を受けながら、双方で情報共有を行っている。

2. サテライトキャンパスにおける支援体制

企業へのアクセスが便利で就職活動中の学生が利用しやすいよう、大阪市内のあべのハルカスの23階に「サテライトキャンパス」を設置して、キャリアセンターが運営にあたっている。常駐職員2名は就職相談や応募書類の添削、模擬面接練習、企業採用担当者を招聘しての説明会など、本キャンパスと同様の就職支援を行っている。

コロナ禍における閉室もあり、学生の利用は激減したが、今後は感染予防を徹底し、就職支援以外にも、ゼミ活動、研究活動、自主学習等、利便性を生かした活用の拡大を進めるとともに、利用人数の増加を図っていく。

表 2 令和 2(2020)年度あべのハルカスサテライトキャンパス利用人数

▼学生利用(延べ) (4月~3月) (人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	計
令和2年度	11	74	413	892	1,390
令和元年度	376	369	1,942	3,775	6,462

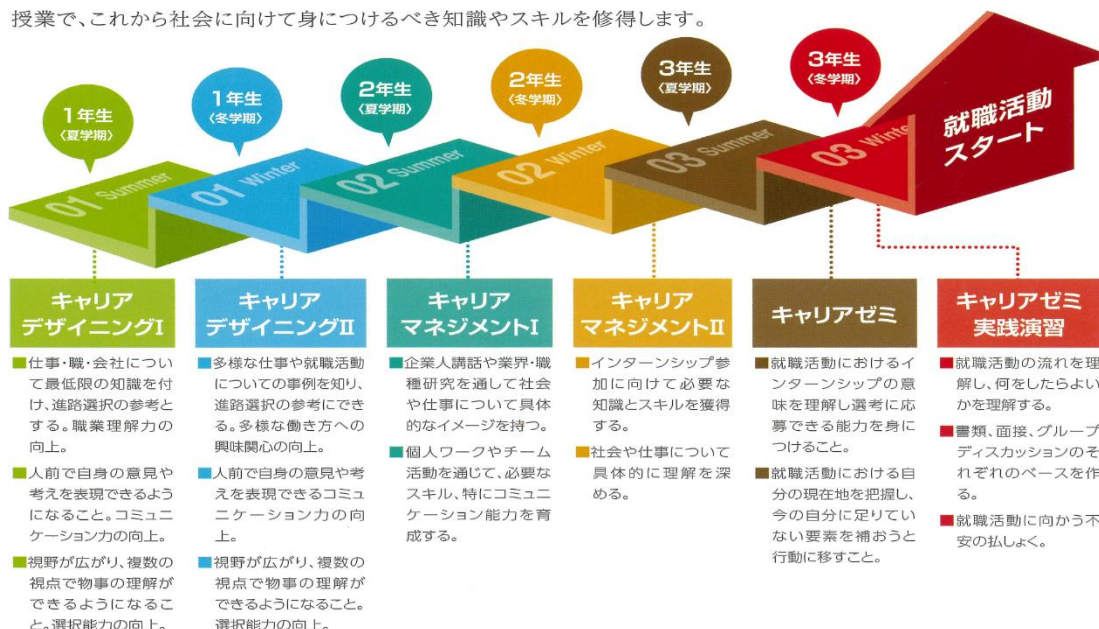
3. キャリア科目

本学では、図1のように1年次から3年次まで一貫したキャリア科目を設定し、学生のキャリア教育及び就職活動を支援している。

【図1】

4年間のキャリア支援ステップ

授業で、これから社会に向けて身につけるべき知識やスキルを修得します。



令和元(2019)年度入学生からは、1年生夏学期の「キャリアデザインⅠ」と3年生冬学期の「キャリアゼミ実践演習」を特に重視し、必修化した。

「キャリアデザインⅠ」では、入学直後の学生自身のキャリア(卒業後の進路)への意識づけを行うことで、目標を持ち充実した学生生活を送らせるためであり、「キャリアゼミ実践演習」では、学生全員がキャリアセンターと接点を作り、センターの進路支援の取り組みへ参加しやすくするためである。

2年次「キャリアマネジメントⅠ・Ⅱ」は、アクティブラーニングを中心とした内容を展開している。3年次夏学期の「キャリアゼミ」はインターンシップを見据えた内容の授業で、学生がインターンシップに参加しやすい体制を整えている。

キャリア科目の履修者数は、表3のように、2年次の「キャリアマネジメントⅠ・Ⅱ」の履修者数が低下している。体験学習と協同学習が期待できるPBL(課題解決型授業)の強化な

ど、学生のニーズに合ったシラバスの再検討が求められる。

表3 キャリア関連科目履修者一覧(・教育学部・看護学部は選択科目、在籍者数は4月1日)

キャリアデザインⅠ (1年生対象)【必修】	令和2年度				
	在籍者数 ①	履修者数 ②+③	履修者数 (1年生) ②	履修者数 (2年生以上) ③	履修率 (1年生のみ) ②÷①
合計	939	702	666	36	70.9%

キャリアデザインⅡ (1年生対象)【選択】	令和2年度				
	在籍者数 ①	履修者数 ②+③	履修者数 (1年生) ②	履修者数 (2年生以上) ③	履修率 (1年生のみ) ②÷①
合計	901	477	458	19	50.8%

キャリアマネジメントⅠ (2年生対象)【選択】	令和2年度				
	在籍者数 ①	履修者数 ②+③	履修者数 (2年生) ②	履修者数 (3年生以上) ③	履修率 (2年生のみ) ②÷①
合計	566	129	114	15	20.1%

キャリアマネジメントⅡ (2年生対象)【選択】	令和2年				
	在籍者数 ①	履修者数 ②+③	履修者数 (2年生) ②	履修者数 (3年生以上) ③	履修率 (2年生のみ) ②÷①
合計	565	105	82	23	14.5%

キャリアゼミ (3年生対象)【選択】	令和2年度				
	在籍者数 ①	履修者数 ②+③	履修者数 (3年生) ②	履修者数 (4年生以上) ③	履修率 (3年生のみ) ②÷①
合計	930	396	389	7	41.8%

キャリアゼミ実践演習 (3年生対象)【選択】	令和2年				
	在籍者数 ①	履修者数 ②+③	履修者数 (3年生) ②	履修者数 (4年生以上) ③	履修率 (3年生のみ) ②÷①
合計	916	303	294	9	32.1%

4. インターンシップ参加者へのサポート

キャリア科目でインターンシップ参加に備えた3年次夏学期の「キャリアゼミ」は、履修していない3年生が半数にのぼっている（令和2（2020）年度の同科目の平均履修率は41.8%（表3参照））。

さらなる支援の充実を図るため、インターンシップコーディネーター1名（専門員）を配置したインターンシップ相談窓口を開設して、1～2年生も含めて相談に対応している。令和2（2020）年度はコロナ禍でありながら、夏学期に延べ75名がインターンシップに参加している。

【表4】令和2年度 夏学期インターンシップ学年別参加者数 (延べ人数)

学部	学科	1～2年生	3年生	合計
人文社会学部	日本学科	1人	9人	10人
	国際キャリア学科	2人	11人	13人
	社会学科	1人	27人	28人
	人間福祉学科	0人	4人	4人
経営学部	経営学科（公共経営）	0人	4人	4人
	経営学科（企業経営）	3人	1人	4人
教育学部	教育学科	1人	3人	4人
短期大学部	生活ナビゲーション学科	8人	—	8人
令和2年度 合計		16人	59人	75人

5. 障害のある学生への進路支援

令和2（2020）年には、一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアムの主催する「障害のある学生向けのセミナー」を案内して、オンラインで4名の学生の受講を得た。受講学生はさらに、その後に企業のインターンシップにも参加した。

また株式会社「イフ」の協力を得て「支援を要する学生のための就職ガイダンス」を実施した。7名（うち2名は保護者）が対面で参加した。ガイダンス終了後には個別面談を実施して、就職に対する意向を聴取した。さらに、大阪府が実施する就職直結型の職場体験プログラムを案内し、就労移行支援事業所の見学会への引率も行った。

今後は、障害の有無に関わらず、他者とのコミュニケーションが苦手な学生、日常生活に不安のある学生など、何らかの支援を要する学生への支援プログラム等を、キャリアセンターと学生支援センターとの連携のもとに検討していきたい。

<教職教育推進センター>

教職教育推進センターは、教育実習や教職実践演習の運営を行いながら、センター長と副センター長及び教育学部教員5名が常駐して、教員志望者への指導・相談ができる体制をとっている。

当センターの常駐教員は、教育学部正課内に開講される「教職教養研究Ⅰ」「教職教養研究Ⅱ」「教科総合研究Ⅰ」「教科総合研究Ⅱ」の担当者があたっている。知識・技能の習得に終わることなく、教育に関する国の動きや教育現場での実際と取組を取り上げて理論と

つなげることで、実践的な知見として学ぶことを重視した指導を行っている。

1. 教員採用試験対策におけるガイダンスや説明会の実施

教育学部及び人文社会学部の教員志望者に対して、教員採用試験現役合格に向けた早期からの取組や動機付けのために、各学年対象の教員ガイダンスや説明会等を実施している。

大学4年生をメイン対象とする大阪府、大阪市等の各教育委員会担当者による教員採用試験説明会、卒業生教員による面接練習会や相談会、教員採用試験合格者による激励会や合格体験談発表会なども計画的に開催している。

今年度はコロナ禍のために冬学期は学生を半々にして登学させることとし、登学日の学生には対面形式、登学日でない学生は、web会議システム（Zoom）による対面のハイブリッド式で各ガイダンスや説明会を実施した。

2. 各種対策講座の実施

1年生を対象に基礎学力向上を目的とした「教養教育講座」、2年生以上には「教員採用試験対策夏期集中講座」「同春期集中講座」など、教員採用試験現役合格に向けて入学時から計画的に各種対策講座を実施している。

今年度はコロナ禍のため「教養教育講座」ならびに「教員採用試験対策夏期集中講座」を中止せざるを得なかった。しかし、学生の要望が高かったために、教員採用試験の一般教養科目に特化した「教採攻略講座」を冬学期に開講して、ハイブリッド式での講座と併せて録画した講座内容をYouTubeで配信した。

令和3（2021）年度以降は受講学生の傾向を鑑みて「教養教育講座」を取りやめ、教員採用試験に特化した講座を企画・実施していく。

3. 教育学部インターンシップ

教育学部では平成28（2016）年度より、大学の配属する同一学校において、学生がインターンシップからスクールサポーター、教育実習までを継続して学ぶ「通称：教育学部インターンシップ」を実施している。平成31（2019）年度入学生からは、これを教育実習の参加要件に設定している（中高英語教育コースは「推奨」）。センターはこの運営を担当している。（表1）

四天王寺大学

表1 ～「実践力のある先生」になるための4年間～

正課/正課外	内容	1年次		2年次	
		夏学期	冬学期	夏学期	冬学期
正課	共通教育科目	人間関係の基盤をつくる 大学基礎演習Ⅰ 大学基礎演習Ⅱ		将来を見据え、自己の課題を認識する 教育基礎演習Ⅰ 教育基礎演習Ⅱ	
正課	専門教育科目	教育現場を知る ハロースクール ハローナーサリー		教育・保育現場を体験する インターンシップ スクールサポーターⅠ	
正課外	教採攻略講座 苦手科目を克服し、教員採用試験合格に必要な基礎学力を養う				
正課外	教員採用試験 夏期集中講座 教員採用試験に出題された問題で学修成果を計る				
正課外	教員採用試験 春期集中講座 教員採用試験の頻出問題等の解説と演習、最新時事を中心に学び、現役合格をめざす				
正課/正課外	内容	3年次		4年次	
		夏学期	冬学期	夏学期	冬学期
正課	共通教育科目	専門分野の先行研究や研究スキルを学ぶ 教育専門演習Ⅰ 教育専門演習Ⅱ		大学での学びの成果を形にする 教育専門研究Ⅰ 教育専門研究Ⅱ	
正課	専門教育科目	教育の実践力を養う 教育実習(小学校) 教育実習(小学校以外) スクールサポーターⅡ		教員としての資質・能力の最終確認 スクールサポーターⅢ 教職実践演習	
正課	専門教育科目	教員に求められる資質・能力の理解 ならびに思考力・判断力を育成する 教職教養研究Ⅰ 教職教養研究Ⅱ		教員に求められる資質・能力への理解を 深め、対応能力の向上を図る 教職教養研究Ⅲ 教職教養研究Ⅳ	
正課	専門教育科目	小学校教員として必要な教科教育の内容 や最新の知識を深め、実践力向上を目指す 教科総合研究Ⅰ 教科総合研究Ⅱ			
正課外	教採攻略講座 苦手科目を克服し、教員採用試験合格に必要な基礎学力を養う				
正課外	教員採用試験 夏期集中講座 教員採用試験に出題された問題で学修成果を計る				
正課外	教員採用試験 春期集中講座 教員採用試験の頻出問題等の解説と演習、最新時事を中心に学び、現役合格をめざす				

2年生からはじまるインターンシップは夏学期の毎週金曜日に行い、冬学期も同一校でのボランティア活動を継続して、年間を通じた「学校現場での学び」を実現している。3年生になると同一校で教育実習を行い、児童生徒、教職員との関係づくりが構築された中で、教員としてさらなる実践的指導力に向けた資質向上が図られる指導体制を整えた。

このような活動を推進するためには、各自治体の教育委員会の理解や連携が欠かせないので、教育委員会を対象とする説明会を学内で実施している。今年度はコロナ禍のために説明会を中止し、資料送付または個別訪問による趣旨説明を行うなどにより、新たに豊中市教育委員会から受け入れの承諾を得ることができた。

表 2. 学校インターンシップ（学校実地演習）履修者数

年度	令和元年度				令和 2 年度			
	教初	教中	教健	合計	教小	教英	教健	合計
在籍数	152	35	37	224	114	44	31	189
履修人数	129	34	34	177	112	16	31	159
割合 (%)	84.9	97.1	37.8	79.0	98.2	36.4	100	84.1

4. 特別支援教育教員免許取得に係る特別支援学校での教育実習実施体制の整備

近時の教育現場では、特別に支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、個々の教員が特別支援教育の知識・技能を身に付ける必要性は高まっており、平成 31（2019）年度入学生より教育学科小学校教育コースで特別支援学校教諭免許状を取得できるようにした。

平成 3（2021）年度から特別支援学校での教育実習が始まるが、実習期間の前後には実習校で週一日のボランティア活動を行うことにより“継続した学び”を担保する体制をとった。この体制の構築のために、関係教育委員会ならびに各特別支援学校を訪問して協力・支援を得た。

5. 自主勉強会・面接指導等の支援

採用試験の受験地ごとに学生の自主勉強会を組織し、教職支援委員が指導教員をつとめている。この自主勉強会を基礎単位とした教採対策支援体制をとることで、センターからの情報提供やセンター教員の各種指導が円滑に行なわれている。

採用試験の面接等の指導は、学生たちの主体性に重きを置いて、面接・小論文作成など多岐にわたる支援を実施している。今年度はコロナ渦にあつて対面でなく Zoom での実施となったが、学生のニーズに応えながら、よい結果が得られるように取り組んでいく。

6. 教員採用試験の近畿圏外受験の交通費補助

教員志望の学生のチャンスを広げるため、また近隣府県の教員採用予定者数の減少に対応するために、近畿圏だけでなく近畿圏外の受験を勧めている。要件を満たす学生に対しては一次試験受験に係る交通費を補助するなど、学生の負担軽減による支援を行っている。

表 3. 近畿圏外申込者数（人）及び申込自治体件数（件）

	令和元年度	令和 2 年度
申込人数	6	10
申込自治体	7	12

7. 教員採用試験の結果

令和 3 年度（令和 2 年度実施）教員採用試験においては、小学校 56 名合格（実数 51 名）、中学校 9 名合格（実数同じ）、養護教諭 2 名合格（実数同じ）、計 67 名（実数 62 名）が合格した。なお、前年度の合格者数は、小学校 58 名（実数 52 名）、中学校 8 名（実数

同じ)、養護教諭 3 名 (実数同じ) 計 69 名 (実数 63 名) であった。

総じて採用予定数を減らしているが、近年、各自治体とも教育実践力を有する教員を求めており、本学でも現役学生の合格が減少傾向にある。面接試験の内容も変化しつつあり社会性・人間性を問う面接や集団討論なども増えている。

そうした状況に対応するため、教育学部では、学校現場と協働して継続的に実習を行い実践力が高められるようにカリキュラムの見直しを行っており、教職教育推進センターもこれと並行して、実施している教員採用試験対策を強化し、正課及び正課外の両面から学生への支援を行っていく。

表 4. 教員採用試験合格者数 (人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
合格者数	79	63	62

<エクステンションセンター>

エクステンションセンターは、検定試験や国家試験合格のための各種の対策講座を企画・運営し、専門スタッフや指導教員が学生一人ひとりの相談に応じるなどして、学生のキャリア形成を支援している。

また資格取得へのモチベーションを高めるために「資格チャレンジ奨励金」を設けている。令和 2 (2020) 年度には 60 名に対して計 59 万 5 千円を支給した。エクステンションセンターが一括して教務部に申請する形で単位認定も行っている。さらに、学生が気軽に受験できるよう試験会場の指定を受けて、学内会場での受験を推進している。

令和 2 (2020) 年度は、検定試験が中止される資格もあり、受験機会の減少のために受験者は減少した。(延べ受験者数:令和 2(2020)年度 583 名、令和元(2019)年度 1,213 名)

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

<キャリアセンター>

今後は、3年次まで継続的にキャリア科目を設定していることを生かして、1年次の「キャリアデザイン I」で着手した「学修ポートフォリオ」作成に重点的に取り組むことによって、学生が自らを振り返り、自身のキャリア形成を主体的に考えられるようにする。

とりわけ令和 3 (2021) 年度の 3 年生から冬学期の「キャリアゼミ実践演習」が必修となるので、担当教員とキャリアセンター職員とがいつそう緊密に連携して、個々の学生の就職支援へつながるような授業展開を工夫する。

また、低年次生のインターンシップを推進するために、関連団体や組織等との連携を強化して受け入れ先を確保し、自由応募 (大学を経由せずに就職サイト等を使って探す方式) を推奨して学生の意欲を醸成することが求められる。単位付与できるような制度改正、各種ガイダンスの開催、キャリア科目担当教員との連携も必要である。3 年生のインターンシップも含めて、事前事後のガイダンス指導を充実させて、近年重視されている就職直結型インターンシップの参加人数の増加を図りたい。

これらの取り組みは、キャリアセンターのセンター長以下と学科ごとに選出されたキャリア委員とで構成されるキャリア委員会で検討するとともに、各委員を介して学科・コースの担任教員らとも一層の連携を図っていく。

<教職教育推進センター>

教員をめざす現役学生に対して、多様化している学校現場の情報提供や卒業生教員との間の情報共有・支援を含めたさらなる連携体制を構築し強化していくことが課題である。

4年次の必修科目「教職実践演習」では、大阪府教育センター幹部職員ならびに近隣の公立学校管理職を招聘し、現場の様々な課題についての講演をお願いするなどさらなる連携強化を図っていく。

<エクステンションセンター>

教育学部の教員採用試験に向けて実用英語技能検定、人文社会学部国際キャリア学科のTOEICテスト、経営学部の簿記能力検定、日商簿記検定、法学検定など、各学部学科ではそれぞれの特性に応じた資格検定の受験を促進する指導が行われている。今後もキャリア支援の一環として、受験者及び合格者を増やす取り組みを行う。

こうした中には、インターンシップ前にはビジネス実務マナー検定の受験を必修化する動きもあり、ビジネス系資格を受験する学生が増加している。宅地建物取引士、旅行業務取扱管理者等の国家資格を目指す学生も増えている。今後は、就職活動に資する資格検定をさらに充実させて、学生自身の自己実現のためのスキルアップをうながしていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<学生支援センターと学生支援委員会>

学生支援センターは、傘下に保健センター、学生相談室及びグローバル教育センターを置いて、学生支援規程に基づき「学生生活」「学生相談」「健康相談」「国際交流」の4領域における、学生の能力開発支援及び生活全般に関する支援を行っている。支援の内容は、課外活動支援、奨学金、授業料分納、学生寮・下宿紹介、アルバイト紹介、ボランティア紹介、スクールバス、学生駐車場の利用など多岐にわたる。

また、学科教員・事務の各部署・保護者との連携を行い、退学に繋がることのないよう学生の見守りを強化している。

近年、学生を取り巻く社会環境はより厳しい状況となりつつあり、インターネット利用に関するマナーや悪徳商法・防犯上の安全対策、喫煙・飲酒、新型コロナウイルス感染予防等の健康管理に関する注意喚起も積極的に行っている。

保健センターには保健師1名と看護師1名、非常勤の看護師1名が在籍し、うち2名が常駐

している。毎月曜日～土曜日（9：00～17：30）開室し、応急処置や健康診断事後措置のほか禁煙支援などの啓発活動も行っている。校医は専任教員1名が兼務しており、随時健康相談にも対応している。

学生相談室には専任臨床心理士1名、非常勤臨床心理士1名、専任公認心理師1名が在籍し、うち2名が常駐している。学生の心の相談はもちろん、人間関係が苦手な学生や授業に出席できない学生への支援として、居場所作りやイベント企画、課題提出のスケジュール管理等、多様な学生のニーズを把握し支援に誘導する拠点として機能している。学生相談室の利用案内は、リーフレットを全学生に配布しており、学内ホームページを随時更新し、IBU.netでイベントのお知らせ等も行っている。

以上の活動については、「学生支援規程」ならびに「学生支援委員会規程」に基づいて、各学科（専攻・コース）から選出された学生支援委員及び学生支援センター長と副センター長の教育職員、課長等の事務職員から構成される学生委員会を開催して、協議・審議等を行っている。委員会は毎月1回開催される。

<学内奨学金>

奨学金規程に基づいて、(1)学業成績が特に優秀である者、(2)就学意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な者に対して、本学独自の奨学金を給付している。

令和2（2020）年度より「高等教育の修学支援新制度」が導入されて、日本学生支援機構給付奨学金の受給者で授業料等の減免対象にもなった学生が632人にのぼった。そこで従来からの学内奨学金を総合的に見直して、修学支援制度の対象とならない学生が一人でも多く支援を受けられるように改めた。（表1）

四天王寺大学奨学金については、当初は40名だった支給人数を、大学後援会の支援を得て100名へ増やした。中でも学業成績が特に優秀な学生に給付される奨学金の支給人数を3名から8名へ増やした。

その他に、特定学部独自の学内奨学金としては、経営学部総合奨学金、看護学部特別奨学金や国際キャリア学科海外留学等特待生奨学金がある。

また、家計支持者の死亡や失職などにより家計が急変した家庭を対象に、緊急・応急奨学金規程に基づく「緊急・応急奨学金制度」も設けて経済支援を行っている。

さらに令和2（2020）年度は、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計が急変した学生への奨学金」制度を新しく設けて、昨年比で所得が減少し、かつ全国の所得平均を下回る家庭の学生を対象に、1名50,000円を434名に給付した。

以上の取り組みを通して、コロナ禍で保護者の収入や学生自身のアルバイト収入が安定しない状況で、学生が経済的理由で修学を断念しないように支援の拡充に努めた。

四天王寺大学

表1 本学の主な独自奨学金

No.	奨学金名	募集内容	
1	四天王寺大学奨学金	対象者	学業成績が特に優秀である者（3セメスター以上の者）
		給付	年間8名30万円給付
		対象者	経済的理由により修学が困難であるが、修学意欲がある者（1セメスター以上の者、高等教育修学支援制度の採用者を除く）
		給付	年間50名30万円給付
2	緊急・応急奨学金	対象者	本学に入学後、主たる家計支持者の死亡または勤務先の倒産・解雇による失職ならびに病気や事故等により家計が急変し、修学の継続が困難となった者
		給付	（主たる家計支持者の死亡）10名20万円給付 （主たる家計支持者の失職等）30名10万円給付
3	海外留学および長期研修奨学金	対象者	本学に2セメスター以上在学し、外国の正規の高等教育機関もしくは本学の提携する大学の附属機関およびその他教育機関に留学もしくは長期研修に参加する者のうち、学業成績が優秀な者
		給付	在学留学等11名、休学留学等2名、15万円～本学授業料相当額給付
4	海外語学研修奨学金	対象者	外国の正規の高等教育機関もしくは本学の提携する大学の附属機関およびその他の語学研修機関等において語学研修する者で、原則として4週間以上の研修を行う者
		給付	20名各10万円給付
5	グローバル教育奨学金	対象者	本学が指定するグローバル教育研修に参加する者
		給付	1人の学生に対し支給額は対象となるプログラム費用の半額を基準額とする。ただし、原則として支給対象者の自己負担金が、20万円を超えないよう、奨学金一人当たりの支給額を変動できるものとする。
6	入学試験成績優秀者奨学金	対象者	本学の大学一般入学試験前期日程における成績が各学科合格者の上位10%の者
		給付	30万円給付
7	入学試験成績優秀者 遠隔地奨学金	対象者	出身校の所在地及び保護者の現住所が近畿地方並びに三重県以外の日本国内の都道府県にある者のうち、本学の大学一般入学試験前期日程における成績が各学科合格者の上位20%の者
		給付	30万円給付
8	国際キャリア学科海外留学等特待生奨学金	対象者	本学国際キャリア学科に在籍する者で英語能力・学習意欲が高く、本学が認める特待生対象プログラムに参加する学生
		給付	10名を限度に、各100万円相当給付 ※外国為替レートにより変動あり（プログラム費用のうち自己負担額を50万円とし、残りを大学負担）
9	経営学部総合奨学金	対象者	一般入学試験前期日程における成績の上位者。2年次以降は前年度までの成績に応じ対象者を再び選抜し、その年次の奨学金を支給する。
		給付	（公共経営専攻）入学者の得点上位4名までを授業料全額相当額支給とし、それに次ぐ者8名までを授業料半額相当額支給などとする。 （企業経営専攻）入学者の得点上位12名までを授業料半額相当額支給とする。
10	看護学部特別奨学金	対象者	一般入学試験前期日程における成績の上位者。2年次以降は前年度までの成績に応じ対象者を再び選抜し、その年次の奨学金を支給する。
		給付	入学者の得点上位2名までを授業料全額相当額支給とし、それに次ぐ者10名までを授業料半額相当額支給とする。

< 課外活動への支援 >

学生団体の中心となる学生運営委員会に対して、水無月祭及び大学祭の企画・運営など全般にわたって支援を行っている。また体育会・文化会クラブ、同好会、サークル団体の活動に対しても下記のように支援を行っている。

1. 『課外活動ハンドブック』を作成して新入生へ配布し、課外活動への参加を促進している。令和2(2020)年度の夏学期は対面授業がごく少数にとどまったため、~~新入生~~新入生に対してオンラインによるクラブ紹介を開催した。
2. 年間に数回、クラブ団体の幹部学生と面談を行い、活動状況の確認を行うとともに活動場所及び備品等の問題点等の聴取をし、必要に応じて支援を行った。
3. 四天王寺大学後援会の支援により、課外活動団体の「課外活動活性化備品購入費補助」を行っている。令和2(2020)年度は東キャンパスの施設拡充及び備品購入について支援した。なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月から課外活動を停止するとともに、課外活動に関するガイドラインを作成し、6月末から各団体の代表者と面談を行い、感染拡大防止策がとられていることの確認できた団体から順次、活動を許可した。

6月に行われる水無月祭は中止として、11月の月上旬3日間に渡り開催される大学祭は、2日間に短縮し来場者を本学の在学生に限定するなど、感染対策を講じて対面で開催することとした。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

令和3(2021)年度もコロナ禍が続き、学生への様々な支援が必要になることが考えられる。一人でも多くの学生が充実した大学生活を支障なく送ることができるよう、学生の要望の把握に努め、サポート体制の充実をより一層図っていく。

学内奨学金もさらに拡充する。令和3(2021)年度には経済的に困窮している学生への学内奨学金を40名から50名へと増やし、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計が急変した学生への奨学金」も総額5,000万円に増額して実施する。

毎年4月に実施している新入生のクラブ勧誘は、オンラインでの勧誘にとどまり、通常の活動自体も満足に行えなかった。そのために新入生の入部が少なくなり、中には活動に支障の生じるクラブも出てきている。令和3(2021)年度以降は、コロナ禍の状況でも充分な感染対策を行いながら新入生の勧誘が行えるよう、新たな方途を摸索する。

保健センターと学生相談室は、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などをオンラインで行った。大学教育現場で要支援学生が増加する趨勢において、次年度以降も引き続き現行の制度や体制を見直しながら支援の拡充を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地については、大学設置基準第 34 条に基づき、教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。

教育研究施設については、以下の【施設概要】通り、同第 36 条に掲げる専用の施設をすべて備えるとともに、同第 37 条及び第 37 条の 2 に掲げる面積をも満たしている。

運動場については、同第 35 条に基づき、校舎と同一敷地内に設けている。

【施設概要】

建物名	主要施設
1 号館	食堂、学生運営委員会室、クラブ室、武道場
2 号館	講義室、ランゲージ・プラザ i-Talk、図画工作室、研究室
3 号館	講義室、図書館、コンピュータ室、ICT アクティブ・ラーニング教室、ラーニング・コモンズ、博物館学芸員演習室
4 号館	講義室、コンピュータ教室、学生支援センター、キャリアセンター、エクステンションセンター、教職教育推進センター、ラウンジ、情報メディア室、研究室
5 号館	講義室、調理実習室、理科実験室、ライフデザインスタジオ、クラブ室、研究室
6 号館	講義室、ゼミ室、キャンパスショップ、保健センター、院生研究室、院生資料室、介護実習室、入浴実習室、調理実習室、家政実習室、実習指導室、保育実習室、ML 教室、秘書実務実習室、模擬保健室、研究室、ラウンジ
7 号館（研究棟）	講義室、研究室
8 号館（音楽棟）	学生ホール、多目的室、音楽教室、電子ピアノ室、リズム室、練習室、レッスン室、クラブ室
9 号館（看護棟）	講義室、多目的講義室、カンファレンスルーム、実習室、シミュレーションセンター（コントロールルーム含む）、ディブリーフィングルーム、研究室、共同研究室、学部長室、学生用更衣室、学生ラウンジ、自習室
講堂	講義室兼講堂
大講堂	講堂
総合体育館	メインアリーナ、プール、シャワー室、更衣室、トレーニングルーム、ダンススタジオ、カフェラウンジ、体育教員室、クラブ室
東体育館	アリーナ、多目的スペース
事務局棟	教務部、高等教育推進センター、事務室、会議室、講堂、役員室
和友館	休憩室、バス停
和交寮	留学生寮
和修館	合宿施設

グラウンド	グラウンド
東グラウンド	グラウンド
テニスコート	テニスコート
東テニスコート	テニスコート
学生駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場

本学のキャンパスは、シンボリック存在の八角形の講堂（現在、講義室に使用）が校舎群の中心にあって、キャンパス全体が仏教伽藍のイメージを与えるものになっている。既設の校舎は明るく、落ちついた印象を与えるデザインと色彩・内装の統一感をもたせている。

教室は、学生と教員とがコミュニケーションをとりやすい横長の教室を採用し、学修環境に合わせた机・椅子を設置し、採光・保温にも配慮するなどして、学生が授業時間を快適に過ごせるよう工夫している。

学生及び教職員の福利厚生施設としては、学生食堂やカフェ、キャンパスショップ（教科書・文具・書籍販売及びコンビニエンスストア）、学生ラウンジ、休憩スペース等を設置している。8号館音楽棟には女子学生向けのパウダールームを設けており、多くの学生が活用している。

学舎や運動場のほかには学生駐車場・駐輪場も整備し、通学手段の便宜を図っている。

なお、9号館看護棟を除く教室及びその他の施設は、短期大学部と共用している。

ICT対応としては、10名以下の小教室をのぞいたすべての教室に、備付パソコン、書画カメラ、マイク等の音響設備、視聴覚機材等があり、教室のサイズに応じて1～3基のプロジェクタを設置している。教卓にはこれらの機器を一括管理できる操作パネルがあり、必要な映像をすぐにプロジェクタに投影できる。電子黒板は11教室に設置している。

教卓の操作キーは一本に統一されて全専任教員に貸与されており、授業の場で必要があればすぐに使用できる。パソコンに接続できるマイク付きカメラや、zoomとYouTubeのアカウントも全教員に配布されており、教室や研究室や自宅から双方向授業を行ったり、録画してオンデマンド型の授業を行ったりする環境が整っている。

学内無線LANは、学内の全教室、教員研究室棟、大講堂、講堂、総合体育館、食堂（2箇所）及び中央イベント広場で無線LANの利用が可能となるようにアンテナを整備している。外部のインターネット接続には国立情報学研究所が運営している「SINET」を利用しているが、遠隔授業への対応として通信速度を従来の1Gbpsから10Gbpsへ増速した。

学内サーバも、アクセス数の増加や、課題の配布・提出や動画ファイルの活用などによる保存容量拡大の要請に応じて機能強化を行った。

なお、密を避けるため教室の収容定員を半減させたことと、遠隔授業を行う機会が増加したことへの対応として、同一授業を複数教室で分散開講ができるよう、映像・音声を同時配信できる設備を14教室に整備した。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、食堂やラウンジへのアクリルパーテーションの設置、手指消毒及び机・椅子消毒用薬剤・資材の設置を行った。オンライン授業などに使うノートPCやタブレットの充電のために、図書館内に50箇所（124口）、学舎内のオープンスペースに33箇所（87口）のコンセントを整備した。

施設老朽化に伴う対策として改修も適宜行っている。令和 2（2020）年度には、2 号館エレベーターの更新、和友館（バス停）のトイレ改修工事を行った。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

<図書館>

図書館は地下 1 階入口から入ったフロアをメインフロアとしており、スライド書架を導入した開架図書を中心に、参考図書、雑誌、A V、関連図書等のコーナーを設けている。

関連図書は、公務員試験、教員採用試験、各種資格試験に関する図書が中心である。各種文庫や新書も別置している。

蔵書数は、地下 2 階の閉架書庫と合わせて図書約 333,664 冊、学術雑誌 4,644 種、A V 資料 6,036 種である。

データベース 13 種類（CiNii をはじめジャパンレッジ、EBSCO-host など）が学内外を問わず利用可能である。電子図書としては、丸善 ebook や LibrariE で岩波書店の文庫・新書等、多読英語用の図書を提供している。

閲覧席は 218 席あり十分な席数を確保しており、コンセントを増設してノートパソコン等の活用の便を図っている。加えて、大型ロビーチェアを増設して学生が寛いで読書できる環境を整え、そこに学生が今後の人生を考える際に参考になる図書を選書した「生き方文庫」を新設した。

図書館入口付近には、「新着図書コーナー」「展示コーナー（各種企画図書を展示）」を設置し、利用者に手に取ってもらいやすい工夫を行っている。時期によっては「新入生に読んで欲しい本」、「レポートの書き方に関する図書」の企画展示を行っており、学習の手助けとなるようにしている。

加えて机付きの可動式イスを 36 台、ホワイトボード 8 台を設置し、様々な形態でのグループ学習に利用できるようにしている。

図書館地下 1 階のゲートをくぐってから 1 階に上ったコンピュータ自習室にはデスクトップの PC124 台とプリンター 10 台が設置されており、館外貸出を行わず図書を閲覧しながら情報収集やレポート作成などができる。BD や DVD 等の AV 視聴が出来るスペースも 8 ブース 16 席設置している。

また、図書館のゲート外には 2 つのラウンジを設けている。主に学習に利用できるスペースと主に展示を行うスペースに分けて、グループ学習や授業の成果の発表の場として提供している。

開講時の開館時間について、地下 1 階閲覧室は平日が 9:00～20:30（土曜日は 9:00～17:30）。1 階コンピュータ室は平日が 9:00～19:00 で、定期試験 1 か月前からは 20:00 まで利用できる（土曜日は 9:00～17:00）。閲覧・貸出等のサービスは、図書検索システム（OPAC）により図書の検索、貸出予約、他大学図書館からの図書の取り寄せ等を行っている。図書の貸出・返却は、図書館システムを導入している。

図書館の運営全般については、学科（専攻・コース）から選出された図書委員と図書館館長・図書館館員により組織される図書委員会において審議・報告している。

選書については「図書館選書基準」に基づき、図書館館員が選書・購入するもののほか、各学科が割り当てられた年度予算から申請したのものも購入している。

なお、授業シラバスに提示している図書で未所蔵のものは、図書館が調査・購入して学生の利用に備えている。また、「学生選書」と称して図書館が希望学生を引率して大規模書店に出向いて選書する活動も行っている。

なお、令和2(2020)年度に文献複写等の申込み方法の見直しを行って利便性を高めるよう改めた。

なお、大学のある羽曳野市の市立図書館と「図書館相互協力」の連携事業を行っており、蔵書の貸出等を行っている(令和2年度はコロナ禍のため活動を停止した)。

図書館の教育活動としては、図書館の司書職員が中心となり教員側の要請に応じるなどして、図書館ツアー(図書館内見学)、図書館ガイダンス(図書の検索方法や図書館の活用方法紹介等)、文献検索ガイダンス(データベースを利用した各種論文の閲覧・活用の方法紹介等)を実施している。令和2(2020)年度は706名に実施した(国際キャリア学科、社会学科、人間福祉学科、教育学科、看護学科参加)。

また年一回『私の薦める本』を発行しており、教職員や学生から原稿募集した本の紹介記事を掲載している。この冊子で紹介された本について、ポップ展示も行っている。

学生の活動としては「COCOROE らいぶらり」があり、学生有志のグループ(登録学生19名)で「企画展示」「ビブリオバトル」「広報誌の発行」などを企画、実施している。

コロナ禍の令和2(2020)年度は、手指及び利用機器の消毒を義務付け、地下1階閲覧室、1階コンピュータ室共に網戸サッシを増設して常時換気を行い、閲覧席の座席間隔も拡大した。大学構内への入構禁止期間中には郵送による図書貸出を実施(郵送料大学負担)した。解除後には時間限定利用のもとで閲覧席を指定することも行い、感染拡大防止に取り組みながらもできるだけ学生が図書館を利用できるよう努めた。

<ラーニング・コモンズ>

図書館2階のラーニング・コモンズは、学生が自主学習するための施設で、プレゼンテーションやディスカッションを行える空間を用意している。ラーニング・コモンズ内のピアサポートセンター“PIATA”には、学生から募って研修を受けたピアサポーターが常駐して、後輩学生への履修や学習の相談、学生生活の相談も行っている。

ラーニング・コモンズ内には、25台の専用の貸出用ノートパソコンとプリンター2台を備えている。また、施設内にはICTアクティブ・ラーニング教室とICT模擬教室があり、授業で使用する教員もいる。

ICTアクティブ・ラーニング教室は、メモ台付可動式チェア(60脚)、電子黒板(1台)、プロジェクタ、iPad(60台)、単焦点プロジェクタ(4台)、ホワイトボード(4台)を備え、積極的・能動的に講義やセミナーを行うことができる。

ICT模擬教室は小中学校の教室環境を再現しており、学生が教師役と生徒役をつとめながら授業シミュレーションを行うことができる。電子黒板(1台)とプロジェクタ(1台)を備え、上記ICTアクティブ・ラーニング教室のiPadも共用できる。

またラーニング・コモンズには、英語と国語のリメディアル教員(非常勤職員)が週各一回ずつ授業の補習的要素を含んだ指導を行っている。研修を受けた学生SAのピアサポーターも常駐しており、後輩学生への履修や学習の相談、学生生活の相談を行っている。履修登録や定期試験にあわせて、履修登録相談会や定期試験前相談会も行っている。

<コンピュータ教室>

情報処理の授業などで使用されるコンピュータ教室 7 室には、総数 296 台のパソコンを設置している（内訳は 60 台設置 1 教室、48 台設置 4 教室、24 台設置 1 教室、21 台設置 1 教室）。うち 6 教室にはパソコン 2 台毎にセンターモニターを設置して、教員のパソコン操作を見ることもできる。

大学の契約によってここで使用できる代表的アプリケーションには、服飾 CAD 用のアプリケーション（20 台）、統計解析用ソフト（200 ライセンス）、画像や動画の編集ソフト（60 ライセンス）、会計ソフト（100 ライセンス）、タイピング練習用ソフト（250 ライセンス）などである。

なお、各教室にはマイク設備と書画カメラも設置している。

<ピアノレッスン室>

音楽棟のレッスン室は、学生が申請して自主レッスンをすることができる。貸し出しは教務課が行っている。

<トレーニングルーム>

体育館のトレーニングルームは各種フィットネス機器を揃えており、利用研修を受講した学生と教職員が利用できる。トレーニングルームには、学生 SA も含めたスタッフが常駐しており、トレーニング方法のアドバイスなども行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設のバリアフリー化は、おおむね完了している。未施行で残っているのは、構造上改修の難しい施設（1 号館 3 階武道場及び 4 階更衣室、5 号館 5B-303 の大講義室）と近時取得した旧四天王寺羽曳丘高等学校・中学校の施設（東体育館）のみである。

多目的トイレは、東体育館を除く学内すべての建物（1～9 号館、総合体育館、事務局棟）に設置している。点字ブロックも中長期計画に沿って継続的に設置を続けている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教務部では、すべての科目の担当教員に対して事前に教室や教材の要望等を調査し、昨年度の受講人数を参考に教室の収容人員数に応じて教室を割り当てている。

必修等の授業は、各学部の学科・専攻ごとに複数のクラス分けパターンをつくり、適切な規模でクラスを分割して授業を設定している。社会福祉士養成学科（人間福祉学科）及び保育士養成学科（教育学科）においては法令等で定められた受講人数を厳守している。

選択科目では予想人数を上回る場合もあるが、初回授業後に授業担当教員と教務部とで協議し、教室変更やクラス分割等の対応をとっている。

語学関連の授業は、ほとんどのクラスで約 40 名程度におさまるようにクラス分けを実施して、教育効果を担保している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度には、施設の長寿命化を目的として、建屋毎に中規模改修・大規模改修計画を策定し、中長期計画に明記した。これに従って令和 4（2022）年度には講堂の改修を計画している。エレベーター更新工事やトイレ改修工事も計画的に実施しており、令和 3（2021）年度は 5 号館エレベーターの更新と、4 号館 B1F トイレの改修を実施する。コロナ禍を期にノートパソコン等の機器を利用する学生が増加することが予想される。そのために学内各所のコンセントの増設を一層進めていく。

令和 2（2020）年度には、図書館、ラーニング・コモンズ、トレーニングルームも閉館・閉室している期間が長かった。令和 3（2021）年度以降は、しっかり感染対策をとりながら、開館・開室時間を増やせるよう工夫していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援や学生生活に関する情報を調査するために、担任学生による個人面談以外に、全学生を対象にした「学生動態調査」を毎年 Web で実施している。

令和 2（2020）年度の学生動態調査は、「学修支援」、「学生生活」の項目ごとに数問ずつ設定し、回答は「とても満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」からの 5 択とした。

調査結果は、教育研究評議会や各教授会で報告され全教職員に共有される。「自由記述欄」の意見・要望は、対応すべき各部署が「改善策・対応・コメント」を作成し、イントラネットで公開しており、学生も閲覧できる。令和 2（2020）年度の改善例としては、大学からの貸与パソコンを準備し、全ての学生が遠隔授業受講できる環境を整えたことがあげられる。

教室や設備に関する意見・要望は、授業評価アンケートにも質問項目を設定しており、その結果は、教育研究評議会及び FD 委員会、各教授会に報告される。特に、空調の温度管理に関する要望が多く寄せられている。

また保健センターは、毎年 4 月に実施する学生定期健康診断で、「保健調査票」の質問項

目として、学生個人の心身の問題と保健センターへの要望を把握している。さらに、全学生の結果を集計分析して新事業の検討を行っている。

令和2(2020)年度は冬学期開講の約1ヶ月に、学生支援センターが授業配慮申請をしている学生に対して、オンライン授業下で授業に出席できているかどうか、課題の提出ができていないか、困っていることは何かなどを、webアンケートで把握し、それらの結果は学科教員や授業担当者へ直接伝えて情報共有し、検討や対応を依頼した。他にも、全学生を対象に、保護者の年間の所得や昨年比の収入の増減などといった収入に関するwebアンケートを実施し、全学生3,729人中1,077人から回答があった。この結果に基づいて、経済的困窮者に対する冬学期の授業料減免を行った。

さらに一人暮らしの学生381人へ年末に帰省するかどうかの調査を実施し、コロナ禍で帰省したくともできなかった学生139人に対して、レトルトカレーなどを送付する食糧支援を行った。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学生動態調査を中心とする「学修支援」、「学生生活」の把握等については、回答率も非常に高く円滑に機能している。今後も多くの学生が回答してくれるように調査時期や期間や設問の設定など一層工夫していく。

ただし、Webによるアンケート調査は、設問も簡潔で設問数を絞った形にならざるを得ない。

今後はアンケート調査とは違った形の、例えば特定の学生を対象としたモニタリング調査のような新たな方法による調査・分析も視野に入れながら、改善を図っていく。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れは、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し周知したうえで、それに沿った各種の入学試験を実施している。入試の結果は、役員や教職員の間で情報共有がなされ、検証を行っている。学生受入れ数も入学定員に沿ったものになっている。

学修支援体制は、教務部と学生支援センターとが中心となって、教職員が連携しながら、課内・課外活動全般を支援している。また、教育的配慮の下、SA(スチューデント・アシスタント)に教育補助業務を行わせ、学部教育におけるきめ細かい指導の実現を図っている。

キャリア支援は、キャリアセンター、教職教育推進センター、エクステンションセンターが中心となり、学生の課内・課外活動全般にわたってキャリア形成を支援している。

また、学生生活を安定させるためには、学生支援センターが中心となって、経済的に苦しい学生を支援しながら、学生の心身両面に対する支援を行っている。

学習環境の整備については、校地・校舎とも法令の要件を満たすとともに、学生が快適に学修できるよう日々改善に努めている。図書館をはじめとする諸施設も、学生が利用しやすいよう様々な取り組みを行っており、有効に活用している。バリアフリーも大多数の施設で施工が完了している。さらに授業一コマあたりの学生数も多くなり過ぎないように、学期始業前や始業後に様々な方法を通じて対応している。

四天王寺大学

学生の意見・要望への対応については、全学生を対象にした学生動態調査を通して把握しており、調査結果を全教職員に共有するとともに、今後の大学の取り組みに反映させている。記述での問題点の指摘に対しては回答を公開している。

以上により「基準 2. 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は「学則」及び「大学院学則」に示され、学部・学科の教育目的は「学則」第2条の2にもとづきそれぞれ「教育研究上の目的」を定めている。大学院の研究科・専攻ごとの教育の目的は、「大学院学則」第7条を踏まえて「教育（専攻）の目的」を定めている。

例えば、大学全体の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー／DP）は、冒頭に「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と掲げており、DPの中に教育目的を明記している。各学部のDPも同様の構成をとっており、DPが教育目的を踏まえていることは明らかである。

DPは、教育改革推進本部会議、教育研究評議会、各教授会、理事会それぞれで審議を経て策定され、大学ホームページや『履修要覧』で公開している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた(1)単位認定基準、(2)卒業認定基準、(3)修了認定基準を策定し、周知している。

(1) 単位認定基準は、授業科目ごとに、DP中の学生の修得すべき能力との対応を一覧にして『履修要覧』の科目編成表に併記しており、大学のホームページにも公表している。授業科目ごとのシラバスの「到達目標」も、DPを踏まえた能力の取得という観点から設定している。これらと学則第20条にもとづいて授業担当者は、秀・優・良・可の合格点をつけて単位修得を認めている。合格は100点満点で60点以上である。

(2) 卒業認定基準は、学則第15条に「8セメスター、4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め124単位以上修得しなければならない。」と定めている（看護学部は126単位）。各授業はDPに基づく（カリキュラム・ポリシー／CP）によって設定されており、それぞれの単位認定はDPを定める能力を踏まえている。したがって本学の卒業認定が、本学の掲げるDPにもとづいて行われていることは明白である。

(3) 大学院の修了認定基準も、大学院学則第18条と19条にそれぞれの研究科と課程の年限と単位の修得を定めている。『履修要覧』の授業科目一覧には、DP中の修得すべき能力との対応一覧を併記している。したがって、大学院の修了認定がDPの定める能力の修得を基準にし

で行われていることは明白である。

以上のような履修や単位認定、卒業判定等、カリキュラムの改編等の事項は、各学科(専攻・コース)から選出された教務委員と、教務部長・副部長と教務部職員からなる教務委員会または各学部教授会で審議され、教育研究評議会の議に付される。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は「単位の修得および試験に関する規程」に履修登録から単位認定までに関することが定められており、これにもとづいてシラバスに記載している担当教員が厳正に認定を行っている。

進級基準は、本学の教育課程では設定されていない。単位修得の進んでいない学生は、担任教員の指導を受けながら単位未修得の科目を再履修している。

卒業認定は、学則第5章の諸規定で卒業要件を定め、それに基づいて厳格に判定している。判定案は、教務委員会、各学部教授会、教育研究評議会の審議を経て卒業認定が行われている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

すべての授業科目で DP の定める能力との対応関係が定められ、それにもとづいて各授業科目のシラバスに「到達目標」を設定している。ただし、このようなシステムの必要性について、まだ教員や学生の中に十分に理解が浸透しているとは言い難い。

今後は一層の理解を求めるとともに、非常勤講師も含めた授業担当教員全員に対して、実際の単位認定がシラバスの「到達目標」の到達度に応じたものとなるよう徹底していく。

学生に対しては、特に新生を中心にオリエンテーション等で理解を促していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー/CP)は、大学全体では基礎教育科目と共通教育科目の編成に関して策定している。さらに学部ごと、学科・コースごとによる専門教育科目の編成について策定している。

それぞれの CP は、「教育課程(の)編成・教育内容」「教育方法」「教育評価/学修成果

の評価方法」の3項目から構成している。内容は、教育目的やDPを具現化したものになっており、教育課程の体系性も示している。

また『履修要覧』は、各学部・学科ごとに専門教育科目の学修分類表を掲載しており、分野ごとの学修のすすめ方を体系的に示している。共通教育科目と専門教育科目にまたがるキャリア関連科目についても、学修分類表に該当する「キャリア教育関連科目」表を掲載して教育課程の体系性を明示している。

大学院も研究科ごとにCPを定め、それに応じた授業科目を設定している。

すべてのCPは、各学部教授会、教育研究評議会の審議を経て承認されており、『履修要覧』や大学ホームページ上に公開している。

3-2-④ 教養教育の実施

大学の教育課程では教養科目として「基礎教育科目」「共通教育科目」を置いている。

<基礎教育科目>

大学全体のCPの前文は、基礎教育科目について次のように述べている。

「基礎教育科目」は、大学での学修や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する「共通教育科目」、そして各学部・学科・専攻における専門分野を修得する「専門教育科目」を学ぶ前提となる科目です。この「基礎教育科目」では、「和の精神」についての学びを深め、調和のある社会で活躍できる人格形成を行います。

続いてCPの「教育課程編成・教育内容」の項には、基礎教育科目として「和の精神Ⅰ・Ⅱ」、「仏教概説」、「現代社会と人権」の3種4科目を示している。

このうち「和の精神Ⅰ・Ⅱ」（旧科目名称「仏教Ⅰ・Ⅱ」）は、実践体験を通して聖徳太子の仏教精神を身につけることを重視した授業である。大講堂において短期大学部も含めた1年生全員と全専任教員が参加して行われる。授業は、献灯に始まり、般若心経などの読経、瞑想の後に、講師による講演が行われ、聖歌斉唱で終わる。学生は講演を聴いてレポートを提出する。冬学期のⅡは、講演の後に写経も行われる。作成された写経は学期末にまとめて課題として提出される。

「和の精神Ⅰ・Ⅱ」の授業内容と進行については仏教文化研究所で検討される。実施にあたっては、学科・コースごとに選出された宗教委員及び仏教文化研究所の研究員、教務部長・副部長、教務課職員らで構成される宗教委員会において審議され、全専任教員・全事務職員の協力を得ながら運営している。

<共通教育科目>

共通教育科目については、上掲のCPの一節で「大学での学修や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する」と述べられており、「教育課程編成・教育内容」に以下の7つの分野を設定して、個々の授業科目を配置している。

- ① 「学びの基礎」は、大学での学びや生活に必要なスキルを育成するとともに、専門的な学びへのなめらかな導入を図る。さらに、入学から卒業までを見通したキャリアデ

ザインを構想するための支援を行う。

- ② 「こころと思想」は建学の精神である聖徳太子の仏教精神をさらに深めるとともに、心の問題や思想について学び、自らの生き方を振り返る一助とする。
- ③ 「社会と文化」は「こころと思想」の学びをもとに法や政治という社会システム等について学ぶことで社会の一員としての意識を高める。
- ④ 「情報と自然科学」は ICT 活用能力を高めるとともに、自然科学の観点から生命や社会について考える素地を養成する。
- ⑤ 「健康と福祉」は心身の健康に対する意識を高めるとともに利他の精神に基づく福祉の考えを学ぶ。
- ⑥ 「言語」は「英語」を主にし、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「ロシア語」「日本手話」で構成され、それぞれ基礎から応用まで段階を踏まえてコミュニケーション技能を身につけ、高める。
- ⑦ 「キャリア教育」は卒業後の社会生活を視野に入れて、キャリア意識や社会人に必要な幅広い知識・技能を段階的に身につける。

なお、看護学部のみが「生命と環境」、「こころと思想」「社会と文化」「健康と福祉」「情報科学」「グローバルコミュニケーション」という分野を設定している。

教養教育の課程は、教務委員と上記分野を専門とする教員に教務部長・副部長、教務課職員を加えた教養教育委員会が教務委員会の下におかれて、科目の内容や編成について審議する。議決された内容は、教務委員会の審議を経て各学部教授会及び教育研究評議会の審議に付されて決せられる。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、FD 委員会において検討・審議される。FD 委員会は、各学科・コースから選出された FD 委員と教務部長・副部長、教務課職員によって構成される（令和 3（2021）年度から高等教育センターの設置にともなって、FD 委員と高等教育センター長・副センター長、センター職員による構成に変更）。

本学は全科目でアクティブ・ラーニングを推進しており、シラバスには「ペアワーク」、「グループワーク」、「プレゼンテーション」、「ディスカッション」、「ロールプレイ」、「ワークシート」、「双方向型授業 ICT 等」、「発見学習」、「問題解決型学習（外部機関）」、「実験・実技」、「実習」、「フィールドワーク」、「反転授業」のうちいずれを実施するのか示すようになっている。

教員は自らの授業方法の効果を授業評価アンケートで測っている。アンケートは全科目で夏学期、冬学期の第 14・15 週目に行っており、教員が任意に質問項目を設定することもできる。自由記述もあって学生への教育効果を的確につかむことができる。そして授業ごとにアンケート結果をふり返った「改善コメント」を作成して提出する。

アンケート結果はすべて、FD 委員会や教務委員会、教育改革推進本部に報告される。特にスコアの高い授業と低い授業については一覧表が作成される。これらを踏まえて、各学部教授会や各学科等で改善策等を議論して授業や教育の改善を図っている。「改善コメント」はアンケート結果とともに図書館にて学生や教職員が閲覧できる。

また、冬学期には教職員による「授業相互参観」を実施している（夏学期は学科・コー

スが任意で実施)。全教員は参観対象の授業 1 つ届け出て、参観対象授業の一覧が全教職員に公表される。必要があれば非常勤講師に要請して、特定の担当授業の参観を行うこともある。参観者は授業担当者にコメントを提出し、授業担当者はそのコメントを使って報告書を作成する。そして学科・コースごとに報告書を使った合評会が行われる。このようにして教員は、新しい取り組みの授業があれば、授業参観で教職員らの意見を聴取できる。

夏・冬学期の終講後には、全教員を対象とする FD 研修会がしばしば実施される（令和 2（2020）年度は実施せず）。また、3 月末に新学期を期して実施される合同研修会の中でも、FD に関わるセミナーが行われる。令和 2（2020）年度は、下記の ICT ワーキンググループと基礎教育ワーキンググループの取り組みや授業実践例などが報告された。ワーキンググループや学部学科が独自に外部講師を招いて研修会を実施する場合は、教職員に周知している。

以上の教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関する取り組みは、年度ごとに刊行される『FD・SD 報告書』に掲載される。報告書には大学で実施された研修会のほか、学科・コースごとのページが割かれ、仏教文化研究所の教育活動や学修支援の活動なども掲載されており、HP からもダウンロードできる。

さらに令和 2（2020）年度には、教授方法の工夫・開発のために、教職員数名からなる 2 つのワーキンググループを立ち上げた。

基礎教育ワーキンググループは、初年次教育の根幹である「大学基礎演習 I・II」の改善について検討した。学生が主体的、能動的に学習する力や姿勢、他者とコミュニケーションできる力などの育成に効果的な新たな授業方法について論議した。今後の展望や構想の上での手がかりの 1 つとして、学生の相互交流（グループワークやチームビルディングなど）の多い授業におけるファシリテーションという教育技法に着目し、対面授業、オンライン授業の双方の大学基礎演習での授業形式を想定した「ファシリテーション研修」を 12 月に外部講師を招いて実施した。

ICT 教育等ワーキンググループでは、遠隔授業における授業運営の実態や課題について、アンケートを実施して、この分析結果を踏まえて、ICT を活用した効果的な授業を行うための具体的な教育方法・授業方法を、外部の有識者を招いて検討した。その成果は、年度進行中の様々な機会に教員へ発信をし、授業改善の手がかりを提供した。また機器をめぐる学生支援や使用ソフトや設備の拡充等について提言を行った。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

CP に対応した教育課程編成はできているが、DP と同様、教員や学生の理解がまだ充分ではない。

対応としては、個々の授業のシラバスの「到達目標」を、DP で定めた能力や CP で定めた「教育方法」や「教育評価／学修成果の評価方法」に応じた内容として、「到達目標」の到達度に応じた成績評価を行うようになるよう、授業担当者へ一層働きかけるとともに、単位取得に関わる諸規程の改正も検討する。

また令和 3（2021）年度から高等教育センターが発足した。FD 活動、学内の DX、基礎教育の改善について総合的に取り組むこの部署を拠点として、学部・学科・コースと連携しながら、教育課程と教育方法の改善につとめていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、大学全体及び各学部・学科・専攻の CP にある「教育評価／学修成果の評価方法」で記している。

大学全体の「教育評価」を略記すると、以下の 3 項からなる。

- (1) 試験やレポートだけでなく、学びの途中評価としてルーブリック評価等を実施。
- (2) 学修ポートフォリオを用いて、学修成果を蓄積して可視化しそれを省察するポートフォリオ評価等を取り入れる。
- (3) PROG テストや英語の外部試験等を入学時とその後の 2 回実施することで、継続的な学修の成果を可視化し、自己評価を行えるようにする。

例えば、人文社会学部の「学修成果の評価方法」は以下の 2 項からなる。

- (1) 教育課程における学修の成果は、別に定めるアセスメント・ポリシーをもとに評価します。
- (2) 講義や演習などの科目については、教育内容や携帯に応じて、定期試験・中間試験などの小テスト、課題レポート、コメントシート、学生による自己評価・相互評価、ルーブリックによるパフォーマンス評価など、多面的に適切な方法を用いて評価します。

学びの途中評価や多面的・総合的な評価については、各授業のシラバスに「ペアワーク」、「グループワーク」、「プレゼンテーション」、「ディスカッション」、「ロールプレイ」、「ワークシート」、「双方向型授業 ICT 等」、「発見学習」、「問題解決型学習（外部機関）」、「実験・実技」、「実習」、「フィールドワーク」、「反転授業」のうちいずれを実施するのかを示すことになっている。ルーブリックを使用することもシラバスに明記される。こうした取り組みを通して、定期試験や学期末レポートだけによらない多様な評価方法の導入を促進している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価にあたっては、以下のような指標や調査結果を併用している。ここであげる数字の多くは、HP もしくは HP からダウンロードできる『Fact Book』に掲載

している。

①正規卒業率(標準修業年限卒業率)

入学者のうち標準修業年限の4年間で卒業できた学生の割合になる。この数値で、三つのポリシーに基づく教育課程が問題なく機能しているかどうかを測っている。

令和元(2019)年が卒業年次の学生(平成28年度入学生)の学位授与率は、人文社会学部が79.3%、教育学部が93.5%、経営学部が75.3%である。

正規卒業率は、次年度初めに教育改革推進本部会議、教育研究評議会、学部教授会、理事会等で報告され、全教職員及び役員に共有されて、教育課程その他の改善に活用している。

②就職率

就職率は、企業の社員や公務員等への就職を希望した卒業生のうち、実際に就職できた者の割合である。これらを通して、卒業生が自らの資質をみがいて能力を身につけ、進路を自己決定できたかどうかを測っている。

令和元(2019)年度卒業生は、人文社会学部が99.1%、教育学部が98.7%、経営学部が98.5%だった。看護学部は完成年度以前のため卒業生なし)。その他の業種別も含めた情報は、HP及び『Fact Book』に掲載している。

就職率は、年度進行中の途中経過が教育研究評議会、学部教授会にて随時報告され、決定後には、次年度初めの教育改革推進本部会議、教育研究評議会、学部教授会、理事会等で報告される。その情報は全教職員及び役員に共有され、教育課程内及び課程外におけるさまざまな学生支援の改善に活用している。

③教員採用試験合格者数、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験合格率

教員採用試験の合格者数は、実施する都道府県及び市ごとに免許種を分けて公表している。近年の採用者数減の影響を受けて合格者も減少傾向にあるが、採用者の減少幅に比べて健闘しているものととらえている。対策の一つとして、採用者数の減少幅が少ない関西圏以外の受験も推進しているが、その成果もあって、関西圏以外の合格者は微増傾向にある。

合格状況は、教職教育推進委員会を通して学部や学科に報告されるとともに、教育研究評議会、教授会においても共有している。

社会福祉士の合格率は、受験対策講座の実施したことと、学年の低い段階から福祉職を目指さない選択のできるカリキュラムに改めて受験者が絞り込まれたこともあって、直近の3年はおおむね60%程度の合格率を保っている。いったん福祉職につくと多忙で勉強する機会が少ないため、既卒者の合格率は高くない。福祉職に就く者にはできるだけ卒業時に合格できるよう働きかけている。

精神保健福祉士については、学科選抜によるコース設定をしているので、安定して高い合格率を保っている。

これら福祉職の国家試験合格率は、人文社会学部教授会、教育研究評議会で報告・共有している。

④G P A ・単位取得状況

GPA は、個々の学生の成績表に累積 GPA とセメスターごとの GPA を記載している。学科・専攻及び担任教員そして各部署の職員にとって、個々の学生の学修状況を把握する上で、取得単位数と並び最も参考になる指標の一つである。

G P A の分布状況とともに、どれだけの学生がどの程度の単位を取得済なのか、学科・専攻の年次ごとに 10 単位刻みで一覧を作成して、在学生の単位取得状況を把握している。これらを使って教育課程の学年進行が滞りなく進んでいるのかを検証するとともに、これを基準値として個々の学生への履修指導にも活用している。

⑤P O R G テスト

1 年次と 3 年次に PROG テスト（アセスメントテスト）を実施し、基本的な情報活用能力にあたるリテラシーと、仕事に取り組む行動特性にあたるコンピテンシーを測っている。併せて、学科が独自に設定した質問で DP の達成度も評価している。3 年次に再度実施するのは、大学での 2 年の学修を経て 1 年次からどのように成長したのかを確認するとともに、進路を定める際の自己省察のためである。

テストの結果は担任教員から本人に渡され、個人面談などを通じて指導に活用している。

⑥就職先アンケート調査

毎年、卒業生が就職したばかりの企業、学校等に対して、卒業生の業務や職場への適応状況についてアンケート調査している。在学中にもっと身につけておいて欲しい能力も問うている。アンケート結果は、教育研究評議会や学部教授会等で報告され、教育課程の改善の参考にされる。なお、令和 2（2020）年度は web によるアンケートを導入し、相手企業、学校側への負担にならないよう工夫している。

本学卒業生の対人関係能力はおおむね好評を得ており、物足りない点としては一般教養を挙げる意見が多い。

⑦学生動態調査

毎年の年度末に近い時期に全学生に対して web で実施している。学内の施設や学修支援に関することも含めた総合的な調査だが、学修成果に関する事項には、本学教育課程の満足度や学修への意欲や学修時間や成長実感などを問うている。これらのデータは HP 及び『Fact Book』に掲載している。

調査結果は、教育研究評議会、教育改革推進本部会議、学部教授会でも報告されて、カリキュラムや課内・課外の教育の改善に活用されるとともに、教育組織の改編の参考ともされる。

⑧新入生アンケート

毎年、入学直後の新入生に実施している。入学時点での学習習慣、大学への期待・不安や、受験・入学に至るまでの行動等に関する調査・分析を行っている。アンケート結果は教育研究評議会、教育改革推進本部会議、学部教授会でも報告される。

当年度の新入生の傾向を知り、どのような教育や支援を行えばいいのか参考にするだけ

ではなく、入学者の傾向を把握し、今後の学生募集の改善や教育組織の再編のための重要なデータとして活用している。

⑨授業評価アンケート

毎学期の学期末にすべての授業を対象に実施される。受講生に対して、授業のわかりやすさや自身に役立ったかの他に、受講生自身の参加姿勢や意欲、学修時間も併せてたずねて、評価の妥当性の参考にしている。また自由記述欄も設けて任意に意見を記載できるようにしている。

令和元(2019)年度からはスマートフォンなどを使い自宅から IBU.net 上のアンケートに回答できるようにしている。

授業担当教員は、IBU.net 上のアンケート結果に対して改善コメントを入力する。アンケート結果は教員のコメントも併せて、FD 委員会、教務委員会、教育研究評議会、学部教授会に報告される。その際、アンケートのスコアが特に高い授業と特に低い授業のリストも併せて報告される。

アンケート結果の詳細や各授業担当者のコメントは、図書館で閲覧することができる。また専任教員と非常勤教員に分けてのアンケート項目ごとの平均スコア、学科・コース別の平均スコアを HP で公開している。

アンケート結果を踏まえた分析記事は、当年度の『FD・SD 報告書』に掲載される。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

3 つのポリシーに基づく評価方法は整っており、多様な評価方法に取り組む授業担当者は増えてきた。今後は学修成果に基づく評価方法を絶えず見直すとともに、教員相互の授業参観や研修会などを通していっそうの浸透を図っていく。

学修成果に関するそれぞれの測定結果は、会議の場では詳細な内容が報告され、教職員向けのポータルサイトで後日に会議資料が閲覧することができる。今後は、外部に公開されているようなまとまった形に整えて、個々の教職員の授業改善やカリキュラム・学修支援体制の改善にいっそう活用しやすいものとなるよう検討する。

学修成果の測定方法は数値指標やアンケート形式の調査だけでなく、より具体的な改善点を知ることのできるモニター制度の導入も検討する。

【基準 3 の自己評価】

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定・周知され、それにもとづいた単位認定、卒業認定基準、修了認定基準が策定・周知され、厳正に適用している。

教育課程及び教授方法は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて作成し、カリキュラム・ポリシーに明記されており、それにもとづき教育課程を体系的に編成している。教養教育についてもディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定しており、それにもとづいて編成された教育課程を実施している。

教授方法の工夫・開発は、全科目でアクティブ・ラーニングを推進する方針のもとで、具体的な授業方法を提示したシラバスの作成を行っている。個々の授業での工夫については授業アンケートで学生の反応を知ることができるし、効果的な工夫は教員の相互授業参

観を通して教職員間で情報共有を図っている。他学部等の取り組みは教育課程内・課程外も含めて『FD・SD 報告書』で知ることができる。FD 研修会では学外で行われている最新の工夫にも触れることができる。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、各教育課程のカリキュラム・ポリシーに明記している。学修成果を測定する指標や調査方法は多数あり、それらの結果は教職員の間で広く共有しており、個々の授業やカリキュラム、教育組織の改編などに活用している。

以上により「基準 3. 教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップは確立しており、学長を補佐する副学長、学長補佐、学部長等の体制も整っている。

学則第 51 条には以下のようにある。

第 51 条 職員の職務は、次の通りとする。

- (1) 名誉学長は、本学の象徴であって、学長の要請に基づき本学の宗教的儀礼を行う
- (2) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (3) 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務を掌り、学長が職務に支障あるときは、これを代行する。
- (4) 学長補佐は、学長を補佐し、命を受けて企画・立案を行う。
- (5) 学部長は、学長の命を受け、当該学部の校務を掌り、所属職員を統督する。
- (6) 教育職員は、学長の命に従い教育、研究その他校務に従事するとともに学生の指導にあたる。
- (7) 事務職員及びその他の職員は、学長の命に従い、校務を管理、遂行するとともに教育職員と協力して学生の指導にあたる。

学長は、副学長以下に命を下して校務を掌り所属職員を統督することが学則にも明記されており、意志決定と業務遂行における学長のリーダーシップを確立している。

なお、「名誉学長および学長の任免並びに職務権限に関する規程」には、第 4 条に「学長は、人格高潔で和宗四天王寺の得度式もしくは授戒灌頂会を受けた者の中から理事会がこれを任免する。」とある。

これに関して、令和（2020）2 年に策定し公表している「四天王寺大学ガバナンス・コード」は、第 2 章の 2-1 (1) ④で「学長への権限委任」を定めており、第 3 章には「理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学長補佐、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。」とある。

学長を含めた副学長、学長補佐、学部長の役割は、上記学則と同趣旨の内容が「組織・

分掌規程」や「ガバナンス・コード」にも明記している。

副学長は令和 2 (2020) 年度から全学担当と国際担当の 2 名を置いている。全学担当は、教学推進にかかる多くの会議で学長とともに出席して意見を述べる。国際担当は、学長に代わって海外の大学との交渉にあたるほか、必要な会議で学長とともに出席し意見を述べている。

<教育研究評議会>

あらゆる面から学長のリーダーシップ発揮を補佐するのが教育研究評議会である。学長が議長となって月 1 回開催される。常務理事、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、短期大学部長、学部ごとに 1 名の学科長、各部の部長・副部长、各センターのセンター長・副センター長、図書館館長・副館長、事務局長、事務局次長、各課の課長によって構成される。審議事項は、本学の教学関係のあらゆる事項を対象としており（「教育研究評議会規程」第 3 条）、ここで大学の意志決定がなされる。

<教育改革推進本部>

教育改革推進本部は、教学マネジメントにおいて新たな施策を策定する中心的組織である。その役割は「(本学の) 教育理念および教育目標を実現するために、全学的な教育施策の企画・開発、ならびに教育活動の継続的な改善の推進により、本学の教育の充実と発展に寄与」（「教育改革推進本部規程」第 1 条）することであり、学長はその本部長を務めている（「教育改革推進本部規程」第 4 条）。

審議事項は、(1) 全学的教育システムの企画・開発に関する事項、(2) 教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、(3) 教育の内容・方法、授業改善 (FD) に関わる企画および推進に関する事項、(4) 教育効果の評価方法の改善および実施に関する事項、(5) 教育の社会的貢献に関する企画運営および実施に関する事項、(6) 教員人事評価制度の研究開発に関する事項など多岐にわたる。

ここで策定された計画案は、各学部や各部・センター・図書館でも検討され、教育研究評議会の議決を経て実施している。

他にも学長は、教育職員人事委員会の委員長（「教育職員人事委員会規程」第 2 条）、教員活動評価制度検討委員会の委員長（「教員活動評価制度検討委員会規程」第 2 条）、入試判定委員会の議長（「入試判定委員会設置要項」第 4 条）、グローバル化推進委員会の委員長（「グローバル化推進委員会規程」第 4 条）に就任する。

以上のように、学長は教学のあらゆる方面でリーダーシップを発揮しており、それを補佐する体制も整っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、教学マネジメントに関わる学長の権限を、各学部、各研究科、各部・センター・図書館に対して、それぞれの権限と責任を明確化したうえで分掌させており、学長の権限を適切に分散させている。

＜部長・センター長・施設長＞

本学では、「学則」及び「組織・分掌規程」第12条・第13条にもとづいて、部およびセンターおよび附属施設の長を置いている。すなわち、IRセンター長、教務部長、学生支援センター長、キャリアセンター長、教職教育推進センター長、入試・広報部長、図書館長、エクステンションセンター長、仏教文化研究所長、保健センター長（学生支援センター長兼務）、高等教育推進センター長（令和3（2021）年4月に新設）、グローバル教育センター長である。

それぞれの長の職務内容は「組織・分掌規程」第14条と第15条に定めている。

＜学科長・専攻長・コース主任＞

「組織・分掌規程」第16条にあるように、学部長の下には学科ごとに学科長が置かれ、学部長の命を受けてその学科に関する校務をつかさどる。場合によっては、学科長の下に学科長を補佐する学科専攻長やコース主任を置く場合もある。

＜研究科長＞

大学院は研究科ごとに研究科長が置かれて学長の命を受けて当該研究科の校務を掌り、所属職員を監督している（「大学院学則」第50条）。

＜大学運営会議＞

通常は月1回、学長を議長として、教育研究評議会の構成員に全学科長及び研究科長を加えて開催される。本学の運営にかかわる企画立案や現在進行中のさまざまな事案について、学長が直接に学部、学科の意見を聴取したり調整したりする場となっている。

＜教授会・研究科委員会＞

学部ごとや研究科ごとに開催され、所属する専任教員によって構成される。それぞれ学部長及び研究科長が招集して議長をつとめる。

役割は、学生の入学および学位授与に関することをはじめ学部・研究科内のあらゆる事項について審議し、学長に対して意見を述べる（「学部教授会規程」第3条、「研究科委員会規程」第3条）。また学部や研究科に所属する各種委員会の委員から、委員会の報告がなされる場でもある。

以上のように、それぞれの権限と責任を明確し、学長の持つ教学マネジメントを構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

長を置く部・センター・施設には、「組織・分掌規程」第12条・第13条にもとづき課長と課が置かれ、長と連携しながら業務にあたっている。すなわち、IR・戦略統合課、教務課、学生支援課、就職課、教職教育推進課、入試・広報課、図書館課、エクステンション課、高等教育推進課（令和3（2021）年4月に新設）である。なお、仏教文化研究所の事務は総務課長が、保健センターとグローバル教育センターの事務は学生支援課長が統括

しており、課長と課は置かれていない。課および事務職員の職務は「組織・分規程」第20条以降に定められている。

部・センター・施設の分掌する教学に関わる業務を実施・遂行するため、学部や研究科の教員を中心に構成された各種委員会を設置している。すなわち、教務委員会、宗教委員会、教員養成カリキュラム委員会、FD委員会、学生支援委員会、キャリア委員会、教職教育推進委員会、入試・広報委員会、図書委員会、教員免許更新講習会実施委員会である。

委員会は、それぞれ関係する部長・センター長・施設長が委員長となり、関係するすべての学部・学科・専攻・コースを対象に専任教員から選出された委員と、関係する課の課長・課員から構成されており、ここを拠点に教職協働で情報共有がなされて業務が遂行される。また、例えば教務委員会の下にある教養教育専門部会のように、委員会の下に専門部会を置く場合もある。

各種委員会の構成や役割等については、教務委員会規程、宗教委員会規程、教員養成カリキュラム委員会規程、ファカルティ・ディベロップメント委員会、学生支援委員会、キャリア委員会規程、入試・広報委員会規程、図書委員会規程、教員免許更新講習会実施委員会規程に明記している。

なお、部・センター・施設とは別に置かれている課として、総務課、庶務課、人事課、管財課があり、上記の諸課とともに事務局長が統括している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップが日常の組織運営でも改革の企画・立案・実施する場合でも十分に発揮できるよう、体制が整っている。

しかしながら、社会のDXにともない、今後の大学運営や学生教育のあり方は大きく変容するものと予期される。また、企業や学校など卒業生の進路先から意見には、本学卒業生の基礎学力や教養の不足が多く指摘されている。そこで、令和3（2021）年4月から高等教育センターを新たに設置して、デジタル化をみすえた情報教育の新しいあり方と、リメディアル教育も含めた学生の個別・最適化した学びのあり方を検討していく。

また、本学の立地する南大阪地域を中心とした地域連携及び産官学連携を強化するため、令和4（2022）年4月を目標にエクステンションセンターを中心に改組して、新たに研究と地域及び産官学連携に併せて取り組む組織を構想中である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

四天王寺大学

教育職員の配置については、下表の通り、全学部・学科・専攻、全研究科とも「大学設置基準上の必要専任教員数」及び「大学院設置基準上の必要専任教員数」の定める専任教員数を充足している。

大学

学部・学科等	専任教員数 (うち教授数)	設置基準上 必要専任教員数 (うち教授数)
人文社会学部 日本学科	11 (6)	7 (4)
人文社会学部 国際キャリア学科	11 (5)	6 (3)
人文社会学部 社会学科	15 (6)	11 (6)
人文社会学部 人間福祉学科健康福祉専攻	9 (7)	8 (4)
教育学部 教育学科	45 (21)	13 (7)
経営学部 経営学科公共経営専攻	5 (2)	14 (7)
経営学部 経営学科企業経営専攻	9 (5)	
看護学部 看護学科	30 (11)	12 (6)
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	33 (17)
合 計	135 (63)	104 (54)

大学院

研究科・専攻等	研究指導教員 (うち教授数)	研究指導 補助教員	計	研究指導教員 基準数 (うち教授数)	研究指導 補助教員 基準数	計
人文社会学研究科 人間福祉専攻(M)	7 (7)	0	7	3 (2)	3	6
人文社会学研究科 人間福祉専攻(D)	4 (4)	2	6	3 (2)	3	6
看護学研究科 看護学専攻(M)	14 (13)	2	16	6 (3)	6	12
看護学研究科 看護学専攻(D)	10 (10)	4	14	6 (3)	6	12
合 計	35 (34)	8	43	18 (10)	18	36

教員の採用・昇任の手続きは、「教育職員の選考手続きに関する規程」に則って行われる。また「教育職員選考基準」及び「教育職員人事委員会規程」に基づき、本学の建学の精神を遵守できる人物であることを前提に、人格、識見、学歴、職歴、教育上の能力、研究上の業績などの資格審査を行っている。

採用の発議は、研究科長・学部長、教務部長、IR・戦略統合センター長等から学長に対

して行い、昇格の発議は、研究科長・学部長が学長に対して行う。

申請を受けた学長は常務理事と協議して、採用・昇格が必要と判断した場合は、教育職員人事委員会の審議を経て選考手続きに入る。

採用は JREC-IN 等による公募を原則とするが、発議の際に相応の理由を添えて学長に申請した場合には、公募に拠らない採用もできる。採用候補者または昇格対象者の審査は、関係学部と研究科を中心に審査を行い、学長に報告する。採用候補者については、常務理事、学長等による面接も行う。

面接を終えた採用候補者及び学長の決定した昇格候補者は理事長に報告され、理事長が採用・昇格を決定する。

採用された教育職員には初年度の一年間、「新任教員研修制度」にもとづき、教育力の向上と教員相互の互恵的関係の構築について支援を行い、とりわけ大学での教育歴の短い新規採用教員の自立を助けている。令和 2（2020）年度は、コロナ禍のためオンラインを中心にせざるを得ない状況だったが、計 12 回の研修会を実施した。研修内容は、教員が共通に不安や課題を感じているオンライン授業や ICT の活用を取りあげた。

各新任教員の 1 年間の成果は、報告書にあるように、ティーチングポートフォリオ、ICT を活用した授業動画など多彩なものとなり、一定の成果をあげることができた。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施について、企画立案された事項を審議し推進する中核となっているのが、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD 委員会」）である。

FD 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づき、(1) 授業内容、方法および、評価に関する事項 (2) 授業の改善に関する事項 (3) その他、FD の目的達成のために必要な事項を取り扱う。FD 委員長は教務部長が務め、FD 委員は各学部、学科、コースの専任教員と教務課長で構成している（令和 3（2021）年度からは、教務部長・教務課から高等教育センター長・高等教育課へ移管）。FD 委員は、学部、学科、コースの代表として FD 委員会に参画して学部等の意見を述べ、審議結果を学部教授会で報告する。

夏・冬学期に全科目を対象に実施される「学生による授業評価アンケート」については、FD 委員会で質問項目を協議している。令和 2（2020）年度の設問は、遠隔授業による授業運営を踏まえ、以下のように設定した。

- ①授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれましたか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ②先生は学生に、丁寧に対応してくれていましたか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ③毎回の授業（対面授業，課題提示型・オンデマンド型・リアルタイム型の遠隔授業）について、授業時間・予習復習・課題作成を合わせて、どれくらい学習しましたか。
「30分以内」「1.5時間」「2.5時間」「3.5時間」「4.5時間以上」
- ④この授業を意欲的に受けてきたと思いますか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ⑤この授業の授業概要（シラバス）をよく読んだ上で受講しましたか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ⑥シラバスの到達目標達成のために努力してきたと思いますか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ⑦この授業の履修要覧（科目表に示されている「見につけるべき能力」）をよく読んだ上で受講しましたか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ⑧授業の方法は工夫されていきましたか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ⑨総合的に判断して、この授業を受講して良かったと思いますか。
「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」
- ⑩この授業の改善につながると思われる意見や感想を具体的に書いてください。
(自由記述)

授業評価アンケートの結果は、集計されて授業担当教員にフィードバックされる。担当科目ごとに、教員は質問項目のスコアや自由記述を閲覧してコメントを記入する。このコメントも含めたアンケート結果がFD委員会で報告される。

「相互授業参観」は、冬学期に期間を設定して全専任教員が公開授業を指定する形で実施している。本学の全教職員が参観可能である。また、非常勤教員の特定授業について要請して参観を行う場合もある。参観した教職員はコメントシートを作成して授業者に送り、それにもとづき学科ごとに合評会が開催される。合評会の内容は『FD・SD報告書』の学科のページに掲載される。

令和2(2020)年度には、ICT活用の促進と情報教育の見直しのためにICT教育等ワーキンググループを、学生の基礎学力向上を目的とする教育改善のために基礎教育ワーキンググループをそれぞれ立ち上げ、それぞれ外部有識者や外部講師を招いた研修も開催した。

毎年、全学を対象とするFD研修会を、単独もしくは年度末の教員研修会の中で開催しているが、令和2(2020)年度は教員研修会の中で上記2グループの報告を兼ねた研修会を行った。そこでは、初年次教育科目の大学基礎演習の見直しなどのさまざまな提言が行われ、遠隔授業の多くの実践例が報告された。

以上のように、授業方法や内容の改善や工夫に関するさまざまな手法や実践例に触れた

うえで、授業シラバスにアクティブ・ラーニングの取り組みを明記するよう教員に働きかけている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用は、公募を中心に明確な基準にもとづいて行われているが、近年の大学教員には教育力や授業力が一層求められている。そうした観点に重点をおいた公募書類となるよう、書式を一層工夫する必要がある。

授業内容・方法の改善は、学内における学生授業アンケートや相互授業参観などの取り組みはよく機能しているが、学外の情報の共有という点では不足している。今後は、他大学の取り組みを積極的に紹介する機会を増やす必要がある。

令和 3（2021）年度には、基礎教育ワーキンググループと ICT 教育等ワーキンググループの活動を発展させた高等教育センターを設立した。今後はここを拠点に、FD をはじめとする教育内容や方法の改善に取り組んでいく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

大学運営に関わる職員の資質・能力向上のために、専任事務職員は、毎年、自己申告票を作成して、設定した目標の達成に向けて努力し、資質・能力向上に取り組んでいる。

そしてスタッフ・デベロップメント（以下「SD」と表記）委員会規程に基づいて SD 委員会が置かれている。SD 委員会は、事務局長を委員長に総務課長、人事課長、教務課長、就職課長、学生支援課長および事務局長の必要と認める人物から組織され、SD の企画立案・推進計画・実施に関して審議している。

SD 委員会は毎年、事務職員及び希望する教育職員を対象に、事務局全体研修会を実施している。令和 2（2020）年度は、2 月 25 日（木）15：00～16：30 に講演会を実施した。張琴氏（アンコンシャスバイアス研究所講師）を講師として、テーマは『和の精神は実践できているか～アンコンシャスバイアスからの視点～』でコミュニケーション能力の向上を図ることをめざした。出席 83 人（事務職員 76 人、教育職員 7 人）、欠席者は後日動画視聴した（事務職員 20 人）。

また、専任事務職員を対象に、研修費として年額一律 9 万円を限度とし支給している。本人や所属課の自己啓発・人材開発ニーズに沿って、書籍購入や研修・セミナー参加等自由に選択できる本学独自のカフェテリアプランである。令和 2（2020）年度は、33 人に総

額 1,052,990 円を支給した。

外部研修機関には、りそな総合研究所（りそな総研セミナー）及び一般社団法人日本能率協会を利用している。令和 2（2020）年度はコロナ禍により、りそな総研セミナー受講 2 人のみだ

った。（「2020 年税制改正で大きく変わる！年末調整マスター講座＜オンライン受講＞」および「業務効率化を実現！仕事のスピードと質を高める「4つの力」向上セミナー」）

（3）4-3 の改善・向上方策（将来計画）

専任の事務職員を対象とする研修費は、利用率が人員比 39 パーセント、金額で 14% の低水準に留まっている。また、外部研修機関のりそな総合研究所（りそな総研セミナー）及び一般社団法人日本能率協会の利用も少数である。

今後は、課長・係長・主任の新任者の研修については、りそな総研セミナーの活用を図り、専門分野別研修は、SD 研修のコンテンツが豊富な一般社団法人日本能率協会を活用して、教務課、学生支援課、就職課、入試・広報課等該当職員のスキル向上を図る。

ここに研修費の活用も併せて、専任事務職員の資質・能力向上に取り組んでいく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

（2）4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員（教育教員）には全員に個人研究室を提供している。研究室にはパソコン、プリンター及び電話が設置され、学内 LAN に接続可能な環境及び無線 LAN を整備している。また USB に接続できるマイク付きカメラも貸与され、zoom と YouTube のアカウントも与えられている。大学が契約して Office ソフトを無料で任意の端末にダウンロードできる。また各研究室には机、テーブル、書架、ロッカー等を配置しており、不足する什器については各人が備品注文票により申請して調達している。

個人研究費は一人あたり年額 37 万円を支給している。個人研究費の用途は、研究に必要な消耗品・図書・機器の購入費、学会費、研究出張旅費、謝金等である。毎年、年度初めに「教育職員の「個人研究費」の取扱いについて」の当年度版を配布して、研究費の適切な運営・管理に努めている。

学内の競争的資金としては、学内研究支援奨励金取扱要領に基づく学内研究支援奨励金と、共同研究推進規程にもとづき実施を認められた共同研究の研究費がある。

専任教員、職員（事務職員）、退職した教職員、非常勤講師は、「紀要投稿規定」にもとづいて研究成果を本学の紀要に投稿できる。投稿された原稿は、「四天王寺大学紀要」編

集委員会規程」にもとづいて招集された編集委員会において査読・掲載の可否が決められる。研究成果までに至らない教育実践等に関わる原稿は、「四天王寺大学教育実践論集」投稿規定」にもとづき、「四天王寺大学教育実践論集」に投稿できる。これらは冊子で刊行されるだけでなく、「四天王寺大学リポジトリ」から PDF ファイルでダウンロードすることもできる（教育実践論集は一部のみ）。

学術研究を内容とする著作を個人で出版する場合には、「出版助成に関する規定」に基づいて 150 万円を上限とする助成を行っている。

また、専任教員の教育・研究・学術水準の向上を図るために、「教育職員研修規程」にもとづいて、長期（12 ヶ月）もしくは短期（6 ヶ月）の海外研修、国内研修、一般研修を認めている。研修期間中は通常負うべき一切の業務を免除されて研究・調査に専念できる。

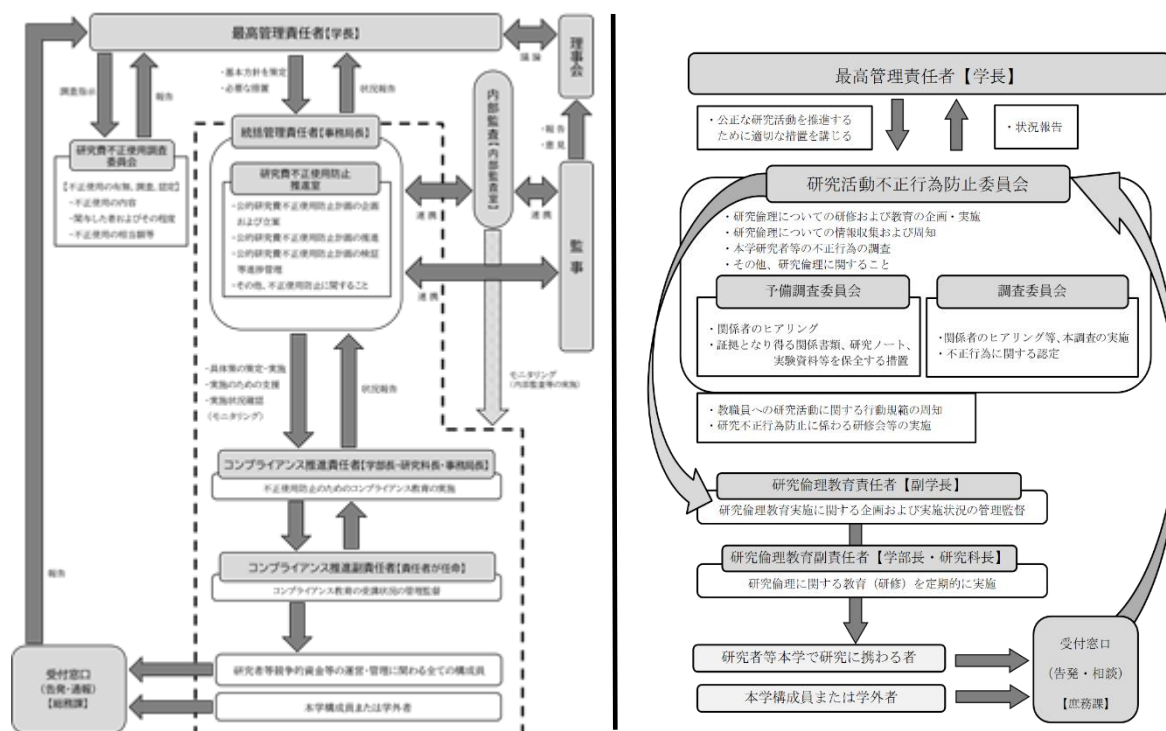
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、人間の尊厳や人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から、研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保ながら適正に研究を進めるために、「研究倫理規程」を定めている。

とりわけ人を対象とする研究を実施する場合、研究対象者及びその関係者の人権を擁護するために、当該研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されるか否かを審査する研究倫理審査委員会を、「研究倫理審査委員会規程」に基づき設置している。

研究倫理審査委員会は、規程第 3 条による委員（①医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で学長が指名した者、②倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が指名した者、③研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者で学長が指名した者、④本学に所属しない者複数名、⑤その他、学長が指名する者）で構成している。原則として隔月に一回開催し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」に基づいた審査を行っている。

「公的研究費の不正使用防止等に関する体制（左）」及び「研究活動不正防止に関する体制（右）」



研究活動における不正行為、及び公的研究費の不正使用防止を図るためには、「研究活動の不正行為防止規程」と「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」を定めている。また、教員の利益相反を適切に管理し、利益相反による不利益を防止して、産学官連携活動等の発展をうながすために「利益相反マネジメント規程」を定めている。

以上のように、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた諸規程を整備しており、HPの「公正な研究活動の推進」で学内外に周知・公表している。

研究倫理教育の取り組みとしては、公的資金による研究費の使用ルールおよび負うべき責任やいかなる行為が不正にあたるか等を理解し、意識を高めるためのコンプライアンス教育や啓発活動を実施している。具体的には、全専任教員と大学院生に対して、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]の受講（3年毎）と外部講師による研究倫理研修会（令和（2020）2年度はオンラインにて実施）の受講を義務づけている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員全員に対して一律に年額 37 万円の個人研究費を支給している。それ以外の本学独自の競争的資金としては、「学内研究支援奨励金取扱要領」に基づく学内研究支援奨励金と、「共同研究推進規程」にもとづき実施を認められた共同研究に対して支給される研究費がある。

学内研究支援奨励金は、本学に措置された科学研究費（以下、科研費）の間接経費の 50% を上限とした額を、審査結果「A」で科研費に不採択となった研究代表者に支給し、次年度の採択に向けての支援を行っている。

令和 2（2020）年度からは「共同研究推進規程」を定めて、学内または学外の研究者等と行う共同研究を助成する研究費を支給している。

外部研究資金の獲得については、科学研究費助成事業や各種団体等の助成金への申請を奨励しており、毎年、科研費の獲得を目指した学内説明会を開催して資料や動画を配信している。

（3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教員の研究支援は DX 化などの動向を見据えながら、具体的な支援内容について再検討していく。研究倫理については、他機関で不正などさまざまな問題が起きている現状を鑑み、今後とも一層啓発活動を強化する。

研究資源の配分については、本学の所在する南河内地域の問題に取り組む研究や、地域の産学官や企業組織と連携した研究が増加するよう、科研費の間接経費や共同研究の研究費の戦略的配分などについて検討する。

科学研究費の採択数についてはまだ十分とはいえず、今後は申請書類の作成などの実践的な面でのより効果的な支援方法を検討して、採択数の増加に取り組んでいく。

令和 4（2022）年度にはエクステンションセンターを改組して、研究推進、地域連携、産学官連携をすすめるための新たな組織の発足を計画している。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定と教学マネジメントで、学長のリーダーシップを適切に発揮できるよう規程と組織は整えられている。

教員については、教育目的や教育課程に即して採用・昇任等により、適切に確保・配置している。FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発をはじめ、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みも行っている。

研究環境は整備され、適切に運営・管理が行われており、研究倫理を確立し、厳正に運用している。また、研究活動への資源も適切に配分している。

以上により「基準 4. 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

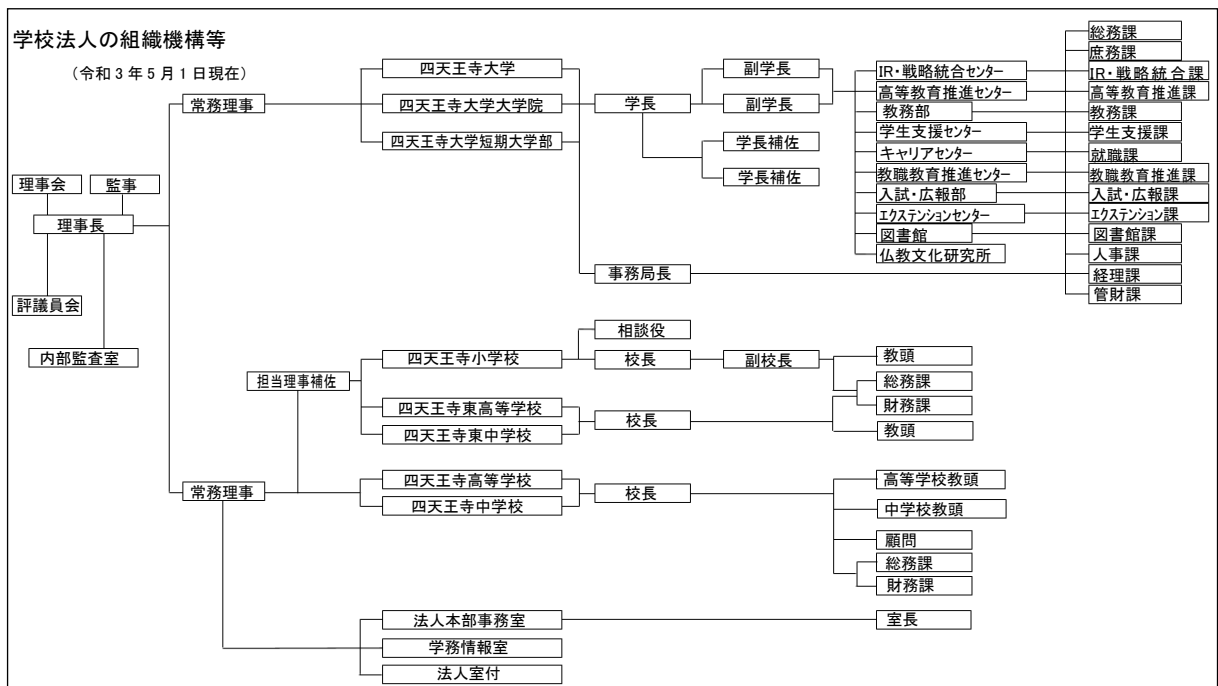
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学を経営する学校法人四天王寺学園は、「学校法人四天王寺学園寄附行為」に基づき、最高意思決定機関である理事会が評議員会の意見を聴きながら運営している。

同第 3 条には「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。」とあり、本法人が、法律と建学の精神にもとづいて教育目的を掲げ、誠実に運営されることを謳っている。

法人は、同第 16 条に基づいて理事会を置き、同第 22 条に基づいて理事長の諮問機関として評議員会を置いている。理事会及び評議員会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営している。原則として、理事会は年 11 回（令和 2（2020）年度は 10 回）、評議員会は年 3 回開催されており、会議の内容は本学教職員へも適切に報告されている。

法人及び大学の関係を示す組織図は以下になる。法人については「学校法人四天王寺学園組織図」、大学については「(四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部) 組織・分掌規程」に基づき構成している。



令和2(2020)年4月には、「四天王寺大学ガバナンス・コード」を策定し、法人と大学の関係及び役割をより明確にした。このガバナンス・コードは、健全な学校法人運営に取り組み、高等教育の発展に寄与することを宣言しており、学外ホームページにも公表している。

四天王寺大学ガバナンス・コード（目次）	
第1章	私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重
1-1	建学の精神
1-2	教育と研究の目的（私立大学の使命）
第2章	安定性・継続性（学校法人運営の基本）
2-1	理事会
2-2	理事
2-3	監事
2-4	評議員会
2-5	評議員
第3章	教学ガバナンス（権限・役割の明確化）
3-1	学長
3-2	教授会
第4章	公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）
4-1	学生に対して
4-2	教職員等に対して
4-3	社会に対して
4-4	危機管理及び法令遵守
第5章	透明性の確保（情報公開）
5-1	情報公開の充実

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人の使命・目的及び教育目的を達成するために、学校法人四天王寺学園全体の中期計画として「学校法人四天王寺学園中長期計画」を策定している。

ここでは「学園の使命」と並んで、令和4(2022)年に創立100周年を迎えるにあたっての「将来ビジョン～2022年(令和4年)創立100周年を迎える本学園のさらなる発展を目指して～」も掲げている。すなわち「聖徳太子の仏教精神による人格形成のための教育の具現化」のため、「聖徳太子の仏教精神に基づいた社会貢献できる人間の育成」「教育、学問のさらなる発展と創造を追究する研究活動の展開」「教育研究活動の積極的な発信と地域・社会における学園としての価値の向上」の三項目を定めている。

法人はこの計画に基づいて事業計画を策定し、評議員会の意見を聴いてから理事会で決定し執行している。執行した結果は「事業報告書」にまとめられ、理事会で承認されて評議員会で報告される。各年度の事業報告書はホームページにも公開している。

本学も、この法人の中長期計画に基づいて「中長期計画(改訂版)」を定めている。上記の「将来ビジョン」に基づいて、5つの戦略(「広報活動の強化による志願者増」「学生の自ら学び取る力」を育む教育の展開」「学生の自律的な活動の推進」「研究力の強化及び地域連携の推進」「財政基盤と組織力の強化」)が掲げている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全への配慮>

本学では、学生や教職員が健康な環境で学修や業務に取り組めるよう、過去には喫煙場所を決めてそれ以外の構内を禁煙とし、教職員が巡回するなどして喫煙マナーの指導も行ってきた。しかし受動喫煙の防止を趣旨とする健康増進法の改正にあわせて、令和2(2020)年4月より学内を全面禁煙とした。

なお、1年生の「和の精神」の授業中の講話では、喫煙と健康被害について取りあげており、学生は講話レポートを作成・提出して喫煙リスクへの意識を高めている。

施設面では、地球温暖化対策としてクールビズの実施、集中管理による空調のON・OFFとこまめな温度設定、照明のLED化などによって、消費電力の抑制に努めている。また文書のペーパーレス化や古紙等のリサイクルにより、資源の節約や有効活用に取り組んでいる。

<人権への配慮>

「本学における人権・同和教育の基本方針」に基づき、カリキュラムには基本教育科目に「現代社会と人権」を設けて卒業必修単位としている。教職員に対しては、人権研修会や講演会を定期的を開催して人権啓発に努めている。こうした取り組みは、学長を委員長とする人権・同和委員会で企画・審議している。総務課には人権担当職員を配置し、学外研修などを通して情報収集も行っている。

ジェンダーやLGBTの問題については、「性の多様性についての本学の基本指針」を策定して、性の多様性を尊重し性別による区別を行わないこと等を周知しており、HPにも掲載している。

障害のある学生に対しては、「障害学生の修学等の支援に関する規則」に基づいて入学受け入れを行い、「障がい学生支援ガイドライン」に沿って支援体制を整えている。施設のバリアフリー化はおおむね完了しており、点字ブロックも継続的に設置を続けている。多目的トイレもほぼすべての施設に設置している。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する規程」を定めて、学長を委員長とする個人情報保護委員会が具体的な対象や取り扱い等について審議している。特定個人情報等については「特定個人情報取扱規程」を定めて運用している。

学生や教職員の間の人権侵害行為については、「人権侵害の防止等に関する規定」を定め、「人権侵害の解決ならびに各種委員会等に関する細則」に基づいて置かれた防止委員会が発生防止に努めている。人権侵害事案が発生した場合には、前記細則に基づく相談員や対策委員会をはじめとする各種委員会が対応にあたっている。

公益通報者保護制度については、公益通報者保護法に基づいて「公益通報に関する規程」を定めており、内部通報者を保護している。

<安全への配慮>

災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的として、令和元(2019)年12月に「四天王寺大学防火・防災消防計画」を策定した。平常時と緊急時の組織と、予防的事項、応急対策的事項、教育訓練について定めた。令和2(2020)年3月には、地元

消防署立会いの下で事務局による避難訓練及び消火訓練を実施した。

各教室には「地震時の避難について」のマニュアルを英語版も併せて設置し、授業時に（外国人も含めた）教員が迅速に学生を誘導できるようにしている。

全学的な避難訓練についても、1年生全員と全専任教員が揃う「和の精神」の授業で毎年実施している（令和2（2020）年はコロナ禍による遠隔授業のため事務局総合防災訓練を実施）。

令和2（2020）年度のコロナウイルス感染症の拡大に対する大学の対応や学生への支援は、「危機管理マニュアル」に基づく危機管理委員会で協議した。危機管理委員会は常務理事が委員長、学長と事務局長とが副委員長となり、副学長、教務部長、学生支援センター長、事務局次長、当該課長等を委員として構成している。

（3）5-1の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法、私立学校法及び寄附行為を遵守して、適切な学校運営を行っている。今後の課題としては、法人の中長期計画に基づく大学の中長期計画について、認証評価の結果を踏まえるとともに、数値目標等も盛り込んだ具体的な計画として策定して、使命・目的の実現に努めていく。

環境保全、人権、安全への配慮については、多様性と包摂性のあるキャンパスの実現に向けて、施設の改善や制度や規定の整備に継続的に取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

（2）5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学を経営する学校法人四天王寺学園は、理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整えている。理事の選任や事業計画の執行等、理事会の運営も適切に行われている。

<理事長、常務理事、担当理事>

理事は「学校法人四天王寺学園寄附行為」第5条及び第6条に定められた定数と資格において、8人以上12人以内が任命される。令和2（2020）年度は11人の理事を選任した。理事長は、理事のうち宗教法人四天王寺代表役員の職にあるもの（同第5条第2項）が就任して、法人を代表して業務を総理する（同第11条）。

また理事長から指名された常務理事が、あらかじめ理事会で決定された法人の日常業務を執行する（同第5条第3項）。さらに理事の中から担当理事を指名し、理事会の決定した法人の運営する各学校のうち特定学校の日常業務を執行させる。本学については、学長が担当理事として日常業務にあたっている。（同第5条第4項）

<理事会>

理事長を議長とする理事会は、「寄附行為」第16条、第17条等に基づいて運営される。理事会の議決を必要とする事項は、(1) 予算及び事業計画・中長期計画、(2) 決算及び事業の実績・事業報告書、(3) 資産の管理及び処理、(4) 基本金の組入計画とその変更、(5) 寄附行為及び学則等に関する事項、(6) 監事候補者の選出、(7) 評議員の選任、(8) その他この法人の業務に関する重要事項、である（同第18条）。

理事会の開催は、8月を除く毎月1回で年11回（令和2（2020）年度は10回）を原則とするが、令和2（2020）年度の理事会の出席状況（実出席率）は98.18%である。欠席する理事は事前に「書面表決状」を提出する。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法の改正で理事長以下理事の責務が明確となり監事機能も強化されたことにともない、本法人も理事会の機能の充実に取り組んできた。結果、理事会は学園の使命・目的の達成のために意志決定のできる組織としてよく機能している。今後も、大学の現状を共有し多角的な意見を踏まえて迅速かつ的確な経営判断ができるよう、理事会の体制を見直していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会は、ほぼ毎月開催されて法人の置く各学校の実状を踏まえた審議を行っており、予算、事業計画等の重要事項については評議員会の意見を聴いてから決議している。

本学学長は、大学の担当理事として理事会に参加するとともに、評議員も兼ねている。また常務理事は、本学に常駐して大学運営会議等の重要会議にも出席しており、各管理機関や教職員の意見や声を直接聴取している。そして理事会の場で、大学の現状や大学の意志決定について、担当理事の学長とともに直接説明している。理事会の審議内容は、常務理事と学長から教職員へ報告される。

以上のように、法人と大学との意思疎通は円滑に行われている。

理事長は評議員会の信任のもとで選ばれ、常務理事及び各学校の担当理事を指名して日常業務を分掌させている。また理事会を招集して、評議員会の意見を聴きながら重要案件を審議している。このように理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整っている。

令和2（2020）年には「四天王寺大学ガバナンス・コード」を定めて、法人及び大学の各機関について権限と役割を明確化した。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能は、以下のように、評議員会、監事、内部監査室によって担われている。令和2（2020）年に定めて「四天王寺大学 ガバナンス・コード」では、評議員会及び監事の選任や権限や役割を明確化している。

<評議員会>

評議員会は「寄附行為」第22条に基づいて運営している。評議員は、理事のほかに宗教法人四天王寺役職員、法人職員、卒業生、学識経験者を資格としており（同第26条）、25人以上28人以下を定員としている。現在は27人の評議員が選任されている。

理事長は、(1) 予算及び事業計画、(2) 事業に関する中期的な計画、(3) 借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(4) 役員に関する報酬等の支給の基準、(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(6) 寄附行為の変更、(7) 合併、(8) 目的たる事業の成功の不能による解散、(9) 寄附金品の募集に関する事項、(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められるもの、について、あらかじめ評議員会に意見を聴かなければならない（同第24条）。

その他、監事の選任は、理事会の選出した候補者を評議員会が同意して行われる。

評議員会は、5月、10月、3月の年3回開催している。令和2（2020）年度の評議員会の出席状況（実出席率）は91.36%だった。欠席する評議員は、事前に「書面表決状」を提出する。

<監事>

監事は「寄付行為」第5条及び第7条に基づき、評議員会の同意のもとで2人又は3人が選任される。現在は弁護士及び会計士の各1人計2人を選任している。

監事は、法人の業務および財産の状況、理事の業務状況等を監査する。内部監査室とも連携して内部監査報告も受ける。そして理事会及び評議員会に出席して、業務や財産の状況について意見を述べている。

年2回実施される監事監査は、監査法人の公認会計士と連携しながら、各管理機関との懇談の場も設けている。

<内部監査室>

本法人は、「学校法人四天王寺学園内部監査規程」に基づいて、理事長のもとに「内部監査室」を設置している。内部監査は、「内部監査規程」第6条に基づく業務監査及び会計監査を実施している。令和2（2020）年度は、四天王寺大学、四天王寺高等学校、同中学校、四天王寺東高等学校、同中学校、四天王寺小学校を対象に計3回監査を行った。監査結果は、理事長に報告している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

令和3（2021）年には法人本部事務室を置いて事務機能を強化し、法人や大学をはじめとする設置校の意志決定の円滑化・迅速化をすすめる。

評議員会と監事については、令和2（2020）年に定めた「四天王寺大学 ガバナンス・

コード」にあるように、それぞれを機能強化する方向で、選任や権限や役割について改めてきた。今後とも、機動的な意志決定と公共性の確保とをバランスさせた法人運営のあり方を追求していく。

監事による監査及び内部監査については、引き続きチェックを強化して、一層充実した監査体制を構築する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 28（2016）年度に 10 年間の中期予算による収支計画を作成して、単年度事業を予算計画に連動させ予算案を立案した。

しかし、令和 2（2020）年度に計画の 5 年目を迎えて、急速な少子高齢化・人口減少の進行、グローバル化の進展、情報技術の革新など、大学を取り巻く状況が大きく変化していく中で、「選ばれる大学」になるための強み・特色をいかに具現化するのかという課題を解決するために、令和 3（2021）年度を起点とする新たな 10 年間の中期目標・計画を策定し直した。

新たな中期計画（改訂版）で立案された 5 つの戦略のうちの 1 つ「V 大学運営戦略」財政基盤と組織力の強化」では、「安定的な大学運営のために戦略的投資と収入強化」を定めている。令和 3（2021）年度予算から、この方針に基づいて事業計画及び予算を策定している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

18 歳人口の急減により学生数の確保が重要な課題となりつつある中で、令和 2（2020）年度の入学定員充足率は 113.7%となり、安定した学生生徒納付金収入を確保できた。支出については、看護学部が完成年度途中ということもあって、人件費の占める割合が最大となり、事業活動収支計算書関係比率における人件費比率は 47.8%に達した。しかしながら経常収支差額比率は 10.8%で安定的に推移しており、その他の比率を見ても大きな問題は見当たらない。

法人全体の令和 2（2020）年度末の資産状況は、資産総額 483 億 7,448 万円、負債総額 57 億 3,755 万円、純資産 426 億 3,694 万円で、純資産構成比率は 88.1%（大学・短大では 91.2%）になる。自己資本は充実しており、学園の財務基盤は安定している。

外部資金の導入として、科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金の獲得に向けても積極的に取り組んでいる。

科学研究費助成事業としては、平成 30 (2018) 年度 2,490 万円 (研究代表 2,070 万円、研究分担 420 万円・間接経費含む)、令和元 (2019) 年度 4,284 万円 (研究代表 3,673 万円、研究分担 611 万円・間接経費含む)、令和 2 (2020) 年度 3,364 万円 (研究代表 2,873 万円、研究分担 491 万円・間接経費含む) と、令和元 (2019) 年度を筆頭に毎年度コンスタントに獲得できている。

また平成 26 (2014) 年度より継続的に寄付金を募集しており、現在は「教育研究活動の活性化ならびに教育環境の整備推進事業」を募集している。寄付者には税の優遇措置が受けられるよう、特定公益増進法人や税額控除の証明書の発行を受けており、多くの方々の共感を得て支援いただいている。令和 3 (2021) 年 3 月 31 日現在で、寄附件数及び寄附額は 871 件 5,184 万円に達した。

法人全体としては、令和 4 年 (2022) に迎える学園創立 100 周年記念事業募金を令和 3 (2021) 年 2 月 22 日から開始している。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

安定した財政運営を行うためには、第一に、社会のニーズにあった魅力的な大学になって持続的に入学者定員を満たすことである。そのためにも、課内・課外の教育方法を絶えず見直すだけでなく、場合によっては学部・学科の改組等にも取り組む必要がある。

これらを踏まえて令和 3 (2021) 年度から再出発した中長期計画 (改訂版) に基づいて、適切な財務計画を立案・実施していく。

施設計画においては、施設・設備の拡充や維持・改修に向けた中長期計画を実施できるように、着実に資金を積立てていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学では、「学校法人会計基準」に準拠しつつ、「学校法人四天王寺学園経理規程」、「学校法人四天王寺学園経理規程施行細則」、「学校法人四天王寺学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人四天王寺学園固定資産及び物品調達規程」等の諸規定を整備して、これらに基づいた会計処理を行っている。会計処理上の疑問や判断が難しいものは、日本私立学校共済・振興事業団及び、本学を担当している公認会計士に随時、質問・相談しながら、適宜対応している。

予算案の立案から決定に至る過程は、法人本体及び学校法人の設置校ごとに (法人会計、四天王寺大学・短期大学部、四天王寺高等学校・中学校、四天王寺東高等学校・中学校、四天王寺小学校)、事務局の各部署から提出された予算要望案を経理担当部署がとりまと

めて予算の原案を作成する。

本学においては、1月初旬に予算原案に基づいて常務理事、学長、事務局長、副学長がヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、見直しを行った部署は再度ヒアリングを行ったうえで、経理課で各部署の修正後の予算立案書取り纏めて全体の収支バランスを計り、3月の評議員会・理事会の審議を経て決定される。

補正予算案については、事業の変更による支出の増減や、確定した学生数に基づいた学費等の収入の増減などを勘案して、11月に補正予算を編成し評議員会、理事会の審議を経て決定される。

決算においては、会計年度終了後2月以内に、「私立学校法」第47条に定める会計書類等を作成して会計監査と監事監査を受け、理事会において事業の実績と決算を審議する。その後、評議員会に報告し意見を求めている。

以上のように、本学の会計処理は適正に行われている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づき、平成27(2015)年3月30日付け文部科学省告示第73号において指定された監査事項について、公認会計士による会計監査を実施している。

毎年、毎回最大3人の公認会計士が総計25日間、法人の設置校すべてに来学・来校して、監査基準に基づく伝票、総勘定元帳、試算表等を調査して、収入・支出、資産関係について監査している。重要な支出については、稟議書との整合性及び伝票の照合等を実施している。

各設置校で行われる期中監査においては、各校の経理担当者等が同席して問題点の把握に努めている。会計士の指摘事項に対してはすぐに対応して、次回の監査で報告している。

監事による会計監査は、期末監査(5月)と期中監査(年4回)を2人の監事が行っている。期中監査では、公認会計士との意見交換会及び経理担当者等からの聴取も行われる。監事は監査の結果等を踏まえて理事会及び評議員会に毎回出席し、業務執行が適正に行われているのかを報告・意見している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

令和3(2021)年度当初予算から、新たに教育研究経費と管理経費について、従来からの形態分類による勘定科目とは別に事業ごとの目的分類による勘定科目を設定した。これにより事業ごとの総額で予算の把握や管理が容易となり、費用対効果の検証や次年度の予算編成に活用できるようにした。

こうした新たな取り組みを行いながら、学校法人会計基準や本学園の経理規程等に準拠して、引き続き適正かつ厳格に会計処理を実施するとともに、厳正な会計監査を実施する体制の整備に努める。

【基準5の自己評価】

本学を設置する学校法人四天王寺学園は、「学校法人四天王寺学園寄附行為」に定められた使命・目的を誠実に達成するため、中長期計画を建てて、継続的かつ着実に実行するための規律ある体制を整えている。実行にあたって、環境保全や人権や安全にも十分配慮し

ている。

理事会を中心とする法人の意志決定の体制は整っており、理事長のリーダーシップは、適切な役割分担を通して有効に機能している。法人と大学との相互のコミュニケーションは十分にとれており、意志決定は円滑に行われている。評議員会や監事等の相互チェック体制も機能している。

財務については、中長期計画にもとづき計画的な財務運営を行っている。財務基盤は確立しており、収支バランスも保たれている。

予算の立案と決定、補正予算の策定、決算の体制も整っており、予算の執行にあたっては適正な会計処理を行っている。会計監査は、公認会計士による監査と監事による監査の体制が整っている。

以上のことから、「基準 5. 経営・管理と財務」は基準を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

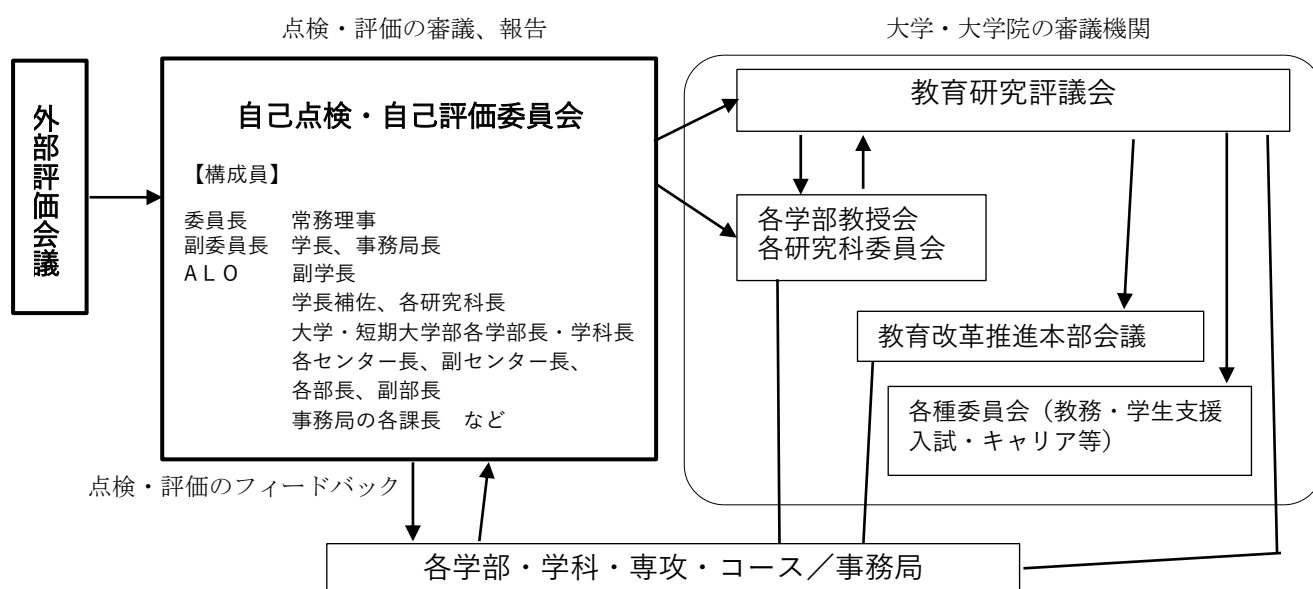
「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証に関する組織や責任体制は、令和元（2019）年 12 月に制定した「四天王寺大学内部質保証の方針」に示している。そこでは、内部質保証の目的を「大学の使命や目的を実現し、社会の付託に応えるため」としている（「1. 基本的な考え方」）。

組織図は下表の通りである。



全学の内部質保証の責任を負う組織は自己点検・自己評価委員会である。自己点検・自己評価委員会の点検・評価結果を踏まえ、教育研究評議会が改善策を定めて、学部・研究科、図書館、部、センター、事務局がそれぞれ改善に取り組む体制を構築している。

<自己点検・自己評価委員会>

「自己点検・自己評価委員会規程」第 4 条に基づき、常務理事が委員長、学長が教学推進委員長、事務局長が管理推進委員長を務め、教学推進委員として、副学長、学長補佐、図書館長、部長、センター長、副館長、副部長、副センター長、大学院研究科長、学部長、学科長、コース主任、管理推進委員として各課長が加わり構成している。

教学推進委員長の学長を中心に点検・評価事項を定め、それに基づく点検・評価シートを作成して、学部・学科や各組織等が分担して記入し提出する。収集された各種データも踏まえ、提出されたシートを加筆・修正しながら分析・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成する。加筆・修正された「自己点検・評価シート」もしくは「自己点検・評価

報告書」は HP に公表している。

併せて、学外有識者や本学学生による評価の実施および検証も行き（「外部評価会議」）、その結果を公表している。

< 教育研究評議会 >

教育研究評議会は、学長を議長として常務理事以下の自己点検・自己評価委員会のメンバーに加えて、各学部の中から学科長 1 名が参加して構成する（「教育研究評議会規程」第 2 条）。

教育研究評議会では、自己点検・自己評価の方針を定めるとともに（評議会規程第 3 条（10））、自己点検・自己評価委員会の作成した「自己点検・評価シート」もしくは「自己点検・評価報告書」の内容を踏まえて、全学的な教育施策の企画・開発や教育活動の継続的な改善について審議する。その審議結果を踏まえて、学部・研究科、各組織、事務局が、それぞれ改善・改革に取り組んでいく。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年に「四天王寺大学内部質保証の方針」を制定して内部質保証の体制を整えた。今後とも本学の実態や本学を取り巻く社会状況を見据えながら、本学の使命と教育目的に則した実効性の高い自己点検・評価活動ができるように見直しを行っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

令和 2（2020）年 4 月に策定し公表した「四天王寺大学ガバナンス・コード」は、自己点検・評価活動の目的を、「社会に対する公共性・信頼性を担保するため」として、次のように位置づけている。

< ガバナンス・コード 4-3 (1) ② >

自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向けて、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

本学の自己点検・評価活動は、すなわち、本学の使命・教育上の目的を実現するため、より具体的に言えば 3 つのポリシーを起点とする教育の質保証のために行われる。

自己点検・自己評価委員会は、作成した「自己点検・評価シート」の内容に応じて各学部・学科・研究科、各組織、事務局に割り当て、それぞれが記入・返送された「自己点検・評価シート」に基づいて教育研究活動等の状況を点検・評価し、「自己点検・評価報告書」を作成している。

令和元（2019）年度は「自己点検・評価報告書」を作成せず、各学部・学科・研究科、各組織、事務局の作成した「自己点検・評価シート」を自己点検・自己評価委員会で加筆・修正してまとめた。すべてのシートは教育研究評議会や教育改革推進本部会議で報告され、全学で共有しており、HPでも公開している。

令和2（2020）年度は、教学の部分のみ「自己点検・評価シート」を作成し、事務局に関わる部分は令和元（2019）年度のシートに基づいて「自己点検・評価報告書」を作成した（本報告書）。

自己点検・自己評価委員会が「自己点検・評価シート」以外に点検・評価に活用するのは、次の調査および評価報告である。

<外部評価者会議>

数年ごとに、地元自治体、教育委員会、学校・園、企業などから外部有識者を評価員として招き、本学の教育研究活動について評価・助言を求めている。同時に、本学学生から選ばれた評価員からも、授業、学生支援、就職支援等の観点別評価項目について意見を求めている。

平成30（2018）年度分は令和元（2019）年5月に実施した。それぞれの意見は「外部有識者の意見」と「学生の意見」として教職員の間で共有され、HPに公開している。

有識者からは、コミュニケーション能力をはじめとする対人能力について高評価をいただいた一方、基礎学力や学び続ける力や課題解決能力等が物足りないとの指摘や、「失敗体験が必要」との意見もあった。

学生からは、幅広く学べる柔軟なカリキュラムや教員採用試験対策や海外体験等への支援等が高く評価された。一方で、特定の授業の内容の充実、職員の対応の迅速性、教室でのスクリーン使用時の照明の切り換え、通学用バスの増便など、さまざまな具体的要望もなされ、学内環境の改善に寄与している。

なお令和元（2019）年度分の外部評価者会議は、コロナ禍のため実施しなかった。本報告書を参考資料として実施される令和2（2020）年度分の外部評価者会議は、令和3（2021）年秋に実施予定である。

<大学機関別認証評価の受審>

平成20（2008）年度及び平成27（2015）年度に、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審して、いずれも基準を満たしていると認定された。この受審は、本学の内部質保証への取り組みの一つの節目である。

平成27（2015）年度に日本高等教育評価機構へ提出した「自己点検評価書（大学・大学院）」および認証評価結果として示された「評価報告書」は、HPに公開している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学の IR 機能は、現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整えている。

年に1度実施される「学生動態調査」は、IR・戦略統合センターが分析担当する全学的な調査である。旧来は「卒業生アンケート」として学位授与式の日に慌ただしく実施していたが、令和2(2020)年度からは在籍生も含めた全学的な Web 調査に変更された。

設問は、①大学生活、②大学での授業・学習、③就職・キャリア、④学生自身に大別され、学部・学科・専攻・コースに分けて学年ごとに集計される。令和2(2020)年度調査の回答率は86.3%だった(3,651人中3168人)。学生の学修行動、教育課程や授業の評価、学生生活の満足度など、個々の学生に関わる総合的な調査である。

調査結果は、教育改革推進本部会議、教育研究評議会、学部教授会でも報告され、全学の教職員に共有される。一部は「Fact Book」に掲載しHPで公開している。

例えば、「学習への意欲」や「成長実感」については、学部・学科ごとに大きな差異のあることがわかっている。とりわけ前者については、IR・戦略統合センターの分析担当する新入生アンケートの傾向とも共通している。入学者の違いを念頭においた教育の体制や内容を整える必要のあることが看取される。

<ジェネリックスキルテスト (PROG テスト) >

教務部が分析・担当しているのが PROG テストである(令和3(2021)年度からは高等教育センターへ移管)。1年次(入学直後の時期)および3年次(夏学期の終わりの時期)の2回実施される。

PROG テストは、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向であるジェネリックスキルを、①「リテラシー」と②「コンピテンシー」の観点から測定するテストである。

入学直後と大学の学修が後半に入った3年次の2回実施することで、2つの「リテラシー」と「コンピテンシー」の測定値を比較し、DPの定める資質・能力をどれだけ伸ばすことができたのかを、数値で測定・把握している。

結果及び分析結果は「PROG 全体傾向報告書」を作成して教職員に配布して共有している。また、1年次と3年次の2回分の伸長率をポートフォリオに掲載している。

調査結果は、やはり学部・学科等で大きな差異がある。ただし、リテラシーはおおむね入学者の学力を反映しているものの、コンピテンシーについては関係が薄く、入学者の行動特性については、学力とは別に学科ごとの個性に注意を払う必要があることがわかる。

<卒業生および就職先企業担当者アンケート>

卒業生の進路先の直属の上司に対する「卒業生の就職先対象調査」と、卒業生本人に対する「卒業生対象調査」からなる。DPの達成状況について評価してもらい、教育内容の検討や改善に活用している。

アンケートはキャリアセンターと教職教育推進センターが実施し、結果はキャリア委員会および大学運営会議等で報告され、全教職員で共有している。

令和2(2020)年度卒業生のアンケートは、全学共通のDPについて達成できているかどうかをたずねた。コロナ禍の影響もあって有効回答率は前年より低下し、就職先が

45.9%、卒業生本人が12%だった。

1～4の4段階評価で全項目の平均値が3～4の間におさまっており、DPはおおむね達成できている。項目別には「周りの人に感謝することができる」「業務に対して誠実に対応することができる」が比較的高く、「自分を振り返り、課題を見つけて取り組むことができる」や「社会人としてのマナーやエチケットを理解している」が比較的低かった。これらは外部評価者会議とほぼ同じ傾向であり、PBL（課題解決型授業）のいっそうの強化や、常日頃からのマナー指導が必要だと考察される。

なお、就職先の方が卒業生本人よりも評価の高い傾向にあり、教職員は、学生の自己肯定感を高めるよう日頃から心掛ける必要のあることがわかる。

<授業評価アンケート>

毎学期の学期末にすべての授業を対象に実施される。令和元（2019）年度からはwebでの回答に変更した。アンケート結果は教務部がまとめて（令和3年度からは高等教育センターに移管）授業担当教員のコメントも併せて、FD委員会、教務委員会、教育研究評議会、学部教授会に報告され、アセスメント・ポリシーに適合した授業方法、成績評価が行われているのかを検証する。その際には、特にスコアの高い授業と低い授業のリストも併せて報告される。

アンケート結果を踏まえた分析は、当年度の『FD・SD 報告書』に掲載される。また、アンケート結果の概要はHPに公開されており、詳細な内容や各授業担当者のコメントは図書館で閲覧できる。

その他に、入試状況、学生の学籍状況、資格取得状況、就職状況や、IRのためのデータ収集項目と調査・分析などが、大学運営会議、教育研究評議会、学部教授会等で定期的に報告し、全教職員の間で共有している。

これらのデータ収集によって、各学生の学修成果を中心として、受験・入学から卒業・就職先まで、追跡調査ができるようになった。すなわち、本学学生が、①いかなる入試方法・入試成績で入学してきたのか、②在学中、DPに示された資質・能力をどのくらい身につけ、学修成果をあげたか、③卒業・就職ができたのか、などが分析可能となった。

なお、上記の各組織の扱うデータについても、大学運営会議、教育研究評議会に出席するIR・戦略統合センター長およびIR・戦略統合課課長が収集し、IR機能を担う同センターにおいて集約している。そして、同課の事務主管する教育改革推進本部会議において、中長期計画ロードマップの策定に活用している。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動を中心とする内部質保証の体制は整っており、自己点検・評価の内容や収集データは、広く教職員の間で共有している。それらは学部等、組織、事務局の改善にも活用している。今後は、より実効性のある自己点検・評価の方法と、より有効性のある調査方法、データ収集活動を追求する。

例えばPROGテストは、学生が真剣な姿勢で受験せず解答に空欄が多い場合、母集団の平均値の信頼性は大きく損なわれる。受験率だけでなく、実施方法を工夫したり、実施の事前・事後の説明や「振り返り」に力を入れたりする工夫次第で、データの信頼性は大き

く変化する。

また、アセスメント・ポリシーに沿った授業方法や成績評価方法が実施しているかどうかは、シラバスチェック、相互授業参観、学科会議での情報交換、授業評価アンケート等の個々の取り組みにおいて、それぞれ点検・検証と改善を行う。この取り組みは「中長期計画ロードマップ」にも掲載して点検・検証しているが（次項に詳述）、今後も教員が一層傾注して改善に取り組むよう、個々の取り組みの実施方法や点検・評価方法を工夫する必要がある。

他に、IR・戦略統合センターのデータ収集活動では、学内の各組織それぞれが管理している学生情報のシステムが独立しているために、データのやりとりが簡単に行えない。今後は、データを統合するためのシステムの導入を検討するなど、全教職員間のデータ共有や活用について利便性を高める取り組みをすすめる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

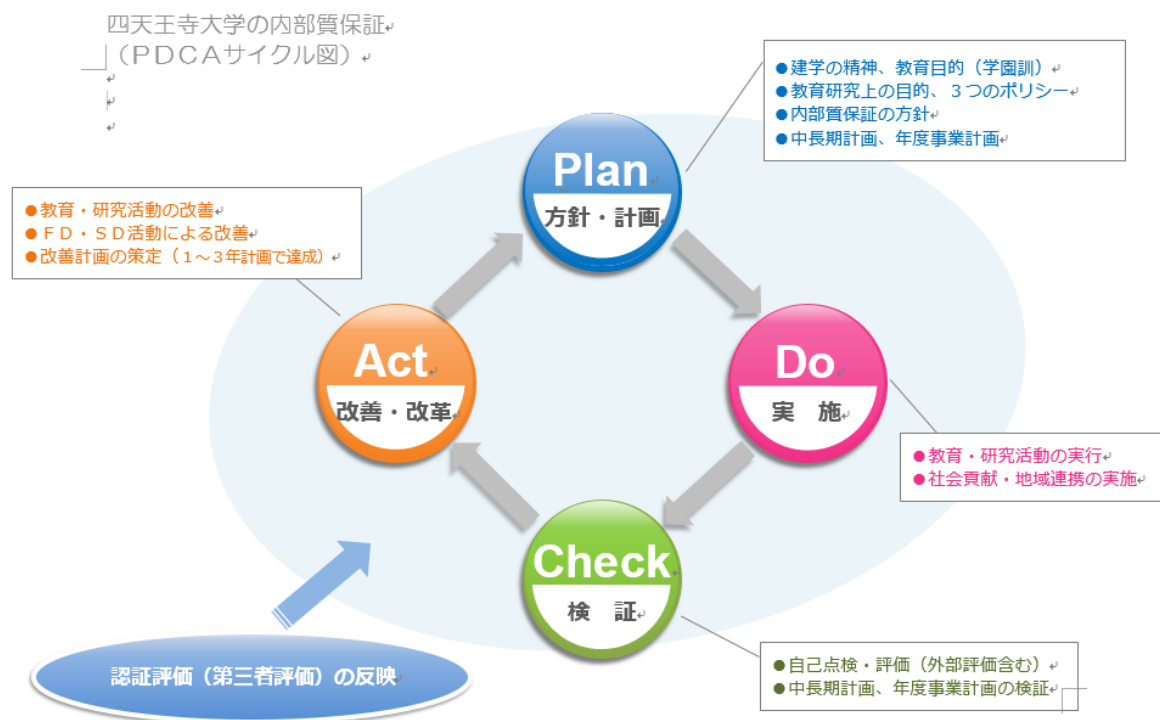
(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の内部質保証は、下の PDCA サイクル図のように機能している。



本学の内部質保証の最大の眼目は、「使命及び教育目的」と「三つのポリシー」が達成できているか否かである。ここでは、前者を目標にかかげ、後者を個々の取り組みに直接反映させた「中長期計画」の履行状況の検証、および改善の取り組みを例に取って、本学のPDCAサイクルが具体的にどのように機能しているのかを説明する。

< 「P」 : Plan >

中長期計画の履行に関わる具体的取り組みは、「中長期計画ロードマップ」（「ロードマップ」）に記載される。この「ロードマップ」は、事務局を含めた「全学版」と、学部・学科・専攻ごとの取り組みを記した「部局版」の二通が作成され、そこに個々の取り組みについて5年に分けて記載される。

二通の「ロードマップ」は、教育改革推進本部会議および各学部・学科・専攻および各組織、各事務局の意見や議論を踏まえて、教育研究評議会で策定される。策定にあたっては「自己点検・評価報告書」または「自己点検・評価シート」、各種データ等が参照される。

< 「D」 : Do >

各学部・研究科、図書館、部、センターなどの組織および各事務局は、「ロードマップ」にもとづいて、教育・研究活動や業務を見直し、新たな取り組みを実行することで、改善策を実施する。

例えば、「ロードマップ」（全学版）のⅡの2の(1)の「目標」には「教育に係る3ポリシーの点検・評価による改善システムを備え、学習者本意の教育に転換する。」とある。

「目標」に対応する「計画」の項には、「学修者本位の教育の観点からアセスメント・ポリシーによる「三つのポリシー」の評価について検証することにより、教学マネジメントの仕組みを検証・改善し、ディプロマ・ポリシーに基づく体系的なカリキュラム編成の構築・運営の改善に取り組む。」とあり、その「取組内容」には「アセスメント・ポリシーを用いた自己点検・自己評価結果の反映状況を検証（PDCAサイクルが有効に機能しているのか確認）し、カリキュラムや教学マネジメントの仕組みが学修者本位の教育に資するものとなっているかどうかについて見直しを行いつつ、継続的に改善を実施する。」とある。

これらを踏まえて、学部・学科・専攻・コースおよびFD委員会、教務委員会、教務部を介して、個々の教員がシラバスの記載内容や授業方法の改善に取り組む。学科やコースの会議でも、こうした取り組みの実施について周知される。非常勤講師には教務部から伝達される。

また、FD委員等が分担してシラバスチェックを行い、改善を要するシラバスについては、教務課が授業担当教員に依頼して改訂する。

< 「C」 : Check >

各学部・研究科、図書館、部、センターなどの組織および事務局は、「ロードマップ」に記入した個々の取り組みについて進捗を検証しながら、自己点検・自己評価委員会へ提出する「自己点検・評価シート」の記入を行う。

例えば、アセスメント・ポリシーを踏まえた授業の実施については、公開されたシラバスの内容、授業参観教員の作成したコメントペーパー、授業評価アンケートの結果およびそれに対する担当教員のコメントの他に、受講人数や合格（単位付与）者数、カリキュラ

ムマップにおけるその科目の位置づけ等も参照される。

自己点検・自己評価委員会は、集めた「自己点検・評価シート」の内容を他のデータも参照しながら検討して加筆等を行い、「自己点検・評価報告書」を作成する。

< 「A」 : Act >

教育研究評議会は、「自己点検・評価シート」ないし「自己点検・評価報告書」の内容を共有し、内容に応じて学部・研究科、各組織、各種委員会、事務局等に改善策を求める。認証評価の受審時には、その評価も併せて検討される。教育改革推進本部会議も、具体的な改革方針や改善策を検討する。

こうして立案・検討された改善策が、大学運営会議、教育研究評議会、各教授会、理事会等で審議・決定される。

以上の過程において、教育研究評議会は「ロードマップ」の内容についてもそれぞれの取り組みの進捗度を検証する。

例えば、アセスメント・ポリシーを踏まえた授業の実施については、学部・学科・専攻・コースや教務部等を中心に、シラバスの書式、授業参観の実施方法、授業評価アンケートの実施方法、カリキュラムマップ、個々の授業の受講人数や合格（単位付与）者数等を参考に、現在の取り組みが成果をあげているかを省察する。そして、以後の取り組みのあり方を検討し、教育研究評議会の中でロードマップに加筆・修正を施す。

以上のプロセスを経て「ロードマップ」の更新（＝「(Re) Plan」）が行われる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

情報を収集して現状や既存の取り組みを点検・検証し、改善策を講じる全学的な体制は整った。今後も「使命及び教育目的」や「三つのポリシー」の達成状況を点検・評価する取り組みとして、いっそう効果的な体制となるよう改善していく。

18才人口の減少に加えて、高校生の四大志向の高まりに伴う併設短期大学部の志願者減などの問題もあり、本学を取り巻く状況は厳しい。入学者の志向、学修行動や基礎学力などのデータを継続的に収集・分析して、それらを踏まえ社会に一層望まれる教育のできるよう、本学の使命や教育目的に応じた教育方法及び内容の改善に取り組む必要がある。

こうした問題への的確な対応のために、内部質保証の機能性を高く維持するよう努める。

【基準 6 の自己評価】

「四天王寺大学内部質保証の方針」に基づいて、自己点検・自己評価委員会が責任を負い、教育研究評議会が改善等の取り組みを行う本学の内部質保証の体制は整っている。

また IR・戦略統合センターを中心に、教育・研究に関する学内外の諸情報の収集・分析を行い、本学の各種施策の形成を支援する IR 機能も整い、有効に機能している。

そして実際に、教育研究評議会が策定した方針や施策（P）を、学部・学科やその他の各組織が実施（D）し、自己点検・自己評価委員会がそれを点検・評価（C）して、それを踏まえて教育研究評議会が新たな方針や施策を検討する（A）本学の PDCA サイクルは、よく機能している。

以上のことから「基準.6 内部質保証」を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献と社会連携

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育などによる物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学が保有する知的資源及び教育関連施設を地域社会に開放し、地域社会と連携しつつその活性化に貢献するべく、地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業を実施している。

<IBU オープンカレッジ>

平成 13（2001）年度にスタートした「IBU オープンカレッジ」は、生涯学習を通じた教育事業で、地域の方々に学習する機会を提供する取り組みである。

初年度は英会話、歴史など 21 講座を開講し、平成 20（2008）年度には 120 講座にまで拡充した。ジャンルは、歴史、絵画、心理学、朗読、パソコン、そして語学では、英語、韓国語、中国語、イタリア語、フランス語、アラビア語など多様なグレード分けを設定し、外部講師にも依頼して開講してきた。その後、本学キャンパスだけでなく、平成 21（2009）年度に完成した四天王寺大学藤井寺駅前キャンパス（四天王寺小学校内に併設）においても開講した。藤井寺駅前キャンパスでは、小学生への英語や囲碁将棋教室、仕事帰りの社会人が受講できる夜間講座を開講するなど、平成 22（2010）年度には年間最も多い 194 講座まで拡大した。

一方、ICT 社会が定着し、どのような情報も簡単に検索できる時代が到来し、ユビキタス社会において、学びが日常的なものになり、社会人の学びの場は広がった。社会人向け講座を開催する他大学の進出や市区町村による生涯学習の専門部署が各地で開設され、受講者にとっては、近隣かつ安価で受講できる機会が増えた。このように受講する側の選択肢が増えたことで受講者は徐々に減少（平成 22（2010）年度 1769 人→平成 29（2017）年度 698 人）し、平成 29（2017）年 3 月をもって藤井寺駅前キャンパスで実施していた社会人教育から撤退した。その後、本学を拠点として、外部講師中心の講座構成から本学の教育・研究機能を中核として地域に還元する方針に転換し、現在に至る。

令和 2（2020）年度前期の「IBU オープンカレッジ」は、語学、教養、技能、資格取得の 37 講座を企画し、4 月募集に向けて受け入れ準備をしたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発出されたため、開講の中止を決定した。また、前期の講座を後期に延期し開講することを計画していたが、第 2 波によって、後期も中止することになった。このような事態に柔軟に対応して、2 月から 3 月にかけてオンラインによる講座として開講した。当カレッジの受講者は ICT に強くない高齢者が多いため、オンライン講座の受講者の減少が危惧されたことから、試行的に 5 講座（歴史・宗教等の教養 4、語学 1）を無料で募集し、開講した。その結果、定員 20 人×5 講座の計 100 人に対して、延べ 178

人の申し込みがあった。

申込時のオンライン講座に関するアンケートでは、オンラインができる機材の所持率が92%、パソコン（ノート型含む）所持率は73%（残りはスマートフォンとタブレット）であった。また、受講後のアンケートでは、60歳以上の高齢者の受講率が76%であったが、オンラインでの受講経験がない方でも操作に問題がないとの回答が89%にのぼった。オンライン講座の内容を視聴した感想については、「大変分かりやすかった」「分かりやすかった」の合計が85%とおおむね好評であったことから、オンライン講座の手ごたえを感じることができた。

<たいし塾>

本学建学の祖である「聖徳太子」と受講者の方々の「大いなる志」が叶うようにとの願いを込め、特別公開講座社会人教室「たいし塾」として平成12（2000）年にスタートし、大阪の中心部の交通至便で民間カルチャー教室として実績のある毎日文化センターにおいて、有料かつサテライト形式で開講した。当初は年3期制（全12回×3）で行っていたが、平成18（2006）年度から2期制に変更し、平成22（2010）年度まで実施した。平成23（2011）年度から藤井寺駅前キャンパスでの開催に変更し、平成29（2017）年度まで実施した。平成30（2018）年度の藤井寺駅前キャンパスからの撤退時から本学で実施している。

受講者が年々減少傾向となっていたため、令和2（2020）年には、「令和の時代-和の精神（こころ）」前期・後期、仏教-いろはの「い」-をテーマとして10講座を無料で開講する予定にしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止を決定した。

<教員免許更新講習・認定講習・特例講習>

平成19（2007）年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21（2009）年4月1日から教員免許更新制の導入が決定し、同年度より本学でも実施することになった。令和2（2020）年度は、必修1科目、選択必修6科目、選択19科目、定員2,108名で8月実施での認可を受けたが、令和2（2020）年4月7日の緊急事態宣言発令などを受けて、オンラインによる遠隔講習や9月以降の実施に向けて検討した。なお、令和2（2020）年6月5日付、文部科学省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について」による教員免許状の有効期間の延長が認められることとなり、総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2（2020）年6月17日、教員免許更新講習開催中止を決定した。

<公開シンポジウム>

本学の知的資源を地域社会に還元するため、平成9（1997）年度より、本学と羽曳野市及び羽曳野市教育委員会との共催事業としてシンポジウムを開催している。

令和3（2021）年2月27日は、「世界から見た百舌鳥・古市古墳群」をテーマに公開シンポジウムを開催した。国立歴史民俗博物館教授の松木武彦氏による基調講演、羽曳野市教育委員会文化財課の伊藤聖浩氏、本学の森嶋俊行専任講師による話題提供の後、本学の須原祥二教授の司会でディスカッションを行った。オープニングでは、本学学生による課

題解決研究発表として「古墳音頭」「レンタサイクル」に関するプレゼンテーションを行い、市民の方々に学生の活動を知っていただく良い機会となった。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの実施（申込 448 名、視聴 296 名）となったが、オンライン実施のため、北海道、関東、九州など、遠方から多数申込みをいただいた。

<公開講座フェスタ（大阪府主催）>

HSN ネット（「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット」の略称で、主催者の事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課に置く）に参画するため、本学は、平成 11（1999）年から構成員となり、毎年本学の教員を 1 名派遣している。開催場所は大阪府庁舎内に設けられ、毎年、決められたテーマに沿った内容をもとに、加盟する阪神奈の大学教員や、一般財団法人で運営している研究機関の講師らが講義を行う。毎年 11 月に開催されるが、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、オンラインで実施する可否かを含むアンケートが行われた結果、加盟する 23 機関のうち 21 機関が開催見送り（2 機関開催）との回答により中止となった。

<あべのハルカス公開講座>

大阪府との共催事業によって、平成 7（1995）年に「四天王寺大学公開講座」としてスタートした。開催場所は大阪府さいかくホールで行い、本学教員の研究・専門分野を軸に、平成 12（2000）年度まで 3 講座、平成 13（2001）年度～平成 25（2013）年度まで 4 講座で、夜間の公開講座を実施してきた。平成 26（2014）年度、あべのハルカスに本学サテライトキャンパスを設置したことを契機として、「あべのハルカス公開講座」として実施している。講座の内容は、「～教養と好奇心で巡る世界の旅～」を主テーマに絞り、講師となる教員が学会や視察で訪れた渡航先での出来事や諸問題を取り上げる形式で、前期 4 講座、後期 4 講座で開催している。

令和 2（2020）年度は、同キャンパスでの開催が 7 年目となり、ドイツ、イギリス、韓国、エチオピアなどに関する前期 4 講座、後期 4 講座を企画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止とした。

<看護職の実践能力・研究能力開発プログラム（履修証明プログラム）>

令和元（2019）年度より、看護学部・看護実践開発研究センターが中心となり、看護職、看護管理者、高度実践看護師の現任教育、大学院修了後の実践能力及び研究能力育成のための人材育成トレーニングを実施している。令和 2（2020）年度は、○a 慢性疾患患者のセルフケア能力の改善を目的とした直接的な看護介入に関連した知識・技法の習得、○b 重複疾患、問題行動を繰り返し、入退院を繰り返すケア困難患者への PAS セルフケアセラピー（PAS-SCT）介入技法の習得、○c セルフケアプログラムと PAS-SCT 介入を介入型事例報告・事例研究としてまとめる知識と技法の習得を目的として開講し、4 コース延べ 54 名が受講した。

本プログラムは、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の規定に基づき実施し、60 時間以上のプログラム修了者 9 名に対して履修証明書を交付した。

<IBU 生涯学習フェスタ>

平成 10（1998）年度から「IBU 秋・園遊会」として開催し、第 3 回の平成 12（2000）年度より、名称を「IBU 生涯学習フェスタ」に改めた。平成 16（2004）年度の第 7 回から現在に至るまで、大学祭（11 月）と同時開催のイベントとして実施している。

第 1 回から第 12 回までは、著名人による基調講演、地域の公民館等でサークル活動している団体の作品展示（パッチワーク・陶芸・生け花・写真等）、舞台発表などを実施してきたが、第 13 回以降、出展数などが減少し、規模を縮小している。

令和 2（2020）年度は、第 23 回として大学祭と同時開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。

<IBU 桜 WEEKS>

大学開放ならびに地域社会との共生・交流、地域の生涯学習振興を目的として、平成 10（1998）年度「IBU 桜まつり」として開催した。当初、芸能人や曲芸師、地域で活動する団体や学生のクラブ団体による舞台発表、屋台、子ども向け遊具、動物とのふれあいミニ動物園など、学内の桜を鑑賞しながら大人や子供が 1 日中楽しめる一大イベントを実施していた。

平成 19（2007）年度の第 10 回目を迎えるにあたり、経費削減と従来の催物を抜本的に見直し、本学の誇る桜の美しさを鑑賞してもらうことに主眼をおいた行事の実施を目的とした「IBU 桜 WEEKS」に改称した。

その年の気象庁が発表する開花予想をもとに、満開の前後 3 週間を桜の鑑賞期間として、地域の方々に学内を自由に散策していただくことにしているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、「IBU 桜 WEEKS」を中止とした。

<講師派遣、外部の各種委員等就任>

本学では、社会貢献の一環として、講師派遣や外部の審査会及び選考会等の各種委員委嘱を受け入れている。研修会、講演会、各種委員会、学校や自治体などの行事等の実施に当たり、本学教員等への協力内容とのマッチングがスムーズに行えるよう、ホームページ上に教員の専門分野別「知的・人的資源データベース」を提供している。

大学内施設・設備は、本学の授業、行事及び学生の課外活動等に支障のない場合、他団体や地元自治会などに貸出しを行っている。貸出しの条件は「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部施設使用規程」「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部体育施設管理運営規程」で定めている。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため各種団体への貸出しを制限していたが、地域貢献として施設や地元団体、自治会を中心に 12 件の貸出しを行った。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育、研究、社会貢献の三者がそれぞれ地域を志向して取り組むことが必要であり、本学の教育研究活動によって獲得された「知」の資源を、社会貢献という仕組みを通じて地域社会に還元されなければならない。地域の課題、今後活用すべき地域資源の掘り起こしや

見極めを行い、地域の人材育成、市民の生活改善や福祉の向上、豊かな社会を形成する活力につながることを本学が果たすべき社会貢献としたい。

A-2. 大学と地域社会との関係協力の構築

A-2-① 地域に根ざした活動として定着しているか

A-2-② 大学と企業、教育機関及び文化団体等との協力関係が構築され、それに基づく事業展開が為されているか

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<地域連携>

本学は、地方公共団体、教育委員会、商工会と協定を締結し、連携している。多様な分野で連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とするものである。主な分野としては、①地域文化の振興、②地域産業・観光の振興、③教育および人材育成、④生涯学習、⑤まちづくり、⑥学術研究、⑦健康・福祉等である。市民大学、シンポジウム、講演会等の開催、本学からの講師派遣、学生派遣、連携先からの講師招聘などである。地域の特徴を活かしたまちづくりや課題解決による相互の地域活性化に向けた連携を通じ、積極的な地域貢献を実施してきた。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの連携事業が中止となったが、今後も本学が有する知の拠点としての歩みを進める。

No.	自治体等・締結書名	締結日
1	藤井寺市、藤井寺市商工会及び四天王寺大学との連携に関する協定書	平成 25 (2013) 年 11 月 28 日
2	羽曳野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携に関する協定書	平成 26 (2014) 年 5 月 20 日
3	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と堺市教育委員会との連携協力に関する協定書	平成 29 (2017) 年 3 月 27 日
4	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と大阪府教育委員会との連携協力に関する協定書	平成 29 (2017) 年 12 月 4 日
5	大和郡山市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携協力に関する協定書	令和 2 (2020) 年 4 月 20 日

<定着した主な連携事業>

事業名	内容	実施年度	備考
はびきの市民大学	羽曳野市主催講座の企画・講師派遣	平成 12(2000)年度～	
公開シンポジウム	討論会の企画・運営	平成 9(1997)年度～	主催：本学、羽曳野市、羽曳野市教育委員会
生涯学習フェスタ	発表・展示・体験の場の提供と大学開放	平成 10(1998)年度～	主催：本学 後援：羽曳野市、藤井寺市
図書館相互協力	蔵書貸出	平成 28(2016)年度～	羽曳野市図書館
藤井寺市先進教育推進事業	授業力向上研修での講師及び学生派遣	平成 28(2016)年度～	

<高大連携>

高校と大学が連携して教育活動を実施するため、令和 2 (2020) 年度は、新たに 3 校との高大連携協定を締結し、連携校は 31 校となった。新型コロナウイルスの影響もあり、実質的な教育活動は縮小となったが、模擬授業講師として大学・短大で 3 校に 7 名（大学のみでは 2 校 4 名）の教員を派遣し、健康診断補助では、教育学部教員の指導のもと、2 校延べ 35 名の学生を派遣した。

本学での生徒の受入れは、「協定校実践プログラム“初心者のためのピアノ教室”」の 1 事業に留まったものの、19 名の生徒を受け入れた。

連携校と大学が相互の教育の充実・発展に資するため、以下の事業での連携協定を締結している。

- (1) 大学の研究・教育活動や高校の教育活動に関すること
- (2) 大学への入学に際して大学と高校の連携に関すること
- (3) 教育上の諸課題に対応した調査・研究等に関すること
- (4) 大学の学生による高校での実習・インターンシップに関すること
- (5) その他双方が必要と認めること

No.	高校名・締結書名	締結日
1	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立藤井寺高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 18(2006)年 8 月 1 日
2	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立北かわち皇が丘高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 21(2009)年 8 月 3 日
3	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立懐風館高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 22(2010)年 1 月 18 日
4	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立河南高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 23(2011)年 3 月 31 日
5	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立阪南高等学校</u> との福祉関連の教育活動に関する高大連携事業協定書	平成 23(2011)年 7 月 28 日

四天王寺大学

6	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立富田林高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 25(2013)年 4月16日
7	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立長吉高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 26(2014)年 3月15日
8	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立桜井高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 29(2017)年 2月23日
9	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立金剛高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 29(2017)年 9月13日
10	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立西の京高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 29(2017)年 9月22日
11	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立夕陽丘高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 30(2018)年 4月23日
12	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立狭山高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 30(2018)年 10月10日
13	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立山本高等学校</u> との連携に関する協定書	平成 30(2018)年 11月15日
14	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立生駒高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 8月22日
15	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立高取国際高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 8月22日
16	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪体育大学浪商高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 8月29日
17	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>羽衣学園高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 9月12日
18	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪緑涼高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 9月19日
19	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立美原高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 10月7日
20	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立香芝高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 10月9日
21	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立布施高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 10月29日
22	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立金岡高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 11月6日
23	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立堺東高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 11月13日

24	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立長野高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 11月18日
25	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立泉北高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 12月3日
26	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立貝塚南高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 12月9日
27	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立堺西高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 1(2019)年 12月11日
28	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良育英高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 2(2020)年 1月14日
29	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>奈良県立法隆寺国際高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 2(2020)年 10月8日
30	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立登美丘高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 2(2020)年 11月11日
31	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と <u>大阪府立東百舌鳥高等学校</u> との連携に関する協定書	令和 3(2021)年 2月15日

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度は、「四天王寺学園中長期計画（平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年計画）」における改革期（前半 5 年）を終え、中長期計画における発展期（後半 5 年）に向け、大学において中長期計画を見直し、次のように計画している。エクステンションセンターを発展的に改組し、地域連携活動と研究活動の推進を目的とする「地域連携・研究推進センター」（仮称）を設置する。なお、新センター設置準備のためのワーキンググループを設置し、状況に応じて学外有識者の参画も得て、設置に向けた課題の整理と対応方針を取りまとめ、新センターの円滑なスタートに繋げる。

また、地域との包括的な連携協定を活用するなどにより、地域と連携した学生プロジェクト事業を学生とともに企画立案し、関係機関の協力を得て組織的に実施する。

【基準 A の自己評価】

「基準項目 A-1」、「基準項目 A-2」の自己判定に基づき、基準 A を満たしている。

建学の精神である「和の精神」教育と研究を発展させるとともに、これら教育研究活動を通じて広く社会に貢献することに努めてきた。

今後、本学は社会の期待に応えられる教育・研究という視座に立つとともに、社会との連携を一層強化し、研究成果の社会への還元・活用を推進することにより、地域社会の発展に積極的に寄与する。